

平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19
事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

平成 20 年 6 月

国立大学法人

帯広畜産大学

○ 大学の概要

(1) 現況

① 大学名 国立大学法人帯広畜産大学

② 所在地 北海道帯広市稲田町

③ 役員の状況

学長名 鈴木直義(平成16年4月1日～平成19年12月31日)

長 澤秀行(平成20年1月1日～平成23年12月31日)

理事数 3名(内1名非常勤)

監事数 2名(非常勤)

④ 学部等の構成

学部	畜産学部
研究科	大学院畜産学研究科(博士課程・修士課程) 岐阜大学大学院連合獣医学研究科(博士課程) (構成大学として参加) 岩手大学大学院連合農学研究科(博士課程) (構成大学として参加)
全国共同利用施設	原虫病研究センター※
学内共同教育研究施設	地域共同研究センター、畜産フィールド科学センター、 大動物特殊疾病研究センター
教育研究支援組織	附属図書館、保健管理センター、大学教育センター、 全学研究推進連携機構、情報処理センター、 放射性同位元素実験室
技能教育組織	別科(草地畜産専修)
その他	事務局

注) ※は、全国共同利用の機能を有する附置研究所等を示す。

⑤ 学生数及び教職員数(平成19年5月1日現在)

(学生数)	畜産学部	1,170名(5名)
	畜産学研究科	154名(28名)
	別科	49名(0名)

(教職員数)	教員	133名
	職員	94名

注) 学生数の()内は内数で留学生を示す。

(2) 大学の基本的な目標等

① 中期目標の前文

国立大学法人帯広畜産大学は、「実践的教育の充実」、「世界をリードする研究者の養成」、「地域社会並びに国際社会との連携」を理念とする世界最高水準の獣医・農畜産系大学を目指すため、以下の3つを基本的な目標とする。

- ・ 世界をリードする高度専門職業人の養成を強化する教育の充実を目指す。
- ・ 環太平洋・アジア地域におけるトップレベルの獣医・農畜産学融合分野の学術研究拠点となることを目指す。
- ・ 地域社会並びに国際社会の発展に幅広く資するため、教育、文化及び社会に係るニーズを的確にとらえ、個性や特性を活かした国際的水準の成果・専門知識の提供及び高度な技術の移転など強固な連携関係の構築を目指す。

② 本学の特徴

本学は、昭和16年に帯広高等獣医学校として創立し、昭和24年に国立学校設置法により国立大学唯一の獣医農畜産学系単科大学として設立された。以来、畜産学及び農業諸科学分野の増設、整備・再編を行い、昭和42年に大学院畜産学研究科修士課程を開設し、平成2年及び6年には、それぞれ岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程及び岩手大学大学院連合農学研究科博士課程の構成大学として、高度な専門職業人や研究者の育成を担っている。

平成8年には、学内共同教育研究施設「地域共同研究センター」を設置して民間機関等との共同研究など社会との連携を強化した。そして平成12年には我が国の獣医畜産系大学では唯一の全国共同利用施設「原虫病研究センター」を設置し、最先端科学研究の分野で世界に向けて着実に研究成果を挙げており、平成14年度に原虫病研究センター教員を中心とした研究組織が、我が国の生命科学領域において21世紀COEプログラム28研究拠点の一つに選ばれている。原虫病研究センターは、同プログラムにより推進した原虫病研究の成果が認められ、平成19年5月に3種類の原虫病(ウマピロプラズマ病、ウシバベシア病、スーラ)に関する、国際獣疫事務局(OIE)のリファレンス・ラボラトリーに認定された。

平成18年には、我が国における緊急重要課題である「食の安全確保」に関する獣医領域及び畜産領域の融合分野による基礎研究開発、実践技術習得を目的とした食料安全保障に貢献する高度人材育成のため、大学院畜産学研究科に畜産衛生学専攻博士課程を設置した。また、平成20年には、「平成20年度教育改革」として、学部段階における獣医領域及び畜産領域の融合教育の展開を目的とした畜産学部の「学科制から課程制への変更」、学部・研究科を通じた一元的な教員所属組織としての「研究域の創設」等の実施を決定するなど、教育研究組織の整備・充実を進めている。

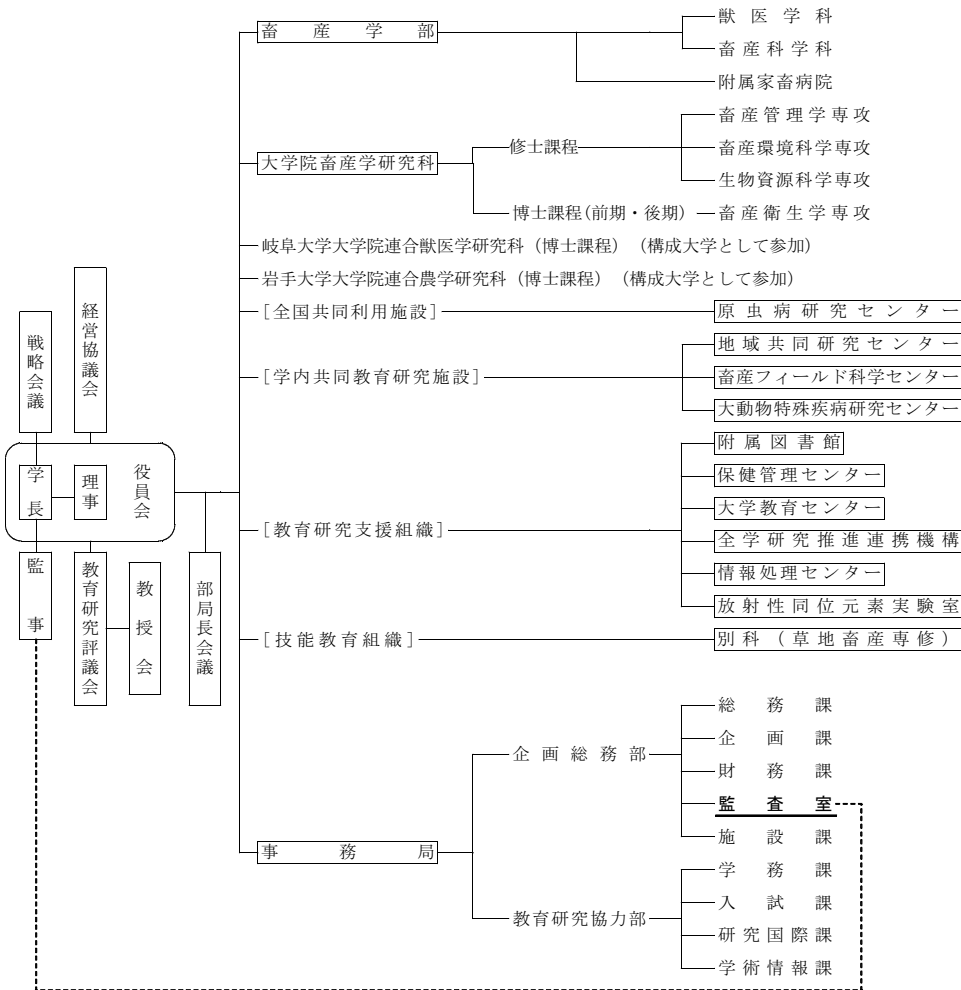
本学が立地している十勝圏は、我が国の食料基地、循環型農畜産業の先進地域として発展することが特に期待されており、独立行政法人農業・食品産業技

帯広畜産大学

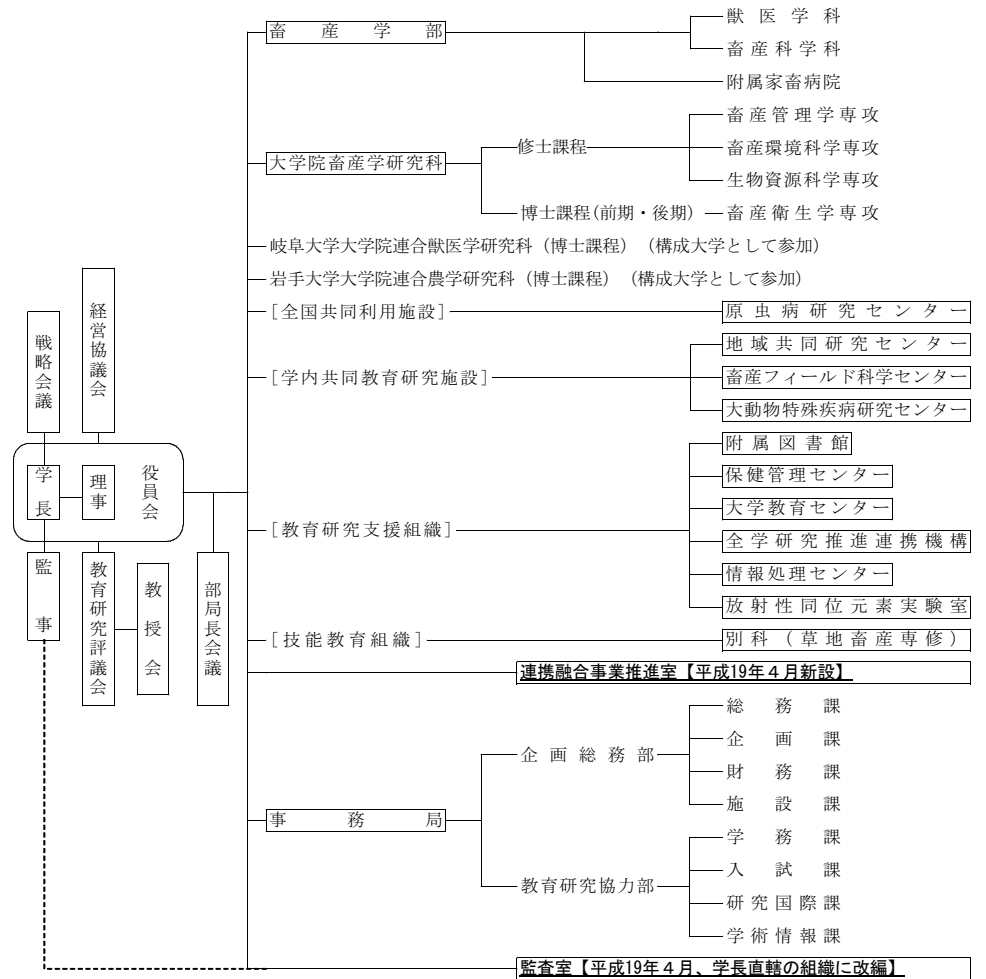
術総合研究機構北海道農業研究センター芽室研究拠点、北海道立十勝農業試験場、北海道立畜産試験場、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターなどの試験研究機関があり、本学はそれら研究施設と連携を深めながら教員の基礎研究成果を学生達が一緒になって応用展開する実学重視の人材育成を展開し、国内はもとより外国（特に開発途上国）の農畜産業の発展に大きく貢献してきた。

本学の理念である人間と自然が共生する社会において、「食の生産向上と安全性」を基本とする農畜産物生産から食品衛生及び環境保全に至る一連の研究教育を通じ、人類の健康と福祉に貢献することを目的に、世界最高水準の獣医・農畜産学の学術研究拠点の形成、国際的・高度専門職業人の養成に向けた教育の充実強化、地域や国際社会の発展に資する専門的知識技術の移転を中期目標に掲げ、大学全体の水準向上・活性化を推進している。

(3) 大学の機構図
① 平成18年度末現在



② 平成19年度末現在



※ 下線部は、平成19年度に組織改編を行った組織を表し、【 】内に改編の時期及び内容を表す。

○ 全体的な状況

本学の基本理念は、「実践的教育の充実」、「世界をリードする研究者の養成」及び「地域社会並びに国際社会との連携」により世界最高水準の獣医・農畜産系大学を目指すことである。

本中期目標期間中は、この基本理念に基づき、全国初となる獣医畜産融合の教育研究組織である大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻博士課程を設置したことをはじめ、地域の試験研究機関との連携協力推進を目的とする「スクラム十勝」を設立した。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）、国際連合ユネスコ国際教育計画研究所（ユネスコIIEP）と連携協力協定を締結するなど目標達成に向け取り組み、計画を順調に達成している。

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

○ 学長の執行機能の強化と機動的・戦略的な運営体制の構築

学長のリーダーシップを支える戦略スタッフ組織として、学長特任補佐及び学長補佐による学長補佐室を設置した。また、学長、理事、事務局長、学長特任補佐で構成する戦略会議を設置し、最重要戦略課題等の課題設定と戦略策定を行い、教育研究評議会、経営協議会、役員会で決定する経営体制を構築した。

平成19年度は、学長補佐体制の見直しを行い、平成20年度から学長補佐室を廃止し、理事と新たに任命した副学長3名（企画評価担当、学部教育担当、地域連携・国際協力担当）を中心とした、機動的な体制に移行することとした。

○ 戦略的な資源配分の実施

教員人事は、「後任人事」を廃止し、欠員を機械的に補充する方式ではなく、戦略的に補充が必要な教育研究分野に係る方針を案件ごとに策定し、中期目標・中期計画の重点領域を中心に学長が決定している。

財政資源の配分については、学長が予算配分の基本方針を策定し、経常的経費と戦略的経費に区分した上で予算配分を行っている。経常的経費に区分される教育研究経費は、各教員からの予算要求と大学教育センターにおける査定を踏まえて傾斜配分を行い、戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費等の配分は、申請基準の見直しや配分総額の増額等を行い、学長が採択課題を決定して資源配分を行っている。

平成19年度は、前年度までの方針を踏襲したほか、平成20年度の「研究域」設置にあわせ、教育研究活動の活性化を踏まえた、教員の戦略的配置を検討をした。

(2) 財務内容の改善

○ 人件費管理を中心とする財政運営計画の策定

平成19年3月に、組織の活性化と人件費抑制に配慮した、「財政運営計画－人件費を中心として－」を策定した。本計画では、基礎的収益に対する人件費比率の上限を定め、中期目標・計画期間の人事管理計画、人員削減数を策定している。

平成19年度は、本計画に基づき、人員管理を行い、人件費削減目標を達成した。

○ 外部研究資金の獲得に向けた取組

科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向け、教育研究改革プロジェクトの

募集時に科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置を講じた。また、地域共同研究センターを中核として、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化に努め、平成18年度には、外部資金受入額が過去最高額（受託研究収益、受託事業収益及び寄附金収益の総額が8億1,179万円）となった。

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○ 広報室の設置と大学情報の積極的な発信

国民や社会に対する説明責任を果たす目的で、大学の情報提供などの窓口として、平成16年4月に「広報室」を設置し、効果的な情報発信とともに、報道関係機関等の取材申込等の迅速な対応を行っている。

○ 改革サイクルの確立のための自己点検・評価システムの構築と体制整備

平成18年度から、年度計画の進捗状況に関し、年度途中で中間評価を実施し、確実な計画達成を促すとともに、中間評価の結果を踏まえて次年度計画の策定作業を行っている。これにより、年度終了時の全学的見地からの横断的な点検・評価と合わせ、評価から計画策定に至るサイクルを確立した。平成18年度には、自己点検・評価をより機動的に行うため、スタッフ制の企画評価室を設置し、平成19年度には、次期中期目標・中期計画の策定等を控え、機動性及び専門性を一層向上させるため、構成員を増員した。

(4) その他業務運営に関する重要事項

○ キャンパスマスタープラン2006の策定

平成17年度に教育研究環境の維持及び向上を図るために、「キャンパスマスタープラン2006」を策定した。平成19年度には、同プランに基づく「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」により、平成20年度着工予定の家畜病院老朽改善整備事業の一部増築部分に対して、新たな整備手法と財源確保に向けた検討を行った。

○ 総合研究棟I号館及び講義棟改修事業の完了

平成14年度から実施していた総合研究棟I号館及び講義棟改修事業が平成19年度に完了し、全学共通実習室、マルチルーム等を整備し、教育研究等の諸活動を支える施設への再生、充実を図った。また、耐震性能を確保するとともに、空調設備の設置、視聴覚設備の充実、少人数ゼミ等に対応できる収容可変式の小講義室の設置など、教育研究環境の一層の充実を図った。

○ 危機管理の体制整備等

平成18年度に危機管理を総合的・計画的に進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処方法を定めた危機管理規程を制定するとともに、全学的リスクマネジメント組織として危機管理室を設置し、危機管理の体制整備を行った。

平成19年度には、危機管理規程に基づき、危機管理ガイドラインを平成20年3月に制定したほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、研究費の不正使用防止に向けた内部統制の体制構築を行い、コンプライアンス室を設置した。

II 教育研究等の質の向上

(1) 教育の質の向上

○ 大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻博士課程の設置

平成16年に全国で初めてとなる獣医学と畜産学の融合した教育研究組織である大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻修士課程を設置した。

平成18年には、同専攻修士課程を基盤とした博士課程を新設した。本専攻は「食の安全確保」に関する高度専門職業人及び研究者の養成を目的とし、講義、実習、討論が一体となった「総合型授業」の導入、必修科目としての国内外のインターンシップなど、大学院教育の実質化に対応した国際水準の教育プログラムを編成しており、博士課程設置初年度の平成18年度に「魅力ある大学院教育」イニシアティブ（大学院GP）に採択されている。

○ 平成20年度大学改革：畜産学部の課程制への移行と研究域の設置

平成14年に行った学科統合等を内容とする教育研究組織改革の効果等を見直し、中期目標・計画のうちの重要戦略課題として、学部教育の充実、教育・研究組織の整備について検討を進めた。

平成19年度は、学部段階における獣医畜産融合の教育を推進するため、平成20年4月より学科制から課程制に移行することとし、専門教育コースである「ユニット」及びカリキュラムの大幅な改編を行った。また、学部・大学院を通じた一元的な教員組織である「研究域」を設置し、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程教育に参画することとした。

○ 「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」の採択

畜産学部では、新入生全員が参加する「全学農畜産実習」等により、農畜産の幅広い知識と体験を提供し、クラス単位の実習参加を通じたコミュニケーション能力の育成とともに、その後の専門教育の自主的な選択を支援している。平成18年度には、「全学農畜産実習を通じた総合的導入教育」が文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された。平成19年度は、さらに食料生産から加工・流通までを体系的に学習できるよう授業内容を改善した。

○ 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」の採択

「国際貢献を担う人材育成のための連携教育」が文部科学省の平成17年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択され、平成18年に、食品安全科学を共通テーマに、専門教育と国内外の実践教育に裏付けされた国際専門職業人育成を行う、畜産国際協力ユニットを設置した。

(2) 研究の質の向上

○ 21世紀COEプログラムの推進と研究成果等の積極的な情報発信

平成14年度に採択された21世紀COEプログラム（課題名：動物性蛋白質資源の生産向上と食の安全確保―特に原虫病研究を中心として―）を、原虫病研究センターを中核として推進した。また、21世紀COEプログラムによる研究成果の社会への積極的な発信に努め、国際研究集会、シンポジウム等を開催したほか、同プログラムの最終年度の平成18年度には、研究教育成果の総括を行い、平成19年4月に成果報告シンポジウムを開催した。

○ 原虫病研究センターにおける全国共同利用の推進とOIEリファレンス・ラボラトリー認定

全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターでは、国内外の関連研究機関との連携による共同研究の充実を図った。また、平成17年度に国際監視部門を新設し、任期付き教員4名を採用し組織の充実を図った。

これまでの、原虫病研究センターでの研究成果が認められ、平成19年5月に同センターは、ウマピロプラズマ病、ウシバベシア病、スーラに関する国際獣疫事務局（OIE）のリファレンス・ラボラトリーとして認定されたほか、原虫病の世界的研究拠点を形成する一環としてOIEコラボレイティング・センターの申請を行い、生物学的規準委員会で承認された。平成20年5月のOIE総会で正式に承認される予定である。

○ 地域と連携した研究活動の推進：スクラム十勝の設立

学内の組織的研究活動等の推進及び地域と連携した組織的な研究を推進する機関として、全学研究推進連携機構を整備し、戦略マネジメント室、知的連携企画オフィスを設置した。平成17年3月には、地域における畜産業の問題解決のため、十勝管内の公設試験研究機関と「スクラム十勝」を設立した。

平成17年度には、「機能性を重視した十勝産農畜産物の高付加価値化に関する技術開発」をテーマにした事業が、文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」に採択された。

(3) 社会との連携、国際交流

○ 「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業の実施

帯広市が策定した地域再生計画と連携して、十勝圏の地域特性を活かし、食品の安全、健康を考慮した食品加工品の創出等に向けた人材を育成する「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業が、文部科学省の科学技術振興調整費<地域再生人材創出拠点形成>に採択され、平成19年度から開始した。

○ 地域貢献推進事業の推進

大学開放事業、公開講座、出前講座等を積極的に推進し、スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）事業による北海道帯広柏葉高等学校連携講座、協力協定に基づく北海道帯広農業高等学校との連携事業、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（SPP）事業による教員研修等を実施している。

○ 積極的な国際協力の展開と連携融合事業の推進

これまでの本学の国際協力活動及び地域貢献活動が高く評価され、平成17年にJICAと大学としては初となる連携協力協定を締結し、集団研修コースの実施、海外短期派遣専門家としての教員派遣、青年海外協力隊短期派遣制度を利用した学生の海外派遣等多くの国際協力事業を推進し、平成19年にはJICA理事長賞を受賞した。平成18年には、大学としては初、世界でも2校目となるIIEPとの連携協力協定を締結し、IIEPへのインターンシップ派遣等を実施している。

また、平成19年にはJICA、IIEPとの連携融合事業を推進するための全学的な組織として、学長直轄の「連携融合事業推進室」を設置した。

項目別の状況

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長のリーダーシップのもと、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備する。 ・ 自己点検・評価により各審議機関の在り方を検証し、必要に応じ見直しを行う。 ・ 教員の教育研究活動以外の負担を軽減し、人的資源を有効に活用する。 ・ 大学運営に外部の意見を積極的に反映させるための取組を進める。 ・ 内部監査を適切に実施し、業務運営の改善に努める。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
<p>○ 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策【1】</p> <p>学長が示した基本方針に基づき、役員会が経営戦略を策定し、経営協議会の審議を経て学長が決定する。</p>		III		<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>○ 中期目標期間中の経営戦略の策定</p> <p>中期目標・中期計画を内容とする学長の基本方針に基づき、平成16年度に役員会において、本中期目標期間中の人員管理及び予算配分について、以下に掲げる経営戦略を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員管理に係る戦略的方策として、「任期制の拡大」、「教職員数の削減」、「教職員の戦略的配置」を積極的に行う。 ・ 戦略的な予算配分の方策として、予算を経常的経費と戦略的経費に区分し、経営戦略に基づいた査定による予算配分を実施する。 <p>これらの経営戦略については、各年度の評価結果を踏まえ、平成17年度以降も踏襲して実施している。平成16～18年度における、これらの経営戦略に基づく主な取組は以下の通りである。</p> <p>(1) 任期制の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の理事就任に伴う補充人事に適用（平成16年度） ・ 重要戦略課題である大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻に採用の助手に適用（平成16年度） ・ 地域共同研究センター教授に適用（平成16年度） ・ 全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターに新設した、国際監視部門に適用（平成17年度） ・ 平成19年4月以降の助教採用者全てに適用（平 	<p>本中期目標期間中の経営戦略に係る事項については、平成20、21年度ともに、同様の方針を踏襲し、以下の取組を行う予定である。</p> <p>(1) 任期制の拡大 引き続き、助教採用者すべてに任期制を適用する。</p> <p>(2) 教職員数の削減 平成19年3月策定の「財政運営計画」に基づき、引き続き対前年度、教員数1、事務系職員数2を削減する。</p> <p>(3) 戦略的な教員配置 平成20年4月に、一元的な教員所属組織である「研究域」を設置したことに伴い、研究域を構成する各部門において、教員採用等の人事に関する要望をとりまとめ、学長のリーダーシップのもとに戦略的な人事の策定を行う。</p> <p>(4) 戦略的な予算配分の実施 戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェク</p>		

- 成18年度)
- (2) 教職員数の削減
平成17年度以降の教職員数について、教員数1、事務系職員数2を毎年削減し、平成16年度の常勤職員数250人に対し、平成18年度には、常勤職員数244人とした。
- (3) 教職員の戦略的配置
教員については、本学の教育研究理念・目標を十分に達成できるよう、欠員状況を考慮し、戦略的に補充が必要な教育研究分野に係る人事に関する方針を案件ごとに策定し、教員人事を行った。
事務系職員については、新規採用を厳に抑制し、真に必要な部署に限って配置し、職員数の削減に伴う業務の質の低下を防ぐとともに、対応力の向上と効率化を図るため、平成17年度に事務局8課のうち5課においてグループ制を導入した。
専門的知識を必要とする職として3年任期の非常勤専門職（国際協力推進担当、情報処理担当、留学生担当）を置くこととし、平成17年度に公募の上、3名採用した。
- (4) 戦略的な予算配分の実施
経常的経費に区分される教育研究経費については、各教員からの予算要求と大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分を行っている。
戦略的経費については、学長の基本方針を反映させることができるよう、学長裁量経費である、学内公募型プロジェクト研究経費などによって配分を行った。
- 評価結果や情勢の変化への対応
- (1) 財政運営計画の策定
運営費交付金に係る効率化への対応のため、「人件費抑制」、「経費節減」、「財源確保」の具体的方策を検討する方針とし、「財政運営改善検討WG」を設置し、人事制度、人件費管理、業務改善等の様々な観点から財政運営の改善に向けた検討を行い、平成19年3月に組織の活性化と人件費抑制に配慮した「財政運営計画－人件費を中心として－」を策定した。
- (2) 評価結果を踏まえた大学運営の改善
平成18年度に、前年度の評価結果を踏まえ、危機管理体制を見直し、法人全体としての危機管理を総合的かつ計画的に進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処法等を定めた危機管理規程を整備する等の取り組みを行った。
- (3) 施設環境マネジメントに関する基本方針の策定
教育研究環境の維持及び向上を図るため、平成18年9月に、施設環境マネジメントの体制の整備、方策の確立及びサイクルの構築を3本の柱とする「施

ト研究経費の配分において、前年度の成果報告やその他の研究業績を採択に反映させるほか、優れた業績を挙げた研究者に対してインセンティブを付与する方策の改善を行う。

また、平成19年度に策定した「目的積立金使用方針」に基づき、重点整備事項に係る施設・設備の整備を進める。

	<p>【1】 中期目標期間中の経営戦略について、前年度の評価結果や情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行う。</p>		<p>設環境マネジメントに関する基本方針」を策定した。</p> <p>III</p> <p>(平成19年度の実施状況) 人員管理に係る戦略的方策として掲げる「任期制の拡大」について、平成19年4月以降の全ての助教採用者に任期制の適用範囲を拡大し、本年度は2名の任期付き教員を採用し、4名の採用を内定した。 「教職員数の削減」については、平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成19年度1%の人員費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数241人とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。 このほか、「戦略的配置」について、平成20年度の大学改革による教員所属組織としての「研究域」設置にあわせ、教育研究活動の活性化を踏まえた教員の配置について検討を行った。 予算面に係る戦略的方策として掲げる「戦略的な予算配分の実施」については、経常的経費に区分される教育研究経費の各教員からの予算要求と大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分を継続して実施した。戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させたほか、若手研究者の研究活動に配慮した採択を行うなど、戦略的な資源配分を実施した。また、学内の重点整備事項を実施するための資源配分上の具体的方策として「目的積立金使用方針」を策定した。</p>	
<p>○ 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 【2】 経営協議会、教育研究評議会の構成員、規模等運営体制の改善点・問題点を検証し、必要に応じて見直しを行う。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 法人化に伴い設置した経営協議会と教育研究評議会は、社会との意思疎通と学内の合意形成とのバランスを確保しつつ大学運営を行っていく上で重要な役割を果たすべき機関である。本学では、両機関を大学の意思決定における実質的な審議機関とするため、教授会の審議事項を「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業の手続き並びに基準に関する事項」及び「その他教育研究に関する重要な事項」の2点に精選するとともに、教育研究評議会の審議にゆだねることとし、両機関を名実ともに大学の意思決定における審議機関とした。 また、委員構成を含め、両機関の運営体制・運営状況を検証し、平成17年度には、マネジメント機能を強化するため、経営協議会学外委員の任期満了に伴い、地元民間企業経営者を新たに選考したほか、平成18年度からは、教育研究組織の見直し等に係る業務運営の改善に資するため、監事が教育研究評議会にも陪席することとした。従来から陪席することとしていた役員</p>	<p>経営協議会、教育研究評議会、役員会、運営連絡会議、部門会議等それぞれの会議体の活動実態の検証を行い、必要な見直しを行うとともに、相互の連携が効果的に図れているかどうかの観点から、平成19年度に整備した大学運営における学内合意形成等の意思疎通に係る新たな体制の検証を行い、運用実態を把握して、必要な見直しを行う。</p>

			<p>会及び経営協議会に加え、学内の主要会議の全てに監事が陪席することとなり、監事の意見をより一層大学運営に反映させる体制とした。</p> <p>各機関の議事の進め方については、従来、「議題」、「報告事項」の2つのカテゴリーによって行っていたが、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の諸会議において、大学運営等に係る方針策定に関して、学外理事、監事、経営協議会学外委員等の外部有識者の提言を積極的に活用するためのシステムとして、平成18年度より、「方針審議」を追加し、「方針審議」を経た後に、当該方針のもとに課題を具体化させ「議題」、「報告」へと進むこととした。</p>		
	<p>【2】 経営協議会、教育研究評議会の構成員、規模等運営体制の改善点・問題点を検証し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 経営協議会、教育研究評議会の運営体制・運営状況の検証の結果、大学運営における学内の合意形成等の意思疎通手段の改善を図ることとし、平成20年3月に両機関の構成員が任期満了となること、平成20年4月に一元的な教員所属組織である「研究域」を設置することに伴い、教育研究評議会の構成員を変更し、学長、理事、副学長、事務局長、各部門長、副部門長及び各センター長を構成員にするとともに、新たに運営連絡会議及び部門会議を設置することとした。</p> <p>運営連絡会議においては、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議事項・審議結果を各部門長・センター長に伝達し、各部門長等は、それを受けて部門会議・センター会議においてそれぞれの構成員に伝達するとともに、意見を聴取し、教育研究評議会に部門会議等における議論の結果を示すこととし、運営連絡会議と部門会議を活用して、学内の合意形成及び円滑な意思伝達が可能となるよう体制を整備した。</p> <p>また、本年度末の経営協議会委員の任期満了に伴い、経営・経済的視点からの学外の専門家の意見等を取り入れるため、中期計画番号7の本欄に記載のとおり学外有識者委員の選考を行った。</p>		
<p>【3】 学長補佐体制を見直し、学長の執行機能の整備充実を図る。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 法人化に伴い、国立大学法人の長として、経営・教学双方の最終責任者として強いリーダーシップと経営手腕の発揮が期待される学長の執行機能を強化するため、平成15年度に法人化を見据えた学長補佐体制を整備し、副学長の他、学長特任補佐、学長補佐を置いた。</p> <p>副学長は、学長の指示した全学的な重要事項について企画・立案し、部局長及び各種委員会等との連絡調整を行い、学長特任補佐は、学長が指示する特命事項を担当または分担することとした。また、学長補佐は、学長が指示する特定の課題等について調査研究を行うスタッフとして位置付けた。</p> <p>法人化した平成16年度からは、副学長を理事2名が</p>	<p>平成20年度に理事・副学長を中心とした体制に整備する学長補佐体制を、より機動的な体制となるよう充実を図るとともに、学長の執行機能強化の観点から検証を行い、必要な見直しを図る。</p>	

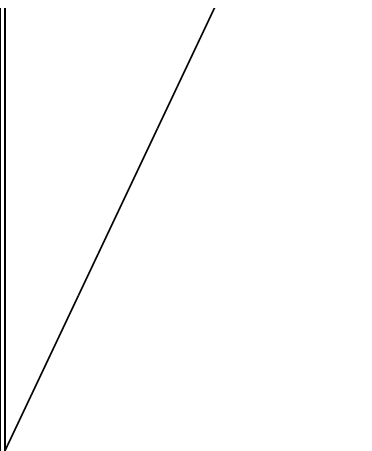
	<p>兼ねることとし、役員として学長を補佐するとともに、4名の学長特任補佐、11名の学長補佐からなる、学長補佐室を新たに設置した。</p> <p>平成17年度は、16年度の学長補佐室の業務量の多さに鑑み、学長特任補佐1名、学長補佐2名を増員するとともに、学長補佐を学術（総務・研究）担当及び学務（教育・学生）担当に分担し、業務を明確化することによって、学長補佐体制の充実を図った。また、平成18年度は、学長補佐が12月に任期満了を迎えるにあたり、学術担当、学務担当ともに、平成20年度に向けて引き続き継続して検討すべき重要課題が多いことから、平成19年1月に学長特任補佐5名、学長補佐13名を全員再任した。</p>		
<p>[3] 学長補佐体制を見直し、学長の執行機能の整備充実を図る。</p>	<p>III</p> <p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>平成18年度業務監査における指摘事項を踏まえ、法人化後の管理運営機構について再検討するため、平成19年5月に「管理運営機構再検討WG」を設置し、部局長の在り方、委員会等の整理統合の他、理事・学長特任補佐の役割分担について見直しを行った。法人化以降、各種委員会等の長の大部分を常勤理事が担っており、業務負担が過剰であること、また教育研究評議会等における議題等の提案を担当理事が行っているため、討議に加わることができないこと等が課題となっていた。</p> <p>平成20年1月に就任した新学長のもと、同WGの検討結果を踏まえ、平成20年度以降の学長補佐体制について検討を重ねた結果、平成20年度からは、これまで学長補佐体制として位置付けていた学長補佐室（学長特任補佐・学長補佐）を廃止し、理事が兼務する副学長2名の他に、担当を明確にした副学長3名（企画評価担当、学部教育担当、地域連携・国際協力担当）を置き、大学運営上の管理責任を持ち、各種委員会の長等ともなる役割を副学長5名で担う体制に移行し充実を図ることとした。</p> <p>これにより、学長補佐体制は、理事・副学長を中心とした体制に整理し直し、特定課題の調査研究スタッフについては、機動性を重視し、これまで、学長補佐として固定した構成員で行っていた体制から、学長の指示を受けた理事・副学長のもとで各種委員会等の構成員及び事案に応じて招集されるスタッフによって行うこととした。</p> <p>また、同WGにおいて検討された部局長等の在り方を踏まえ、平成20年4月に、一元的な教員所属組織として設置する研究域に、部門長及び部門会議を設置し、部局長の役割と責任を明確にするほか、大学運営における学内の合意形成等の意思疎通手段の改善を図り、学長の執行機能を強化することとした。</p> <p>具体には、教育研究評議会の構成員を変更し、部門長、副部門長を構成員としたほか、新たに運営連絡会</p>		

		<p>議を設置し、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議事項・審議結果を運営連絡会議において各部門長・センター長に伝達することとした。 部門長等はそれを受けて、各部門会議・センター会議において、それぞれの構成員に伝達するとともに、意見を聴取し、教育研究評議会において部門会議等における議論の結果を示すこととした。</p>		
<p>【4】 学内の各種委員会の改善点・問題点を検証し、必要に応じて整理統合を行うとともに、審議事項の見直しを図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成14年4月に将来構想検討委員会の下に設置した「組織業務専門部会」において、法人化後の組織業務を検討し、運営組織については、学長を中心とする執行機能を強化するとともに、管理運営における責任と権限の所在の明確化、各組織の審議事項の棲み分け、教員の負担軽減等の観点から、各種委員会の大幅な見直しを進め、平成16年度には、法人化以前の平成15年度に存在した50の委員会等のうち、26の委員会を廃止した。 平成16年度以降は自己点検・評価による学内各種委員会等の改善点・問題点の検証等により、主に委員会組織からスタッフ制のオフィス・室への移行等の組織構成員、設置形態の変更、新たな課題・改善事項等に対応する委員会等の新設を行った。平成16年度～18年度における主な取組状況は次のとおりである。</p> <p>(1) 委員会等の整理統合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部教育センター、留学生委員会、教育研究等機能開発室等を大学教育センターに統合（平成16年度） ・ 入学試験委員会、大学院入学試験委員会、入学者選抜方法研究委員会を入学試験委員会に統合（平成16年度） ・ 健康安全管理委員会、保健管理委員会を安全衛生委員会に統合（平成16年度） <p>(2) 委員会組織からスタッフ制組織への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報室（旧、広報委員会）（平成16年度） ・ 地域貢献推進室（旧、地域貢献推進委員会、公開講座委員会）（平成16年度） ・ 国際協力推進オフィス（旧、国際交流委員会、国際開発協力委員会）（平成16年度） ・ 企画評価室（旧、評価委員会）（平成18年度） ・ 施設環境マネジメントオフィス（旧、施設環境整備委員会、交通対策委員会）（平成18年度） <p>(3) 新たな課題・改善事項等に対応する委員会等の新設・改編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学研究推進連携機構を設置（発明委員会廃止）（平成16年度） ・ 知的連携企画オフィスを設置（平成16年度） ・ 戦略マネジメントオフィスを設置（平成16年度） ・ 附属家畜病院運営委員会を設置（平成16年度） 	<p>法人化以降の新たな需要、各種委員会等の整理統合等によって設置された委員会等及び、平成20年4月に「平成20年度教育改革」として行った大学運営体制、教育研究組織改革、教育研究支援組織改革によって整備した委員会等の組織に関する検証を行い、活動実態を把握し、構成員、審議事項、組織の在り方等の見直しを行い、改善を図るとともに、教員負担の軽減、教員と事務職員の連携の強化等の業務の効率化を図る観点から、必要に応じて委員会等の整理統合を行う。</p>	

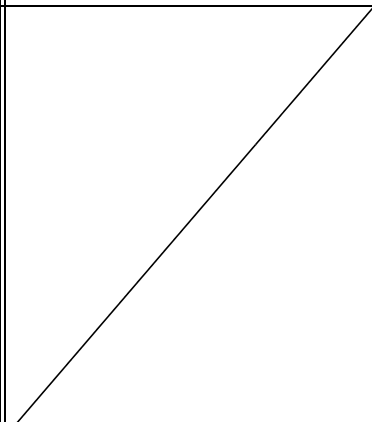
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ委員会を設置（平成17年度） ・ 実験動物施設管理室を設置（平成17年度） ・ 大学教育センター運営会議を設置（平成18年度） ・ 附属図書館運営委員会の下に機関リポジトリ専門部会を設置（平成18年度） ・ 危機管理室を設置（平成18年度） 	
	<p>【4】 学内の各種委員会の改善点・問題点を検証し、必要に応じて整理統合を行うとともに、審議事項の見直しを図る。</p>	<p>III</p>	<p>（平成19年度の実施状況） 平成18年度にセクシャル・ハラスメント対策委員会において行ったハラスメント防止等の体制の見直しの結果を踏まえ、セクシャル・ハラスメントに限定せず、アカデミック・ハラスメント等、ハラスメント全般に適切に対応するため、平成19年4月に、同委員会を廃止し、新たにハラスメント対策委員会を設置した。 10月には、世界医師会によるヘルシンキ宣言を踏まえ、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）等に基づき、本学で実施する人体及び人体より採取した試料等を用いて行う研究の適正な実施及び審査をするための機関として、人体及びヒト試料研究倫理審査委員会を新設した。 また、平成20年度からの研究域の設置による、教員所属組織の改編にあわせ、戦略会議等で各種委員会の構成員の選出方法等について見直しを行った。従来の委員会構成員の選出は、学科等の部局に選出を一任していたため、一部の教員が複数の委員会の構成員となる傾向があり、一部の教員に対する教育研究以外の負担の偏重が顕著であった。そのため、部局において構成員を選出する委員会数を縮減し、学長の指名により構成員を選出する委員会を増やすこととし、教員の教育研究活動以外の負担軽減及び大学運営等への参画機会の適正化を図ることとした。</p>	
<p>○ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 【5】 教員と事務職員等との役割分担を見直すとともに、教員と事務職員が一体となったオフィスシステムの導入など教員組織と事務組織との連携を強化する。</p>		<p>III</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 法人化以前の大学運営業務における事前協議機関は、教員を構成員とする各種委員会であったが、教員と事務職員等との役割分担を見直し、教員の教育研究活動以外の負担を軽減するとともに、大学運営業務における事務職員の積極的な参加を促して、教員と事務職員の連携を強化することによって、人的資源を有効活用するため、平成16年度以降、オフィスシステムを導入し、事務職員も構成員となる室・オフィスの設置、各種委員会の室・オフィスへの移行等を行った。平成18年度以降は、室・オフィス等における教員と事務職員の連携の状況等を見直しを図り、構成員の再検討、新たな課題等に対応する室・オフィスの新設を行っている。</p>	<p>教員の教育研究以外の負担を軽減するため、事務職員等が大学運営業務に参加することを意図するとともに、教員組織と事務組織との連携の強化を図ることを意図して導入したオフィスシステムにおいて、平成20・21年度は、当初の意図が実現されているかどうか、人的資源の有効活用が実現されているかの検証を行う。また、平成20年度から新しい理事・副学長を長として構成し直した室・オフィスに</p>

			<p>平成16年度～18年度における主な取組状況は以下のとおりである。</p> <p>(1) 平成16年度設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報室（旧、広報委員会） ・ 地域貢献推進室（旧、地域貢献推進委員会、公開講座委員会） ・ 知的連携企画オフィス ・ 国際協力推進オフィス（旧、国際交流委員会、国際開発協力委員会） ・ 戦略マネジメント室 <p>(2) 平成18年度設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画評価室（旧、評価委員会） ・ 施設環境マネジメントオフィス（旧、施設環境整備委員会、交通対策委員会） ・ 危機管理室 	<p>において、構成員、審議事項等の見直しを行う。</p>
	<p>【5】 オフィスシステムの見直しを図り、業務運営の一層の効率化を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成19年度の実施状況） 本学におけるコンプライアンスの推進と、社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資するため、平成19年6月にコンプライアンス室を設置し、不正防止に関する規程の制定、研究費の不正への取組に関する方針及び意思決定手続きの公表、不正防止計画の策定等の業務を行った。 教員と事務職員等との役割分担については、教員の教育研究以外の負担を軽減する観点のほか、教員の中での役割の分担も重要な観点としており、教授を教育研究のみならず、大学運営上の管理責任を持つ職と位置づけるとともに、中期計画番号3の本欄に記載した学長補佐体制の整備充実に係る検討と中期計画番号4の本欄に記載した各種委員会等の構成員に係る検討にあわせて、平成20年度以降の室・オフィスの運営体制、構成員等について見直しを行い、理事に業務負担が偏重していた運営体制を、各室・オフィスの業務分野に応じた担当副学長を中心とした運営体制に改め、大学運営上の管理責任の明確化と機動性の向上を図ることとした。</p>	
<p>○ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <p>【6】 役員会の審議を経て学長が予算配分の基本方針を策定し、これを基に学内各部署等からの要求に対して経営戦略に基づいた査定により全学的視点から予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て学長が</p>		<p>III</p>	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） 学長が「予算編成基本方針」として、予算配分の基本方針を策定し、支出予算を経常的経費と戦略的経費に区分した上で、学内各部署等からの予算要求に対して、中期目標・中期計画等に照らして、査定を行い、「予算編成方針」、「予算実施計画」として、全学的視点から予算配分案を策定し、その後、経営協議会、役員会における前年度までの資源配分に対する検証、評価等の審議を経て予算配分を行っている。</p>	<p>引き続き、学長が「予算編成基本方針」として、予算配分の基本方針を策定し、支出予算を経常的経費と戦略的経費を区分した上で、学内各部署からの予算要求に対して、中期目標・中期計画等に照らして、査定を行い、「予算編成方針」「予算実施</p>

配分する。



【6】
 役員会の審議を経て学長が予算配分の基本方針を策定し、これを基に学内各部局等からの要求に対して経営戦略に基づいた査定により全学的視点から予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て学長が配分する。



○ 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
【7】
 経営協議会の学外委員の選考を適切に行い、組織の活性化に努める。

経常的経費に区分される教育研究経費については、あらかじめ教員からの予算見積もりを義務づけ、大学教育センターにおける査定を踏まえて傾斜配分を行い、戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費等の配分については、申請基準等の見直しや配分総額の増額等を行い、形式・書面・合議の各審査結果に基づいて学長が採択課題を決定し、資源配分を実施している。また、多額の経費を要する事業及び設備要求については、学内各部局からの予算要求の後に、学長、理事、事務局長のヒアリング等を経て、概算要求事項とするものと、当初予算で学内配分するものとを分け、当初予算で配分を行うものについては、「重点整備事項」として予算配分を実施している。
 また、外部資金による間接経費をプロジェクト経費などの戦略的経費として重点配分している。

III
(平成19年度の実施状況)
 昨年度に引き続き、学長が「予算編成基本方針」、「予算編成方針」として予算配分の基本方針を策定し、支出予算を経常的経費と戦略的経費に区分した上で、学内各部局からの予算要求に対して、中期目標・中期計画等に照らして査定を行い、「予算実施計画」として、全学的視点からの予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て予算配分を行い、戦略的かつ重点的な予算の執行を行った。
 経常的経費に区分される教育研究経費については、昨年度に引き続き各教員からの予算要求と大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分を行い、戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させたほか、若手研究者の研究活動に配慮した採択を行うなど、戦略的な資源配分を実施した。

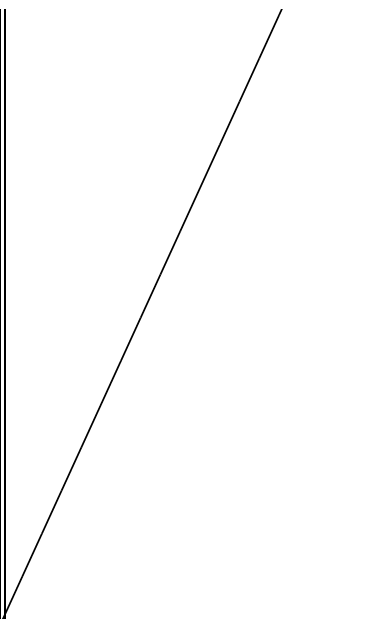
III
(平成16～18年度の実施状況概略)
 平成16年度は、第1期の経営協議会学外委員として、学外者による大学運営のモニタリング、社会との意思疎通と学内の合意形成とのバランスの確保等を重視して、本学の経営や教育研究の重点事項に関し極めて高い識見を持つ学外者、経済界、地域社会の関係者等を選考することを目指し、国際獣疫事務局顧問、北海道獣医師会会長、帯広市長、帯広商工会議所会頭、政策研究大学院大学教授、本学名誉教授の6名に委嘱した。
 平成17年度には、経営協議会学外委員1名の任期満了に伴い、マネジメント機能の強化に資するため、地元民間企業経営者を新たに選考した。

計画」として、全学的視点からの予算配分案を策定し、その後、経営協議会、役員会における前年度までの資源配分に対する検証、評価等の審議を経て予算配分を行い、戦略的かつ重点的な予算の執行を行う。
 経常的経費、戦略的経費に係る学内照会、審査等の予算編成過程の方法は前年度までの方法を踏襲するが、具体の審査メンバー、申請基準及び配分総額については見直しを行う。

平成21年度末に経営協議会委員の任期満了に伴い、本学の発展に必要な学外委員を選考する。

	<p>【7】 経営協議会委員の任期満了に伴い、引き続き本学の発展に必要な学外委員を選考する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 経営協議会委員の任期満了に伴い、大学運営のモニタリング機能とマネジメント機能の更なる強化を図るため、企業統治に関し極めて高い識見と実績を持つ学外有識者に委嘱することを目指し、新たに大手食品製造業役員（日本ハム取締役執行役員）、金融業役員（野村ホールディングス取締役）に経営協議会の学外委員を委嘱したほか、本学の教育改革の更なる推進を図る観点から教育学・教育組織等に関する専門家（東海大学教育研究所教授）に、産学官連携の更なる推進を図る観点から、北海道経済産業局長に平成20年度以降の経営協議会の学外有識者委員を委嘱した。また、地元経済界から東洋農機代表取締役会長、地元自治体首長の帯広市長に、平成19年度に引き続き学外有識者委員を委嘱した。</p>		
<p>【8】 国際交流や産学連携を行う分野への職員採用については、民間登用などを含め、専門的知識を有する者を選考により積極的に登用する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成17年度に、専門的知識を必要とする職に、3年任期の非常勤専門職制度を設け、3名（国際協力推進担当、情報処理担当、留学生担当）を公募して採用したほか、平成18年度には、全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターにおける外国人研究者への支援等を担当する職へ、英会話能力を有する非常勤職員を公募して採用した。 産学連携の分野については、学内共同利用施設である地域共同研究センターにおいて、客員教授として、12～14名の専門家を外部から任用しているほか、産学連携コーディネーター2名、3名のアドバイザーを委嘱した。</p>	<p>国際交流、産学連携分野への専門的知識を有する職員の登用について検証を行い、人材の確保に努める。</p>	
	<p>【8】 国際協力事業推進のための人材確保に努める。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 独立行政法人国際協力機構（JICA）等の他機関との連携による国際連携事業を推進するため、平成19年4月に連携融合事業推進室を設置し、専門家2名を参事役として採用したほか、定年退職教員を同室の特任教授として採用した。 また、平成19年度文部科学省科学技術振興調整費＜地域再生人材創出拠点形成＞に採択された「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業を円滑に実施するため、民間企業の実務家3名を非常勤職員として採用した。</p>		
<p>○ 内部監査機能の充実に 関する具体的方策 【9】 内部監査について、毎回重点項目を設定し実施するとともに指摘事項の改善状況調査を厳格に行う。また、</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 内部監査体制の強化を図るため、平成17年10月に監査室を設置し、当初は監査室専門員が財務課総務係長を兼務していたが、平成18年4月には、内部監査体制の強化と監事、監査法人等による監査への対応力強化</p>	<p>監査室内部監査規程に基づき、年度監査計画及び監査実施計画を作成し、計画的な内部監査を実施するとともに、監事及</p>	

必要に応じ、監査の実施方法について検証し見直しを行う。



【9】
監査室において内部監査体制を見直し、重点項目を設定し実施するとともに、指摘事項に対する改善方法等について検証し、必要に応じ見直しを行う。

のため、監査室専門員の兼務を解除して専任としたほか、内部監査における重点項目の設定及び年度監査計画を作成して、監査に対する実施体制を整備した。なお、平成19年度には、監査機能の強化と独立性確保のため、監査室を学長直轄の組織に改編し、専任職員2名の体制としている。

平成16年度監事監査については、重点監査項目を4項目設定し、平成17年に原虫病研究センター等4施設と人事評価システムを対象とした実地監査（4月）、書面監査（6月）を実施した。平成16年度監事監査の検証により、12月には、会計監事監査（中間）を実施した。また、平成16年度監事監査（会計監査）において、決算担当部門の充実を図る必要性が指摘されたことを踏まえ、平成17年10月に財務課に決算担当の専門職員を配置した。

平成17年度監事監査については、重点項目を3項目設定し、平成18年6月に獣医学科、畜産科学科、研究国際課の3部局のヒアリングを実施し、監査報告書で指摘のあった教員人事においては、学校教育法の一部改正等を踏まえた新たな職階制度を見据えて助教授全員を対象とした学内公募を実施し、5件の教授昇任人事を行う等、教員の処遇の改善を図った。

III
（平成19年度の実施状況）
監査機能の強化と独立性の確保のため、平成19年4月に、監査室を事務局内部の組織から、学長直轄の組織に改編し、専任の室長及び専任職員を置くこととした。

また、従前の監査室においては、財務会計経理に関する内部監査を行うこととしていたが、平成19年6月に監査室内部監査規程を制定し、大学業務全般を対象とした内部監査を行うこととした。本年度は、同規程に基づく年度監査計画及び監査実施計画を作成し、計画的な内部監査を実施した。

このほか、「平成18年度業務監査報告書」において、部局長の在り方、理事・学長特任補佐の役割分担等について、指摘を受けたことを踏まえ、法人化後の管理運営機構について再検討するため、事務局長を座長とする管理運営機構再検討WGを設置し検討を行った。その結果、中期計画番号3の本欄に記載のとおり改革を行った。

び会計監査人との連携を図り、効率的な監査を実施する。

ウェイト小計

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標
 ・ 教育研究の進展や社会のニーズに応じ、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
<p>○ 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策【10】</p> <p>自己評価を基に、必要に応じ学部・研究科等の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画を学長が定める基本方針に基づき、役員会が策定し学長が決定する。</p>			IV	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>教育・研究の整備充実については、自己評価により、獣医学分野と畜産科学分野の融合領域の創設と食品安全科学に特化した教育研究を行う大学院博士課程の設置、平成14年に行った教育組織と研究組織の分離の在り方の見直し、教員の教育負担の軽減及び重点事項に対する人的・物的資源の集中投入が必要であるとの検証結果を得、中期目標・計画のうちの重要戦略課題として、</p> <p>① 「学部教育の充実」 ② 「大学院博士課程の設置・博士課程教育の推進及び修士課程教育の充実」 ③ 「別科の在り方の検討」 ④ 「教育・研究組織の整備」</p> <p>を掲げて平成16年度以来検討を進めている。</p> <p>①については、学部段階における全教員参加型の教育プログラムを構成し、獣医学教育における畜産科学分野の知識の付与、畜産科学教育における獣医学分野の知識の付与による「獣医畜産融合の教育」を行うため、学部を学科制から課程制へ変更する方針とした。また、課程制の導入と併せ、平成14年に導入した学部段階の教育コースである「ユニット」の再編を行い、「10ユニット+畜産国際協力ユニット」から「6ユニット+畜産国際協力ユニット」とすることとした。</p> <p>②については、「獣医畜産融合領域」を創設し、食品安全科学に特化した教育研究を行う、畜産衛生学専攻博士後期課程を平成18年4月に設置した。畜産衛生学専攻を除く、修士課程教育の充実については、大学院教育の実質化を目指し、平成22年度に修士3専攻の改組を行い、コース制をとる方針とした。</p>	<p>教育・研究の整備充実に係る中期目標・計画のうちの重要戦略課題として設定している、</p> <p>①「学部教育の充実」、④「教育・研究組織の整備」については、「平成20年度教育改革」として平成19年度に検討を行った改革を実行し、畜産学部への課程制の導入及び一元的な教員所属組織としての研究域を設置するとともに、実態把握と効果の検証を行う。</p> <p>また、②「大学院博士課程の設置・博士課程教育の推進及び修士課程教育の充実」については、博士課程においては、平成18年度に設置した畜産衛生学専攻博士課程の教育の実施体制、教育内容面での取り組み、教育方法及び成績評価面での取り組み等の自己点検・評価を実施し、平成21年度に評価結果を公表する。</p> <p>修士課程においては、大学院教育の実質化を実現するため、畜産衛生学専攻を除く3専攻について、平成22年度改組に向けて検討を行う。</p> <p>③「別科の在り方の検討」については、別科の将来的な教育</p>		

			<p>③については、別科の将来的な教育ビジョン、現行カリキュラムの見直し・新カリキュラムの検討を行っており、今中期目標期間中に方向性を示すこととしている。</p> <p>④については、学部を学科制から課程制に変更するとともに、教員組織については、学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織を設け、学部・研究科を教育組織として位置付ける方針とした。</p>	<p>ビジョンを示すとともに、カリキュラムの見直しを行う。</p>
	<p>【10】 学部、研究科等の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画は、学長が定める基本方針に基づき、役員会が策定する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>中期目標・計画のうちの最重要戦略課題として掲げた①「学部教育の充実」については、「獣医畜産融合の教育」を行うため、平成20年4月より学科制から課程制に移行することとし、12月に設置報告を行った。また、課程制の導入と併せ、学部段階の専門教育コースである「ユニット」の改編を行い、全教員参加型の獣医畜産融合の教育カリキュラムを編成し、「10ユニット+畜産国際協力ユニット」から、「6ユニット+畜産国際協力ユニット」とした。</p> <p>④「教育・研究組織の整備」については、学部を学科制から課程制に変更するとともに、学部・大学院を通じた一元的な教員組織である「研究域」を設置することとし、平成20年4月より、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程教育にあたることとした。</p>	
<p>○ 教育研究組織の見直しの方向性</p> <p>【11】 平成14年度に実施した大学改革の効果を検証し、必要に応じて学部の既存の教育組織と研究組織との連携に関する見直しを行う。</p>		<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>○ 平成14年度大学改革</p> <p>(1) 学科の改組 畜産学部の4学科（獣医学科、畜産管理学科、畜産環境科学科、生物資源科学科）のうち、獣医学科以外の3学科を統合して「畜産科学科」を設置し、教育面では従来の学科の垣根を越えたより幅広い農畜産学教育を学生の進路や希望に応じて提供できるようにするとともに、研究面でも、従来の学科を越えた研究者の流動性を高め、学際的なプロジェクト研究などの柔軟な組織を可能にすることを目指した。</p> <p>(2) 学部教育センターの設置（平成16年度より大学教育センター） 教育カリキュラムの企画や学部教育の実行に責任を持つ組織として、「学部教育センター」を設置し、教育組織と研究組織との間で必要な調整を行うとともに、教員の授業改善の支援、学生の修学支援、生活支援などを行うこととした。</p> <p>(3) 教育カリキュラムの改革 学科縦割り教育にかわって、全学共通の教育に重</p>	<p>平成20年度教育改革の効果の検証と実態把握を行い、教育組織と研究組織の連携に関する課題を抽出して、必要な見直しを行う。</p>

【11】
教育組織と研究組織との連携に関する見直しを行う。

点をおいた「アドバンス制」の教育システムを導入。
※ アドバンス制
学部教育を基盤教育、共通教育、展開教育に分け、学生は入学直後は大学で学習する基盤となる知識・技術を修得する基盤教育、学科をこえて必要な農畜産の基礎知識、基礎技術を学習する共通教育を中心に学習し、学年が進むにつれて、学生が所属する学科、教育ユニットごとに卒業後の進路と密着した高度な専門教育展開教育へとウェイトを移すもの。

上記の内容の「平成14年度大学改革」を検証した結果、学部における専門教育コースであるユニット制の導入及び全学共通教育に重点を置いた「アドバンス制」教育システムの導入等、教育体制の構築及び学生の教育効果において成果を挙げているものの、社会情勢に対応したユニットの再編が必要であること、獣医畜産融合の教育を行うにあたって、学部段階における2学科それぞれの枠内での教育組織と研究組織の分離が制約となっていることが明らかとなり、学部におけるユニットの再編及び課程制の導入を行うこととし、平成20年4月より、獣医学科から獣医学課程、畜産科学科から畜産科学課程へと変更するとともに、ユニットについては、「10ユニット+畜産国際協力ユニット」から「6ユニット+畜産国際協力ユニット」に改編する方針とした。

教育組織と研究組織の在り方については、課程制の導入と併せ、学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織を設けて、学部・研究科を教育組織として位置付けるとともに、研究域を研究組織として位置付ける方針とした。

IV (平成19年度の実施状況)
平成16年度～平成18年度までの「平成14年度大学改革」の検証結果の方針のもと、平成20年度より、学部を学科制から課程制に変更することとし、12月に設置報告を行った。また、課程制の導入と併せ、専門教育コースであるユニット及び教育カリキュラムの改編を行うこととし、大学教育センターにおいて、獣医畜産融合の教育カリキュラムを編成することを目指し、新たなユニットとカリキュラムの検討を行った。その結果、「10ユニット+畜産国際協力ユニット」から「6ユニット+畜産国際協力ユニット」にユニットを改編するとともに、全教員参加型の教育プログラムを編成した。
学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織として設置する方針としていた研究域について、具体的検討を進め、研究域は教員の専攻分野に応じて組織される「部門」によって構成し、教員の研究活動は原則として部門を単位として行うこと、また教育組織と研究組

			<p>織の連携を考慮し、学部・大学院の教育を行う教員は全員「研究域」に所属して、「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程教育にあたることとした。</p>	
<p>【12】 「大学教育センター」の機能に関して検証し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>大学教育センターは、学部教育及び大学院教育の企画運営、学生への修学支援、生活支援などの責任を一括して担う組織であり、平成14年4月に設置した学部教育センターを平成16年4月に改編したものである。</p> <p>大学教育センターの組織・運営については、設置以来、随時自己点検を行い、平成17年度には、センターの機能強化を図るため、専任教員を配置し、教育・学生支援部会議及び教育改善部会議の構成員に加えることとした。</p> <p>平成18年度には、大学院博士課程の設置にあわせて、大学院に係る教育及び学生支援等に関する企画・調整及び運営を業務とする大学院教育部を設置し、大学院教育への支援体制を強化するとともに、センター内の教育・学生支援部、大学院教育部、教育改善部の各部の連絡調整と、大学教育センターの組織や機能の点検、運営の円滑化を目的に大学教育センター運営会議を設置した。</p>	<p>平成20年4月に改編した大学教育センターの改編の効果と内部の各組織体の活動実態を把握するとともに、課題を抽出し、必要に応じて改善策を講じる。</p>
	<p>【12】 大学教育センターの機能に関して検証し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>大学教育センターにおける自己点検・評価においては、組織に関し、教育・学生支援部、大学院教育部、教育改善部の3部及び学生支援に係る各室等の審議事項の棲み分けの必要性、業務量の多寡、大学執行部との意思疎通等の課題が抽出され、平成20年4月の課程制の導入、ユニットの改編、教員所属組織の一元化等の「平成20年度教育改革」の一環として、上記の自己点検・評価の結果を踏まえ、大学教育センターの組織を大幅に改編することとした。</p> <p>従来の教育・学生支援部においては、学部教育に係るカリキュラム改編等のほか、学生支援業務全般を業務の対象範囲としており、業務量が膨大となっていた。そのため、教育学生支援部内の組織であった就職相談室等の各学生支援実施組織を大学教育センター長直轄の組織とし、業務の棲み分けを行った。また、FD等の業務を行う教育改善部を審議機関である部体制から、スタッフ制の実施組織である室体制に移行し、教育改善室として、大学教育センター長直轄の組織とすることとした。</p> <p>平成20年4月からの改編後の大学教育センターは、学部教育部、大学院教育部の2部と大学教育センター長直轄のFD等に係る業務を行う教育改善室、学生支援業務を行う、課外活動支援室、学生相談室、就職支援室、留学生支援室の5室で構成することとしている。</p> <p>また、2部それぞれに、学部教育部会議、大学院教</p>	

		<p>育部会議を設置し、その構成員に研究域の各部門長及び副部門長、教育課程の長等が入ることとし、中期計画番号2本欄記載の運営連絡会議、部門会議等とあわせ、学内の円滑な連絡調整が可能な体制を整備した。</p>	
<p>【13】 平成14年度学部改組及び平成16年度独立専攻設置に伴う学年進行完成による大学院修士課程改組及び博士課程新設に向けて、新しい教育課程を構築するとともに、教育研究組織の再編を行う。</p>	<p>【13】 大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻博士前期課程の講座再編整備を行う。</p>	<p>IV</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度設置の畜産衛生学専攻修士課程の学年進行にあわせて、平成18年度に畜産衛生学専攻博士後期課程を新設することを目指し、平成16年以来中期目標・中期計画のうちの重要戦略課題として準備を進めた。その結果、獣医領域及び畜産領域の融合分野による動物由来食品の安全性評価と衛生管理に特化した教育研究を行う、畜産衛生学専攻博士後期課程の平成18年度設置が認められた。また、平成18年度の博士後期課程の設置により、博士前期課程となった専攻の講座を博士課程の教育研究の一貫性を考慮して同一の名称に変更することとした。 畜産学研究科の他の3専攻については、平成14年度学部改組の学年進行完成に伴う教育課程及び専攻の再編に関する検討の結果、平成17年度には履修規程を見直し、各専攻間の単位取得における履修制限を緩和した。</p>	<p>畜産衛生学専攻を除く、修士3専攻について、大学院教育の実質化の実現に関する検討を行い、体系的なプログラムを編成して平成22年度に改組を行う。 また、平成20年度教育改革において、教員所属組織を一元化し、「学士課程」「修士課程」「博士課程」の各課程教育の充実を図ることを明確にし、畜産学研究科の各専攻においてコース制を採用する。</p>
<p>【14】 学内の各種研究施設、学内共同利用施設の点検・評価を踏まえ、必要に応じ見直しを図る。</p>		<p>III</p> <p>(平成19年度の実施状況) 平成18年度に畜産衛生学専攻博士後期課程を設置したことにより、博士前期課程と後期課程の講座組織を博士課程の教育研究の一貫性を考慮して、「動物医科学講座」「食品衛生学講座」「環境衛生学講座」の3講座に統一した。これに伴い、後期課程のみに存在した分野の科目を前期課程にも開設することとした。 また、平成20年度教育改革の検討において、教員所属組織を「研究域」に一元化し、学部教育、大学院教育に携わる教員は、全員「研究域」に所属して、「学士課程」「修士課程」「博士課程」の各課程教育に参画し、充実を図ることを明確にした。</p>	<p>学内の各種研究施設及び学内共同利用施設等の組織に関する見直しについては、平成18年度より行っている年度途中の中間評価及び年度末の当該年度の実績評価に係る自己点検・評価により、現状把握と課題抽出を行い、必要な見直しを図る。</p>
<p>【14】 学内の各種研究施設、学内共同利用施設の点検・評価を踏まえ、必要に応じ見直しを図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 学内の各種研究施設、学内共同利用施設の点検・評価の結果を踏まえて、平成17年度には、原虫病研究センターにおいて、国際サーベイランス・プロジェクトを推進するため、国際監視部門（5年時限）を設置し、任期付きの教員4名を配置し、体制の強化を図った。また、実験動物施設の改修に伴い、同施設の適正な管理及び運営を図るため、新たに実験動物施設管理室を設置した。 平成18年度には、安全衛生委員会の定期点検及び評価により学内共同利用施設である危険物薬品庫において、全体の保管リストの不備等が判明したため、化学物質管理システムの活用により対応するなど、使用方法、管理方針の改善を図った。</p>	<p>学内の各種研究施設及び学内共同利用施設等の組織に関する見直しについては、平成18年度より行っている年度途中の中間評価及び年度末の当該年度の実績評価に係る自己点検・評価により、現状把握と課題抽出を行い、必要な見直しを図る。</p>

	<p>【14】 学内の各種研究施設、学内 共同利用施設の点検・評価を 踏まえ、必要に応じ見直しを 図る。</p>	<p>Ⅲ (平成19年度の実施状況) 国立大学法人評価委員会の平成18年度の業務の実績 に関する評価結果について、企画評価室において分析 した結果、全国共同利用の研究施設である原虫病研究 センターについて、共同研究員の公募、共同利用に関 する情報提供等、これまで以上の情報提供が必要であ るとの結論に達した。この結果を受け、同センターで は、国内外の大学、研究機関、国際機関と連携した原 虫病の診断・治療・予防に関する総合的研究を推進す る観点から、共同研究の公募を開始したほか、同セン ターのホームページを大幅に更新し、共同利用に関す る情報提供の改善を図った。</p>		
		<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるよう、人事評価基準・方法の適時・適切な見直しを図る。 ・ 教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。 ・ 事務職員の専門性等の向上のため、必要な研修機会を確保するとともに、他大学等との人事交流に配慮する。 ・ 適切な教職員の配置と、人件費の抑制を考慮した人員（人件費）管理に努める。 ・ 教職員の行動規範を適切に定め、周知徹底を図る。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
○ 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 【15】 多元的業績評価（教員）、勤務業績評価（事務職員）に基づき、評価結果を賞与及び昇格等に適切に反映させるとともに、評価基準・方法の見直しを不断に行い、適切な評価に努める。		III		（平成16～18年度の実施状況概略） 教育、研究、臨床経験、社会貢献、管理運営業績等の多元的側面から客観的に評価し、採用人事、昇任人事、予算配分、人員配置等に活用することを目的とした教員の多元的業績評価は、平成14年の導入以来、随時その評価項目等の見直しを行い、充実を図っている。 平成16年度には、学内から助手を対象に公募を行い、多元的業績評価を基に12名中7名を昇任させるとともに、多元的業績評価情報委員会においてより簡素化の方向で評価項目、ファクター等の見直しを行った。 平成17年度には、公募の上、多元的業績評価を基に、助教授から教授に4名昇任させた他、学内から助手を対象に公募を行い、講師又は助教授に7名昇任させた。 平成18年度には、5名の教員を新規に採用し、7名の教員を昇任させたほか、助手から助教への移行審査の際にも多元的業績評価を活用した。また、評価項目の活用法について見直し、外部資金の取得状況を賞与・昇給に反映させることとした。 事務職員については、公務員制度改革の動向や他大学の状況を参考にしつつ、客観的で公正性、透明性が高く、評価結果を人材育成、任用・人事配置、賞与、昇格等に適切に反映させる人事評価システムの検討を行った。	教員については、多元的業績評価を引き続き採用・昇任時の選考の際に活用していくほか、評価項目等の見直しを行う。 事務職員については、平成19年10月から平成20年2月の試行評価の結果を踏まえて、本格導入に向けた問題点を検討のうえ、平成20年度に試行評価を再度実施し、平成21年度の本稼働を目指す。		
		III		（平成19年度の実施状況） 教員については、多元的業績評価の活用を引き続き進め、本年度中に行った11名の採用及び3名の昇任の際に、多元的業績評価における総合業績評価値を基準点として選考を行うとともに、平成18年度に新たに実			

	<p>を検討する。</p>		<p>施した同評価の評価項目中のうち、外部資金獲得状況の賞与・昇給への反映は、本年度も継続して行った。また、本年度は、新たに任期付教員の再任審査にも多元的業績評価を活用することとし、2名の再任審査を実施した。 事務職員については、評価期間中の業績を評価に反映させる新たな人事評価システムを構築し、平成19年10月から平成20年2月の期間で一部の職員を対象に、試行評価を実施した。</p>		
<p>○ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 【16】 兼職・兼業の拡大、裁量労働制、ワークシェアリング、短時間労働制など柔軟で多様な人事制度の導入について検討する。</p>	<p>【16】 柔軟で多様な人事制度の導入について検討する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度に労使協定を締結の上、全教員に専門業務型裁量労働制を導入したことにより、勤務時間の枠組みにとらわれることなく、兼業を行うことが可能となった。 平成17年度には、新たな人事制度として定年退職教員を非常勤職員として採用する特任教授制度を導入し、平成18年度には、1名の特任教授を採用するとともに、従来から導入しているCOE特任教授制度により、平成18年3月に定年退職した教員1名を採用するなど、定年教員の活用を図った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) III 独立行政法人国際協力機構（JICA）及びユネスコ国際教育計画研究所（IIEP）との連携による「獣医農畜産分野における国際協力人材の育成」事業を推進するため、新たに参事役を設け、2名の専門家を採用した。また、定年退職教員を特任教授として2名採用し、定年退職事務系職員を1名再雇用した。</p>	<p>各種業務の推進・充実を図るに当たり、必要な人材を確保することが困難な場合など、必要に応じて新たな人事制度の導入について柔軟に検討する。</p>	
<p>【17】 大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の教育などの負担軽減に努める。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成14年4月に将来構想検討委員会の下に設置した「組織業務専門部会」において、法人化後の組織業務を検討し、運営組織については、学長を中心とする執行機能を強化するとともに、管理運営における責任と権限の所在を明確にすること、各組織の審議事項の棲み分け、教員の負担軽減を図る等の観点から、各種委員会的大幅な見直しを進め、平成16年度には、法人化以前の平成15年に存在した50の委員会等のうち、26の委員会を廃止した。 平成16年度以降は自己点検・評価による学内各種委員会等の改善点・問題点の検証等により、委員会組織から事務職員も構成員に含めたスタッフ制のオフィス・室への移行等を進め、教育研究活動に集中することが期待される教員の大学運営業務に係る負担を軽減するとともに、大学運営を活動の主体とする理事等の教育などの負担軽減を図るなど、役割の分担を進め</p>	<p>大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の負担を軽減するため、TA・RA、非常勤研究員など、教育研究業務を補助する者の確保に努める。 また、平成20年1月に就任した新学長のもと、2名の理事の他に3名の教員を副学長に任命し、学長を補佐するとともに、各種委員会、室・オフィス等の長に就任するなど、大学運営の中核として活動することが期待されていることから、これらの教員の教育研究の負担を軽減する方策を検討する。</p>	

			<p>た。 平成14年度に採択された「21世紀COEプログラム」においては、COE研究の中核を担う研究員、技術者、事務員を採用したことにより、関係教員の負担軽減を図った。</p>		
	<p>【17】 大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の教育などの負担軽減に努める。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の負担軽減策として、受託研究費等の外部研究資金で研究員13名、技術者27名、事務員6名を採用するなど、外部資金による人的資源の確保によって負担軽減を進めたほか、平成20年度から大学運営に関わる教員の担当授業科目の一部にTAを配置し、負担軽減を図ることとした。 また、中期計画番号4の本欄に記載した各種委員会の構成員の選出方法等の見直しにより、平成20年度から、大学運営等への参画機会の適正化を進め、教員の教育研究活動以外の負担軽減を図ることとした。</p>		
<p>○ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 【18】 教員の採用は、公募を原則とするとともに、任期制の拡大について検討する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 教員の採用、昇任等に係る人事については、学長のリーダーシップのもと、戦略会議において、「教員人事の方針」を策定し、教育研究評議会の審議を経て候補者を決定している。 平成16年度に教員の採用は公募を原則とすることとし、任期制の拡大については、平成17年度に原虫病研究センターに新設した国際監視部門の教員に対して5年以内の任期制を導入した他、平成19年4月以降に新たに採用する助教すべてに任期制を適用することとした。</p>	<p>平成16年に定めた「教員の採用は公募を原則とすること」及び平成18年度に定めた「平成19年4月以降の助教採用者には任期制を適用すること」の方針を踏襲するとともに、助教以外の他の職においても、任期制の適用の可能性について検討する。</p>	
	<p>【18】 教員の採用は、公募を原則とし、特定の教育研究分野の職に任期制を拡大することを検討する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 教員の採用は公募を原則とし、今年度は9件の公募を行った。 また、平成19年4月以降に新たに採用する助教に、任期制を適用させ拡大を図ったことにより、今年度は助教2名を採用し、4名の採用を内定した。</p>		
<p>【19】 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の配慮や条件整備を進める。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年の法人化の際、職員給与規程等について、他の国立大学法人との均衡に配慮した制度設計を行い、その後も規程の一部改正によって、他の法人との在職期間の通算に係る規程を整備した。</p>	<p>他の国立大学法人の状況等を調査し、法人間での教員の流動化を阻害することのないよう必要な条件整備を行う。</p>	
	<p>【19】 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の配慮</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 他の大学法人からの異動を考慮し、平成19年4月から、60km以上の広域にわたる異動を行う職員に対す</p>		

<p>○ 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 【20】 外国人、女性及び実務経験者の積極的な採用に努める。</p>	<p>や条件整備を進める。</p>	<p>III</p>	<p>る広域異動手当を新設した。</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) 英語担当の教員の募集の際には、採用条件に「英語を母国語とする方が望ましい」旨を明記した他、英文の公募文書をホームページ等に掲載して、外国人教員の採用に積極的に取り組んでいる。 平成16年には、外国籍の女性1名を助教授に、助手に女性1名を採用し、平成17年には、女性の助教授2名の他、産学連携、知的財産等の実務経験を有する教授1名を採用したほか、平成18年には、英語を母国語とする外国人教員を1名採用した。 上記の取り組みにより平成16年度から平成18年度的全採用者数25名のうち、外国人教員3名(12%)、女性教員4名(16%)の採用実績に結びついた。</p>	<p>引き続き、産学連携、知的財産等の専門的知識を必要とする部署に実務経験を有する人材を確保するとともに、学術論文の英語等による作成の指導・補助等の制度構築とあわせ、外国人教員の確保に努める。また、女性教員の採用に関しては、教員選考時、女性の応募があった場合には積極的な採用に努める。</p>
<p>○ 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 【21】 国立大学法人が共同して実施する財務会計、人事管理、安全衛生管理などに関する専門的な研修会を積極的に活用する。</p>	<p>【20】 外国人、女性及び実務経験者の積極的な採用に努める。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 平成19年5月に女性1名を畜産フィールド科学センターの助教に採用した。</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) 事務職員の専門性等の向上のため、国立大学法人が共同して実施する研修会、他機関主催の研修会等に積極的に職員を参加させ、平成16年から平成18年の3年間に、国立大学法人が共同して実施する研修等に延べ24名、他機関主催の研修等に延べ40名を派遣した。</p>	<p>引き続き、国立大学法人等が共同して実施する財務会計、人事管理、安全衛生管理等の研修及び他機関主催の研修等に積極的に参加させるとともに、民間企業等が実施する研修にも必要に応じて参加させることを検討する。</p>
	<p>【21】 国立大学法人が共同して実施する財務会計、人事管理、安全衛生管理などに関する専門的な研修会を積極的に活用する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 国立大学法人が共同して実施する会計実務研修等、5件の研修に職員11名を参加させるとともに、他機関主催の研修として、情報公開・個人情報保護制度の運営に関する初任者研修会、評価・監査北海道セミナー(北海道管区行政評価局)、北海道地区中堅係員研修、セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー及び苦情相談に関する担当者研修会(人事院北海道事務局)、国立大学法人総合損害保険研修会、大学マネージメントセミナー(社団法人国立大学協会)、情報セキュリティ担当者研修、学術情報リテラシー教育担当者研修、ネットワーク管理担当者研修(情報・システム研究機構)、北海道地区学生指導研修会、厚生補導研究協議会、教務事務研修会、留学生担当者研修会、厚生補導事務研修会(日本学生支援機構)、教育著作権セミナー(独立行政法人メディア教育開発センター)、国立大学法人若手職員勉強会(独立行政法人国立大学財務</p>	

			<p>・経営センター)、地方自治体職員等国際協力実務研修(独立行政法人国際協力機構札幌国際センター)、耕地圏・水圏ステーション技術職員研修(国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター)、検索エキスパート研修(独立行政法人工業所有権情報・研修館)等に職員23名を派遣した。</p>		
<p>【22】 国際的な業務を担当する職員を対象に、諸外国へ語学研修や国際交流業務等に関する研修派遣を実施する。</p>	<p>【22】 国際的な業務を担当する職員を対象に、諸外国へ語学研修や国際交流業務等に関する研修派遣を実施する。</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 事務系職員の国際性の涵養、英会話能力の向上等の専門性の向上のため、毎年事務職員英会話研修を実施し、平成16年から平成18年の間に延べ33名に受講させるとともに、事務職員等海外派遣要項に基づき、延べ8名を海外研修に派遣した。</p>	<p>引き続き、事務系職員を対象とした英会話研修を実施するとともに、事務系職員等海外派遣要項に基づき、事務系職員の海外派遣を実施する。</p>	
		III	<p>(平成19年度の実施状況) 事務系職員の国際性の涵養、英会話能力の向上のため、平成19年10月より3か月間、事務職員英会話研修を実施し、13名が受講した。また、事務職員等海外派遣要項に基づき2名を海外研修に派遣した。</p>		
<p>【23】 組織の活性化と能力向上のため、他大学等との人事交流を計画的に実施する。</p>	<p>【23】 組織の活性化と能力向上のため、他大学等との人事交流を計画的に実施する。</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 事務職員全員に対して毎年実施している、身上調書及び意向調書の提出により、職務上の希望等及び他機関への出向希望等を把握し、組織の活性化と能力向上のため、他大学等との人事交流を進めた。</p>	<p>組織の活性化と能力向上のため、他機関への出向希望等を把握し、他大学との人事交流を計画的に実施する。</p>	
		III	<p>(平成19年度の実施状況) 本年度は、文部科学省、文化庁、北海道地区の他機関との間で参事役1名、課長3名、課長補佐1名、専門職員1名について人事交流を行った。また、身上調書及び意向調書により職務上の希望及び他機関への出向等の希望を把握し、他大学等との人事交流を進めた。</p>		
<p>○ 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策</p> <p>【24】 人員については、組織の活性化と人件費の抑制に配慮しつつ、本学の教育研究の理念・目標が十分に達成できるように適切な教職員の配置と人件費の管理を行う。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 教員については、欠員状況、補充又は以後充実させるために必要な教育研究分野等を戦略的に考慮し、案件ごとに学長のリーダーシップのもと、「教員人事の方針」を策定して、教員人事を行っている。 また、事務系職員については、新規採用を厳に抑制し、真に必要な部署に限って配置することを基本方針としている。 中・長期的な視点での適正な人件費管理について、財政運営改善検討ワーキンググループにおいて、人件費シミュレーション等のグラフ等数値化したデータに基づき検討し、平成17年度には、経営協議会において「財政運営の改善に向けて(中間報告)」を示した。 平成18年度には、国の行財政改革、運営費交付金の</p>	<p>平成19年3月に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度及び平成21年度それぞれ更に1%ずつの人件費削減目標を達成するため、各年度ともに、対前年度、教員数1、事務系職員数2の削減を実施する また、平成20年4月に制度設計をした教員所属組織である研究域を構成する各部門において、教員採用人事に関する要望をとりまとめ、その要望を受けて、学長の示す「教員人事の方</p>	

			<p>削減等に対応するため、教員及び事務職員の適正数、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う人件費の観点からの教職員組織の見直し等について検討を加え、平成19年3月に、前年度の中間報告に変更を加えて、組織の活性化と人件費抑制に配慮した「財政運営計画－人件費を中心として－」を策定した。</p>	<p>針」を策定することとした制度を適切に活用し、教育研究の理念・目標が十分に達成できるように適切な教員配置を行う。</p>
	<p>【24】 財政運営計画に基づき教職員の配置と人件費管理を適切に行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成19年度の教職員数については、1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数241人とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。</p>	
<p>【25】 中長期的な組織改革計画に沿った組織改革や研究プロジェクト等を推進するため、外部資金による人的資源の獲得に努力する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成14年度に採択された「21世紀COEプログラム」において、COE研究員、COE技術者、COE事務員を計89名採用したほか、科学技術振興調整費等の外部研究資金で研究員、技術者、事務員を計80名採用する等、外部資金による人的資源の確保を進めた。</p>	<p>中長期的な組織改革計画に沿った組織改革や研究プロジェクト等を推進するため、各種外部資金を申請する際に必要な人件費を計上するなどして、外部資金による、研究員、技術者、事務員等の人的資源の獲得に努める。</p>
	<p>【25】 中長期的な組織改革計画に沿った組織改革や研究プロジェクト等を推進するため、外部資金による人的資源の獲得に努力する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 受託研究費等の外部研究資金で研究員13名、技術者27名、事務員6名を採用する等、外部資金による人的資源の確保を進めた。</p>	
<p>○ 教職員の行動規範等に関する具体的方策 【26】 利益相反や責務相反等を防止する観点から、就業規則等で産学連携の相手方や関係業者等との間で教職員が守るべき行動規範を定め、周知徹底を図る。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 利益相反、責務相反等の防止に関する規定は、平成16年度に、「就業規則」、「役職員倫理規程」並びに「産学官連携及び知的財産活動に係る利益相反の防止等に関する規程」において定め、ホームページに掲載し周知徹底を図った。</p>	<p>利益相反等の防止について、関係規則等に違反する行為が起きないように、研修会等を開催し、引き続き意識の向上を図る。</p>
	<p>(平成16年度に関係規則等を整備済であるため、年度計画なし)</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 利益相反等の防止については、関係規則等に違反する行為が起きないように、周知徹底を図っているところであり、本年度においては、これらの規則等に違反する行為はなかった。</p>	
<p>【27】 組織的な社会との連携を円滑に推進する観点から、教職員が業務において行った発明等に関しては、就業規則等において原則法人帰属であることを定め、管理</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度に「知的財産基本規則」を制定し、知的財産の創造、管理及び活用に関する基本理念を定め、総括組織として知的連携企画オフィスを設置した。業務上の活動等において発生する知的財産は、同規則において原則法人に帰属することを定めている。また、知的連携企画オフィスにおいては、発明届けの審査の</p>	<p>知的連携企画オフィスにおいて、引き続き発明届けに関する審議を行うとともに、知的財産の管理・活用等の在り方について検討を行う。また、知的財産ポリシーに基づき知的財産関連</p>

<p>運用を図る。</p>	<p>(平成16年度に係る規則等を整備済であるため、年度計画なし)</p>		<p>みならず管理等の在り方について検討するとともに、学内研究者、管理者、学生等を対象に知的財産セミナーを開催して、知的財産の活用に関する啓蒙活動を行っている。 平成18年度には、発明者の権利を保護し、知的財産の管理及び活用を図ることにより、知的財産の創出及び知的創造サイクルを促進することを目的として、「職務発明取扱規程」を改正した。</p>	<p>規程の整備と人材育成を含めた組織の充実・強化を図る。</p>
<p>【28】 予算の適正な執行に関して、監査体制の充実に努め、より透明性を高めるとともに、教職員への周知徹底を図る。</p>			<p>【28-1】 予算の適正な執行に関して、監査体制の充実に努め、より透明性を高めるとともに、教職員への周知徹底を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>
<p></p>		<p>Ⅲ</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 監査機能の強化と独立性の確保のため、平成19年4月に、監査室を事務局内部の組織から、学長直轄の組織に改編し、専任の室長及び専任職員を置くこととした。 また、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく当事者以外のチェックが機能する発注・検収システムを、平成20年度から円滑に稼働させるため、教職員へ発注・検収マニュアルを配付するとともに、教職員向けに2回、納入業者向けに1回説明会を行った。 このほか、教員が予算執行の適正な把握ができるように、物品請求システム及び財務会計システムの機能強化を行い、従前できなかった旅費、謝金及び科学研究費の予算執行の把握ができるようにした。</p>

【28-2】
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備を図る。

III

平成19年4月に、総務研究担当理事を座長として、研究者を含めた「研究費の管理・監査に関するワーキンググループ」を設置し、平成18年度に事務局で策定した研究費の執行・管理に関する対応方針案、改善案を基に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく研究費の不正使用防止に向けた適切な内部統制体制の構築を目指した対応方針の検討を行った。6月には、同ワーキンググループでの検討結果に基づき、役員会において対応方針を策定するとともに、不正防止計画推進部署の役割も担うこととなるコンプライアンス室を設置した。

役員会において策定した対応方針のもと、研究費の不正使用防止に向けた取り組みは、コンプライアンス室において推進することとし、コンプライアンス室での検討を経て、9月の役員会において「研究費の不正使用防止等に関する規程」「研究活動に携わる者の行動指針」「外部資金の受入から執行までの事務処理マニュアル」「会計業務マニュアル」「帯広畜産大学における物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」等を諮り、一部修正を経た後、10月の役員会において、研究費の不正使用防止に向けた取り組みについて全体報告を行った。

10月には、研究費の不正使用防止に向けた本学の取り組みをホームページに公開し、11月には2回の全学説明会を開催し、ガイドラインの趣旨及び本学の取り組みについて周知するとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を文部科学省に提出した。

研究費の不正使用防止等に関する規程は、ガイドラインに示された競争的資金に限らず、本学において取り扱う研究費全般を対象とし、研究費の取扱に関する最高管理責任者、統括管理責任者を定め、学内の研究費の取扱に関する責任体制を定めたほか、研究費に係る事務処理手続きの相談窓口、通報窓口及び不正防止計画推進部署等について定めている。

その他、不正使用に係る調査方法・手続きについては、通報等を契機とするものと、最高管理責任者の指示によるものとの二通りの方法を置くこととしたこと、最高管理責任者は、研究費の適正な運営及び管理を維持する内部統制体制を構築することをその責務としたこと、学内構成員に対し統括管理責任者が行う研究費の運営及び管理に関し必要な指導等は、最高管理責任者の指示に基づくものとしたこと等、最高管理責任者のリーダーシップが適切に発揮される体制としていいる。また、不正使用に係る通報・調査は、研究費に限らず、他の経費に係る不正使用についても適用することとした。

発注・検収業務の当事者以外のチェックが機能するシステムについては、「会計業務マニュアル」にその概要を示し、学内規程の整備を行い、平成20年4月か

<p>【29】 セクシャル・ハラスメント等防止対策を検証し、必要に応じ見直しを行うとともに、人権擁護の周知徹底を図る。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>ら実施することとした。</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度以来、セクシャル・ハラスメント防止に関する講演会を毎年開催するとともに、ポスター掲示、学内ホームページに最新のセクシャル・ハラスメント関連サイトをリンクさせて教職員に周知し、防止及び啓蒙に努めたほか、セクシャル・ハラスメント以外のハラスメントを含めた防止体制、周知方法等を検討し、平成18年度にセクシュアル・ハラスメント対策委員会による見直しの結果、セクシャル・ハラスメントのみならず、アカデミック・ハラスメント等、ハラスメント全般に関する内容に規程を全面改正した。</p>	<p>ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、防止対策を適切に運用し、必要に応じて見直しを行うとともに、講演会等の開催、ポスター掲示等により人権擁護の周知徹底を図る。また、ハラスメントに関する研修会等に職員を積極的に参加させる。</p>		
	<p>【29】 昨年度末に全面改正を行い、本年度から新たに実施するハラスメントの防止対策を適切に運用し、人権擁護の周知徹底を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 新たに制定したハラスメントの防止等に関する規程等を本学ホームページに掲載するとともに、ポスターの掲示及びカードを配布し、教職員及び学生に周知を図った。また、人事院北海道事務局主催の「セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー及び苦情相談に関する担当者研修会」に相談員等2名を参加させたほか、学外相談員を配置し、ハラスメント防止体制の充実を図った。</p>			
			<p>ウェイト小計</p>			

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 中期目標
- ・ 事務組織の効率化・合理化を推進する。
 - ・ 外部委託等を積極的に活用する。
 - ・ 事務情報化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
○ 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策【30】 課、室、係等の見直しを図り、再編する。		III		<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>平成16年度に事務組織を企画総務部、教育研究協力部の2部体制に再編するとともに、附属図書館の事務組織を事務局に一元化し、学術情報課とした。また、情報処理センターの事務を学術情報課に統合するなど、法人化に当たり、大学運営と教育支援に係る役割分担を明確にし、業務の効率性・合理化を図った。平成17年度には、人件費抑制等の人員管理方針のもと、事務職員数の減、事務職員個々の対応力、組織としての対応力の向上と効率化に資するため、事務局8課のうち、5課においてグループ制を導入した。</p> <p>また、内部監査体制の強化並びに監事、監査法人等による監査への対応強化に資するため、監査室を設置し、室長及び専門員を配置するとともに、監事の指摘を受け、財務課に決算担当専門職員を配置した。</p> <p>なお、監査室は、平成18年4月には、監査室専門員の兼務を解除して、専任とし、翌19年4月に、監査機能の強化と透明性・独立性の確保のため、監査室を事務局内部の組織から、学長直轄の組織に改編し、専任の室長及び専任職員を置くこととした。</p> <p>平成18年度には、前年度に導入したグループ制を事務局8課のうち6課に導入することとし、各課・各グループでは、グループ単位でのメール管理による情報共有、業務分担の随時見直し等による連携強化、業務の効率化・合理化を図っている。</p> <p>なお、残りの2課については、組織が小規模であり、係が1つであることから、グループ制としていないが、同様の措置をとっている。</p>	<p>各グループ単位での業務分担の見直し、各課における業務量、活動実態の把握等の管理業務を適切に行い、個々の業務量の多寡、役割分担等については是正を図るとともに、必要に応じて組織構成の見直しを図る。</p> <p>また、更なる情報の共有化と業務の改善及びアウトソースを推進し、戦略的業務の機能向上を図る。</p>		

	<p>【30】 業務の効率化・合理化を推進し、必要に応じて課、係等の見直しを図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 平成19年4月に監査機能の強化と透明性・独立性の確保のため、監査室を事務局内部の組織から、学長直轄の組織に改編したほか、教育研究支援業務の所掌を総務課から学務課へ移し、業務の強化及び効率化を図るなど、事務組織の見直し、再編を行った。また、研究費の不正使用防止等に係る第1次不正防止計画に基づき、物品等の検収を厳格に実施するために、財務課の体制を見直し、平成20年4月より新たに検収部門を設置することとした。 業務の効率化・合理化に関しては、事務局に業務改善・合理化提案ワーキンググループを設置し、超過勤務の抑制、メンタルヘルスの充実、事務系職員が共有すべき情報確保の在り方、業務改善意見等が自由に提案できる環境の整備、業務マニュアルの作成と情報共有データベースの5つの事項について検討を行い、平成20年1月に「業務改善・合理化に関する提案書」を取りまとめた。本提案書については、平成20年度に、課長級以上の事務系職員で構成する事務協議会において、具体的実施方法等を検討することとした。</p>	
<p>○ 業務の外部委託に関する具体的方策 【31】 事務の外部委託について調査検討を行い、可能な業務は積極的に推進する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 事務局各課において、所掌業務の自己点検と併せ、事務の外部委託について調査検討を行い、施設情報管理システムのデータ入力、施設整備費補助金事業の設計・積算業務、屋外環境保全業務、ホームページ更新業務、電気保安、清掃、警備、緑地保全等の施設管理業務、購入図書目録及び装備業務等について、外部委託を実施している。また、平成18年度より、旅費支給業務のうちの旅費計算業務について外部委託を開始したなど、外部委託が可能な業務の抽出と、外部に委託した方が効率的・合理的であるかどうかの検討を踏まえ、可能な業務は積極的に外部委託を推進している。</p>	<p>既に外部委託を実施している旅費計算業務等の実施状況の検証を行い、必要な場合は見直しを図る。また、宿舍管理業務、駐車場管理業務等の外部委託の可能性を調査・検討する。</p>
	<p>【31】 事務の外部委託について調査検討を行い、可能な業務は積極的に推進する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 平成18年度以前から外部委託している業務については、実施状況の検証を踏まえ、本年度も継続して実施した。また、本年度は、駐車場利用実態調査、少額工事の実設計・積算等の業務を外部委託にて実施した。</p>	
<p>○ 事務処理の簡素化及び迅速化に関する具体的方策 【32】 各種事務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図るため、</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 事務局各課における所掌業務の自己点検を踏まえ、可能なものから各種業務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図っている。平成16年度</p>	<p>引き続き、事務局各課の自己点検を踏まえ、可能なものから各種業務の集中化・電算化を推</p>

<p>システムの導入や、設備の充実又は老朽化した設備の更新について計画的に推進する。</p>			<p>から平成18年度における主な実施事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 集中化を図った事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生支援体制を整備するため、教務課と学生課を統合し、学務課とした。 ・ 2課にまたがっていた給与事務、共済事務を一元化した。 ・ 図書関係会計業務を財務課に集約した。 <p>(2) 電算化を図った事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品請求システム（予算管理システム）の導入及びカスタマイズ ・ ファームバンキングの導入 ・ 駐車場登録管理システムの導入 ・ 化学物質管理システムの導入 <p>(3) 簡素化・迅速化を図った事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動貸出返却装置の導入 ・ 通知等のメール利用 ・ 電子会議システムの導入 ・ 各課の申請書式等を学内専用ホームページから利用可能とした。 	<p>進するとともに、既に電算化等を行っているシステムのカスタマイズを行う。</p> <p>図書館業務においては、時代的な変化に即応したサービスの迅速化・業務の省力化に向け、図書館システムの再構築を検討し、施設管理については、Webを利用した建物カルテデータベースの構築の検討を行うほか、簡便なアンケートシステムを利用して、分析・集計事務の簡素化を図る。</p>
	<p>【32】 各種業務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>（平成19年度の実施状況） 人事及び給与の事務電算システムについて、これまでは、それぞれ個別のシステムで処理を行っていたが、新たに、これらを統合した人事給与統合システムを導入した。本システムの導入により、業務及びデータベースが統合され、処理速度が大幅に向上し、人事及び給与の事務処理の簡素化・迅速化を図った。 また、総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟改修工事の実施に伴い、学生電子掲示システムを導入し、学生サービスの向上を図るとともに、周知業務の電算化により事務処理の簡素化を図ったほか、総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟における空調の集中コントロールを実施し、業務の簡素化が図られ、迅速性が向上した。</p>	
			<p>----- ウェイト小計 ----- ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

○ 中期目標期間中の経営戦略の策定

本中期目標期間中の人員管理及び予算配分について、以下の4項目の経営戦略を策定し、各年度の評価結果を踏まえ、平成17年度以降も踏襲して実施している。

① 任期制の拡大

教員の理事就任に伴う補充人事、畜産衛生学専攻採用の助手に任期制を適用したほか、原虫病研究センターに新設した国際監視部門に任期制を適用した。また、平成19年4月以降の助教採用者全てに任期制を適用している。

② 教職員数の削減

平成17年度以降、教員数1、事務系職員数2を毎年削減している。

③ 教職員の戦略的配置

教育研究理念・目標に鑑み、採用等の案件ごとに補充が必要な分野に係る人事に関する方針を策定し、教員人事を行った。

事務系職員の新規採用を抑制し、必要部署を限定して配置している。また、対応力の向上と効率化を図り、職員数削減に伴う業務の質の低下を防ぐため、平成17年度にグループ制を導入した。

④ 戦略的予算配分の実施

予算を経常的経費と戦略的経費に区分し、経営戦略に基づく予算配分を実施した。経常的経費の教育研究経費は、各教員からの予算要求と大学教育センターにおける査定に基づき傾斜配分を行っている。戦略的経費は、学長の基本方針を反映させるため、学長裁量経費である、学内公募型プロジェクト研究経費などによって配分している。

○ 人件費管理を中心とする財政運営計画の策定

国の行財政改革、運営費交付金の削減等に対応するため、財政運営改善ワーキンググループを設置し、教員及び事務職員の適正数、人件費の観点からの教職員組織の見直し等について検討を重ね、平成19年3月に、組織の活性化と人件費抑制に配慮した「財政運営計画－人件費を中心として－」を策定した。

本計画においては、基礎的収益（特別教育研究経費及び特殊要因経費を除く運営費交付金＋授業料等収益）に対する人件費比率の上昇により、教育研究経費が圧迫されることがないように、人件費比率の上限を定め、中期目標・計画期間の人事管理計画、人員削減数を策定した。

○ 人事の適正化に関する取組

教育、研究、臨床経験、社会貢献、管理運営業績等の多元的側面から客観的に評価し、採用人事、昇任人事、予算配分、人員配置等に活用することを目的とした教員の多元的業績評価は、平成14年の導入以来、随時その評価項目等の見直しを行い、充実を図っている。

平成16年度には、多元的業績評価情報委員会においてより簡素化の方向で評価項目、ファクター等の見直しを行い、平成18年度には、評価項目の活用法について見直し、外部資金の取得状況を賞与・昇給に反映させることとした。また、法人化以降に実施した全ての教員人事について、多元的業績評価による業績評価を実施したほか、平成19年4月の助手から助教への移行審査の際にも多元的業績評価を活用した。

【平成19事業年度】

○ 「平成20年度大学改革」に向けた取組

(1) 学部「学科制から課程制への変更」と「研究域」の創設

「獣医畜産融合の教育」を推進するため、平成20年度より学部を学科制から課程制に変更することとし、12月に設置報告を行った。課程制の導入とあわせて、専門教育コースであるユニット及び教育カリキュラムの改編を行い、平成20年度より、「10ユニット＋1サブユニット」から「6ユニット＋1サブユニット」にすることとした。また、学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織として設置する方針としていた「研究域」の検討を進め、研究域は教員の専攻分野に応じて組織される「部門」によって構成し、研究活動は原則として部門を単位として行うこと、学部・大学院の教育を行う教員は全員「研究域」に所属して、学士、修士及び博士の各課程の教育に参画することとした。

(2) 大学教育センターの改編

教育カリキュラムの企画等大学教育の実施に責任を持つ組織として、平成14年度大学改革により設置した大学教育センターの運営機能の一層の円滑化を図るため、教育学生支援部、大学院教育部、教育改善部の3部体制から、学部教育部、大学院教育部の2部体制に改編した。また、FD等の業務を扱う教育改善部は、審議機関である部体制から、スタッフ制の室体制に移行し実施組織としての機能を強化した。

(3) 大学運営体制の改編

教育研究組織の改編に伴い、①機動性を重視した学長補佐体制の見直し、②大学運営における学内合意形成等に係る意思疎通手段の改善を中心とした大学運営体制の整備を行い、①については、平成20年度から、これまで学長補佐体制として位置付けていた学長補佐室を廃止し、理事が兼務する副学長2名の他に、担当を明確にした副学長3名（企画評価担当、学部教育担当、地域連携・国際協力担当）を置き、大学運営上の管理責任を持ち、各種委員会の長等ともなる役割を副学長5名で担う体制に移行し充実を図ることとした。

②については、教育研究評議会の構成員を変更し、学長、理事、副学長、事務局長、「研究域」の部門長・副部門長及び各センター長とするとともに、新たに「運営連絡会議」及び「部門会議」を設置した。運営連絡会議では、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議事項等・審議結果を各部門長・センター長に伝達し、各部門長等は、部門会議・センター会議において審議事項等を各構成員に伝達するとともに、意見を聴取し、教育研究評議会に議論の結果等を示すこととした。

○ 「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく体制整備

平成19年4月に、「研究費の管理・監査に関するワーキンググループ」を設置し、研究費の不正使用防止に向けた適切な内部統制体制の構築を検討した。6月には、役員会において対応方針を策定するとともに、不正防止計画推進部署の役割も担うこととなるコンプライアンス室を設置した。コンプライアンス室における検討を経て、「研究費の不正使用防止等に関する規程」「研究活動に携わる者の行動指針」「外部資金の受入から執行までの事務処理マニュアル」「会計業務マニュアル」等を定め、本学の取り組みをホームページに公開し、11月には2回の全学説明会を開催し、ガイドラインの趣旨及び本学の取り組みについて周知を図った。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用

【平成16～18事業年度】

学長の執行機能を強化するため、学長補佐体制を整備し、平成16年度に、学長特任補佐、学長補佐からなる学長補佐室を設置した。また、戦略策定組織として戦略会議を設置し、最重要戦略課題をはじめとする諸課題を検討し、教育研究評議会、経営協議会、役員会で決定する経営体制を構築した。

【平成19事業年度】

学長補佐体制として位置付けていた学長補佐室を廃止し、理事が兼務する副学長2名の他に、担当を明確にした副学長3名を置き、理事と副学長を中心とした機動的な学長補佐体制とした。また、教育研究評議会の構成員を変更するとともに、運営連絡会議及び部門会議を設置し、新たに設置した両会議を活用して大学運営における学内合意形成等に係る意思疎通手段の改善を図ることとした。その他、社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資するため、コンプライアンス室を設置し、社会的要請への適応を目的とした体制整備を行った。

○ 法人としての総合的な観点からの戦略的・効果的な資源配分の実施

【平成16～18事業年度】

教員人事は、「後任人事」を廃止し、欠員を機械的に補充する方式ではなく、戦略的に補充が必要な教育研究分野に係る方針を案件ごとに策定し、中期目標・中期計画の重点領域を中心に学長が決定している。また、事務系職員の採用を抑制し必要部署を限定して配置した。予算配分は、学長が予算配分の基本方針を策定し、経常的経費と戦略的経費に区分した上で、学内各部局等からの予算要求に対して査定を行い戦略的・重点的な予算の配分・執行を行った。経常的経費に区分される教育研究経費は、各教員からの予算要求と、大学教育センターの査定により傾斜配分を行い、戦略的経費は、学内公募型プロジェクト研究経費による重点的な資源配分、外部資金間接経費の各プロジェクトへの重点配分等を行っている。

【平成19事業年度】

学内公募型プロジェクト研究経費の配分では、前年度のプロジェクト成果報告やその他の研究業績を採択に反映させたほか、若手研究者の研究活動に配慮した採択を行った。また、学内の重点整備事項を実施するための資源配分上の具体的方策として「目的積立金使用方針」を策定した。

○ 法人内資源配分に対する中間評価・事後評価と必要に応じた資源配分の修正

【平成16～18事業年度】

年度の予算編成基本方針及び予算編成方針策定の際、役員会、経営協議会において、前年度までの資源配分に対する検証を行い、当該年度の編成方針へ反映させることとしている。また、企画評価室における年度計画の進捗状況の評価・検証の結果を資源配分の中間評価として活用し、資源配分の修正へと反映させる体制を整備した。このほか、学内公募型プロジェクト研究経費について、各年度終了後に「教育研究改革・改善プロジェクト実績報告書」の提出を義務付け、各プロジェクト代表者による学長に対する「プロジェクトの成果等に関する報告会」を行い、次年度の採択に係る最終審査に反映させている。

【平成19事業年度】

平成20年度予算配分に当たって考慮すべき点を10項目設定し、予算配分に反映させた。また、平成18年度に採択した教育研究改革・改善プロジェクトの報告会を、平成19年7月に行い、次年度の採択に係る最終審査に反映させた。

○ 業務運営の効率化

【平成16～18事業年度】

平成16年度に事務組織を企画総務部、教育研究協力部の2部体制に再編するなど、法人化に際し、大学運営と教育支援に係る役割分担を明確にし、業務の効率化・合理化を図った。平成17年度には、人件費抑制等の人員管理方針のもと、事務職員数の減、対応力向上と効率化に資するため、事務組織のグループ化を進め、グループ単位での情報共有、業務分担の見直し等業務の合理化を図った。また、所掌業務の自己点検とあわせ、外部委託可能な業務の抽出等を行い、可能な業務は積極的に外部委託を推進した。その他、給与事務及び共済事務の一元化、物品請求システムの導入等により各種業務の集中化・電算化を推進した。

【平成19事業年度】

人事及び給与の事務電算システムを統合した人事給与統合システムを導入し、事務処理の簡素化・迅速化を図った。また、事務局に業務改善・合理化提案ワーキンググループを設置し、超過勤務の抑制、業務改善意見等が自由に提案できる環境の整備、業務マニュアルの作成と情報共有等について検討を行い、平成20年1月に「業務改善・合理化に関する提案書」を取りまとめた。

○ 収容定員を適切に充足した教育活動の状況

【平成16～18事業年度】

平成16年度から平成18年度までの各年度における、学士、修士、博士の課程ごとの定員充足率（各年5月1日現在）は以下のとおりである。

- ① 学士課程 平成16年度：105.1% 平成17年度：105.3% 平成18年度：106.5%
- ② 修士課程 平成16年度：93.8% 平成17年度：103.6% 平成18年度：100.0%
- ③ 博士課程（平成18年度設置） 平成18年度：200.0%

【平成19事業年度】

平成19年度における課程ごとの定員充足率は、学士課程106.4%、修士課程117.9%、博士課程185.7%となっている。

○ 外部有識者の積極的活用

【平成16～18事業年度】

法人化に際し、教授会の審議事項を精選するとともに、教育研究評議会への審議の移譲を行い、経営協議会と教育研究評議会を名実ともに大学の意思決定における審議機関とした。また、委員構成を含め、両機関の運営体制・運営状況を検証し、経営協議会学外委員の任期満了に伴い、マネジメント機能を強化するため、地元民間企業経営者を新たに選考したほか、平成18年度からは、学内の主要会議の全てに監事が陪席することとし、監事の意見をより一層大学運営に反映させる体制とした。各会議の議事は、「議題」、「報告事項」によって行っていたが、大学運営に係る方針策定に関して、外部有識者の提言を積極的に活用するため、平成18年度より、「方針審議」を追加し、「方針審議」を経た後に、当該方針のもとに課題を具体化させ「議題」、「報告」へと進むこととした。その他各種会議において中期目標・計画における重要事項を重要戦略課題として抽出し、進捗状況を報告し、学外委員等からの意見を取り上げている。

【平成19事業年度】

平成19年度は、経営協議会を5回開催し、平成20年度概算要求事項の選定並びに役員及び職員の給与改定に関する2件の事項について方針審議を行った。

また、経営協議会委員の任期満了に伴い、大学運営のモニタリング機能とマネジメント機能の更なる強化を図るため、企業統治、産学連携に関し極めて高い視点と実績を持つ学外有識者、教育学・教育組織等に関する専門家等を選考した。

○ 監査機能の充実

【平成16～18事業年度】

内部監査体制の強化を図るため、平成17年10月に監査室を設置し、平成18年4月には、監査室専門員の兼務を解除して専任としたほか、内部監査における重点項目の設定及び年度監査計画を作成して、監査に対する実施体制を整備した。

平成16年度監事監査の検証により、12月には会計監事監査（中間）を実施した。また、決算担当部門の充実を図る必要性が指摘されたことを踏まえ、平成17年10月に財務課に決算担当の専門職員を配置した。平成17年度監事監査では、教員人事に関する指摘を受け、助教授全員を対象とした学内公募を実施し、5件の教授昇任人事を行う等教員の処遇の改善を図った。

【平成19事業年度】

監査機能の強化と独立性の確保のため、平成19年4月に、監査室を事務局内部の組織から学長直轄の組織に改編した。また、従前の監査室においては、財務会計経理に関する内部監査を行うこととしていたが、監査室内部監査規程を制定し、大学業務全般を対象とした内部監査を行うこととした。平成18年度業務監査報告書において、部局長の在り方、理事・学長特任補佐の役割分担等の指摘を受けたことを踏まえ、法人化後の管理運営機構について再検討するため、事務局長を座長とする管理運営機構再検討ワーキンググループを設置し検討を行った。その結果、機動性を重視した学長補佐体制の見直し並びに大学運営における学内合意形成等に係る意思疎通手段の改善を行った。

○ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等

【平成16～18事業年度】

中期目標・計画のうちの重要戦略課題として、①学部教育の充実、②大学院博士課程の設置・博士課程教育の推進及び修士課程教育の充実、③別科の在り方の検討、④教育・研究組織の整備、の4項目を掲げて平成16年度以来検討を進めた。

①については、獣医学分野と畜産科学分野の知識の相互補完による「獣医畜産融合の教育」を行うため、学部を学科制から課程制へ変更する方針とし、学部段階の教育コースである「ユニット」とカリキュラムの改編を行うこととした。

②については、食品安全科学に特化した教育研究を行う、畜産衛生学専攻博士後期課程を平成18年4月に設置し、平成16年設置の畜産衛生学専攻修士課程を前期課程とした。修士課程教育の充実については、畜産衛生学専攻をモデルとし、4セメスター制、総合型授業の導入等の大学院教育の実質化を内容とする修士3専攻の改組を平成22年度に行う方針とした。

③については、別科の教育ビジョン、現行カリキュラムの見直しを行い、今中期目標期間中に方向性を示すこととしている。

④については、学部を学科制から課程制に変更するとともに、学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織である「研究域」を設置することとした。

【平成19事業年度】

「獣医畜産融合の教育」を行うため、平成20年4月より学科制から課程制に移行することとし、12月に設置報告を行った。また、課程制の導入と併せ、学部段階の専門教育コースである「ユニット」とカリキュラムの改編を行った。

学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織である「研究域」を設置することとし、平成20年4月より、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程教育にあたることとした。

○ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組の状況

【平成16～18事業年度】

平成14年度に採択された21世紀COEプログラムは、全国共同利用施設である原虫病研究センターを中核として、動物由来感染症の予防・診断・治療方法の確立に向けた研究を平成18年度までの5年間実施した。本プログラムでは、原虫病を中心とする感染症や開発途上国での家畜生産性向上、食品の生産・加工・流通・消費など食の流れ全体を捉えるフードシステムの構築等の問題に対し、「農場から食卓まで」を一貫して対象とする学際的領域の確立が望まれており、本学は、本プログラムに参画する教員を中心に、「食の安全確保」に関わる高度な教育研究体制を構築するため、平成16年4月に畜産学研究所畜産衛生学専攻を設置し、獣医学と畜産科学を有機的に融合させた学際的領域の教育研究組織を創設した。

平成16年7月には、学内における組織的な研究活動等を推進するとともに、十勝圏における組織的な研究連携を推進する機関として、全学研究推進連携機構を整備し、戦略マネジメント室、知的連携企画オフィスを設置した。また、平成17年3月には、地域における畜産業の問題解決に資する観点から、十勝管内の公設試験研究機関と「スクラム十勝」を設立する等戦略的な学術研究活動を推進した。

全国共同利用施設である原虫病研究センターは、21世紀COEプログラムの推進母体となるなど、研究に関する目標達成のための中核組織であり、全国共同利用を推進する観点から、人員、予算、施設面において重点的な資源配分を実施している。平成17年度には、国際サーベイランス・プロジェクトを推進するため、国際監視部門（5年時限）を設置し、任期付きの教員4名を配置し、体制の強化を図った。

【平成19事業年度】

「平成20年度大学改革」により、学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織として設置する「研究域」について、具体の検討を進め、研究域は教員の専攻分野に応じて組織される「部門」によって構成し、教員の研究活動は原則として部門を単位として行うことにより、全学的な研究活動を促進することとした。

原虫病研究センターに関しては、全国共同利用を推進するための重点的資源配分を平成19年度も継続して実施した。また、国内外の大学、研究機関、国際機関と連携した原虫病の診断・治療・予防に関する総合的研究を推進する観点から、平成19年度より開始した共同研究の公募に関する資源配分を実施した。

○ 従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

【平成16～18事業年度】

平成16事業年度における自己点検と国立大学法人評価委員会の評価結果を基に、業務運営への機動性の向上等の観点から、委員会組織であった評価委員会をスタッフ制の組織に改編し、平成18年度から企画評価室とした。

平成17年度評価における国立大学法人評価委員会の指摘事項であった危機管理に対する全学的・総合的な体制を整備するため、平成18年度に、危機管理規程を制定し、全学的リスクマネジメント組織である危機管理室を設置した。

また、平成17年度及び平成18年度の自己点検により課題として抽出されていた監査室の独立性を確保するため、事務局内に置かれていた監査室を平成19年4月より学長直轄の組織に改編することとした。

【平成19事業年度】

※ 該当事項なし

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標

- 外部研究資金など自己収入の増加に努める。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
○ 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 【33】 科学研究費補助金の申請率を大幅に上昇させるため、研究資金の配分に当たっての動機付けなど、多様な措置を講じる。	【33】 科学研究費補助金の積極的な申請を全教員に促す。	III		(平成16～18年度の実施状況概略) 科学研究費補助金の申請率を上昇させ、研究活動の活性化を図るため、学内説明会を毎年開催しているほか、全教員へ申請書作成手引きを配付するなど、周知に努めている。また、学長裁量経費である教育研究改革プロジェクトの募集時に科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置を講じている。	科学研究費補助金の申請率、採択率を上昇させるため、科学研究費補助金制度説明会、申請書の事前審査を実施し、その希望者の拡大を図る。また、教員に申請のインセンティブを持たせるため、科学研究費補助金の採択者を含め外部資金獲得者に係る教員基礎活動費等の基盤研究費の配分方法を見直し、傾斜配分などの多様な措置を講じる。		
				(平成19年度の実施状況) 科学研究費補助金の採択上昇に向けて、申請書作成手引きを学内ホームページに掲載した。また、審査委員の経験のある本学名誉教授を招聘し説明会を開催したほか、希望者には申請書の事前審査を実施するなど、科学研究費補助金の積極的な申請を促した。			
【34】 大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化とPRにより、受託研究及び共同研究の増加に努める。	【34】 大学の研究シーズと社会の	III		(平成16～18年度の実施状況概略) 地域共同研究センターを中核として、共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努め、産学連携コーディネーター2名、アドバイザー3名の他、12～14名の客員教授など産学連携に係る専門家を招聘し、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化に努めた。 その結果、平成16年度から平成18年度の間に受託研究の件数増（30件→55件）並びに受託・共同研究受入合計額の大幅な増（378,813千円→549,426千円）を達成した。	引き続き、産学連携、知的財産等に係る専門家等の人材確保に努め、地域共同研究センターを中核として、共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努める。 また、平成19年度に採択された文部科学省科学技術新興調整費による「十勝アグリバイオ産業創設のための人材育成」事業等の事業をより一層推進する。		
				(平成19年度の実施状況) 平成18年度以前に引き続き、地域共同研究センター			

	<p>ニーズのマッチング機能の充実・強化とシーズのPRにより、特に受託研究の増加に努める。</p>		<p>を中核に、共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努めた。本年度は、文部科学省科学技術振興調整費<地域再生人材創出拠点形成>による「十勝アグリバイオ産業創設のための人材育成」事業が採択され、本事業に係る業務担当者を4名増員し同センターの機能を強化した。</p>		
<p>【35】 公募型助成金事業への積極的な申請を促進するため、事業関連情報データベースの構築及び運用を図る。</p>	<p>【35】 事業関連情報データベースの活用等により、公募型助成金事業への積極的な申請を促進する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度以来、公募型助成金への積極的な申請を促進するため、事業関連情報データベース（JST）へのリンクシステムを活用し、各種助成金事業の公募情報等を周知している。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 事業関連情報データベース（JST）へのリンクシステムの拡充等により、公募型助成金事業への積極的な申請を促した結果、本年度は、7件の事業に57件の申請を行い、そのうち10件が採択された。</p>	<p>引き続き事業関連データベース（JST）へのリンクシステムを拡充し、公募型助成金事業への積極的な申請を促進する。</p>	
<p>○ 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 【36】 大型動物診療の積極的な周知・広報等により、附属家畜病院の収入の増加に取り組む。</p>	<p>【36】 積極的な周知・広報等により、附属家畜病院の収入の増加に取り組む。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度には、BSE検査等に対応したP2レベル検査室の改修整備や最先端のマルチスライスX線CT装置の導入等、診断設備の機能向上を図り、平成17年度には、小動物診療におけるX線CT検査を含めた高度医療の提供や勤務獣医師及び動物看護師の雇用によるサービスの向上を図った。また、平成18年度には、家畜病院の周知・広報を目的として積極的に市民向けの大学開放授業、体験入学に参加すると共に、広報活動を行ったこと等により収入増を達成した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 本年度は、X線CT装置の操作担当者の増員、小動物外科専門医の1名増員、動物看護師の雇用、大学ホームページへの休診等の診療案内の随時掲載など、高度医療の提供並びに利用者サービスの向上に努めた。これらの取り組みにより、附属家畜病院の診療頭数及び収入は、4,990頭、38,936千円となり、それぞれ前年度と比べ17.6%、14.1%の増加となった。</p>	<p>平成20年度中に予定している附属家畜病院の改修の際、新築施設と改修施設の工期をずらす等の措置をとり、極力診療を継続させるとともに、診療料金改定によって、診療収入の維持に努める。また、平成20年8月施行の獣医療法施行規則の一部改正によって広告可能な事項が追加されることを踏まえ、より積極的な周知・広報を行う。</p> <p>学内他部局との連携を強化して、診療体制の強化と円滑化を推進するとともに、非常勤職員の雇用により、臨床系教員の診療負担の軽減と外来患者及びオーナーへのサービスの向上を図る。</p>	
<p>【37】 畜産フィールド科学センターにおける農畜産物については、付加価値の向上及び地域における地場産業等との連携により、収入の増加に取り組む。</p>		<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度以前から学外販売しているUHT殺菌牛乳（高温殺菌牛乳）に加え、平成16年度から製造を始め、学内の大学生協において販売している低温殺菌牛乳を平成18年度から、帯広市内の生活協同組合等2店舗での学外販売を開始し、収入増を達成した。</p> <p>また、代謝プロファイルテストの結果を活用し、搾乳牛への購入飼料の給与量を削減し、自給飼料の給与量を増やした結果、泌乳生産を維持しながらコストを</p>	<p>搾乳牛舎を改修して換気を改善するとともに、搾乳機器を更新して搾乳衛生の向上を図るなど、乳牛の飼育環境及び飼育方法の一層の改善に取り組み、牛群の健康増進を図ることによって、乳量の増加を図る。また、粗飼料の高度利用を一層推進す</p>	

		<p>抑えた酪農が実施可能となったとともに、搾乳牛舎の改修、飼育作業の見直し等により、家畜飼養環境の改善を施し、疾病の発生を低減させ、繁殖率の上昇につながった。</p>	
	<p>【37-1】 乳牛の飼育環境及び飼育方法の改善に積極的に取り組み、疾病発生を抑制し、繁殖効率の向上を図るとともに、粗飼料を高度に活用して濃厚飼料費を抑制し、低コスト酪農を一層推進する。</p>	<p>III (平成19年度の実施状況) 家畜飼育施設に換気用扇風機(12台)の設置、畜舎の通風性を向上させるために不要な壁を撤去するなど、乳牛の飼育環境の改善を図った。また、毎月の代謝プロファイルテスト及び体格測定データを活用した栄養管理、放牧牛の放牧方法の改善による牛体汚染の回避等により、疾病発生の抑制及び繁殖率の向上を進めた。 低コスト酪農の推進に関しては、購入飼料費抑制のため、自給飼料として実取りトウモロコシの試験栽培を行ったほか、貯蔵粗飼料の品質向上のための良質サイレージ調製に取り組み、低コスト酪農を推進した。</p>	<p>るとともに、飼料の学内生産を拡大し、購入飼料費を抑制する。 畜大牛乳の販売については、牛乳の定期購買者拡大募集や地域イベント等に積極的に参加し宣伝普及に取り組み、販売を拡充する。 また、搾乳頭数の増加に努めるとともに、乳生産量の拡大と余剰牛の個体販売により収入増に取り組む。</p>
	<p>【37-2】 牛乳製造体系の効率化を推進するとともに、畜大牛乳を増産して販売拡充を図る。</p>	<p>III 畜大牛乳の販売拡充のため生活協同組合コープさっぽろと連携し、牛乳の定期購買者拡大募集や地域のイベント等に積極的に参加すると共に、低温殺菌牛乳の宣伝普及に取り組んだ。 畜大牛乳の販売数量については、1,000ml高温殺菌牛乳最大の販路である生活協同組合の合併の影響による定期購買者の減少、乳製品工場の改修工事に伴う3ヶ月間の生産停止等の影響により、牛乳全体の販売数量は前年度比で減少したが、平成18年度に行った低温殺菌牛乳(500ml)の販路拡大により、低温殺菌牛乳の月平均販売数量は、前年度比21%の増加となった。</p>	
	<p>【37-3】 雄子牛の付加価値を高めるために、育成牛に和牛を交配してF1を生産、ホル雄子牛は粗飼料(放牧)主体による肥育に取り組む。</p>	<p>III 雄牛の経済価値を高めると共に初産乳牛の難産を避けるために、育成乳牛には和牛精液で受精を行った。なお、ホルスタイン雄子牛の肥育については、輸入穀物の急激な価格高騰を受け、経済効果は見込めないものと判断されたことから中止した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理的経費の抑制に努める。 ・ 「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
○ 管理的経費の抑制に関する具体的方策 【38】 コスト意識の涵養と節約励行により管理的経費の縮減を図る。	【38】 職員の意識改革を徹底し、省エネ、ペーパーレスなどを推進するとともに、事務等の効率化・合理化により管理的経費の縮減を図る。	III		（平成16～18年度の実施状況概略） 省エネ意識の涵養のため、光熱水使用量や省エネ対策の事例等の情報をホームページに掲載すると共に、随時メール等で省エネ対策実行の呼びかけた。 また、冷暖房時間の集中制御の実施、クールビズ・ウォームビズの全学実施、電子会議システムの導入、学内回覧情報のPDF化等によるペーパーレス化、ガス供給契約の見直し、電力の電圧調整による使用電力の制御、事務用刊行物の見直し、メール便の活用、宅配便単価契約の導入、事務用パソコンのリース化等の取組みにより、管理的経費の縮減を図った。	事務局全体で予算管理し執行している共通管理費について、各課ごとの前年度までの執行実績を分析の上、集約や合理化で削減可能なものを抽出し、削減目標値等を設定するとともに、学内の備品の有効活用を図るため、ホームページに備品の画像データを掲載し、学内で有効活用できる仕組みを検討する。 また、パソコンのリース計画の推進、ガス大口契約の見直し、畜産フィールド科学センターの市水を井水に切り替える等の措置を講じ、経費縮減を図る。 教職員の意識の向上を図るため、競争的スペースの使用料（光熱水費）の徴収を実施して、使用者の省エネルギーに対する意識改革を行うとともに、省エネルギー対策を盛り込んだ「環境白書」（大学の環境配慮への方針）等の策定を検討する。		
		III		（平成19年度の実施状況） 事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底について周知することにより、管理的経費の縮減を図った。 また、複写機の賃貸契約については新機種への更新を見送り、継続使用することにより551,850円の経費を節約したほか、本年度は事務用パソコン18台をリース化した。 このほか、クールビズ及びウォームビズの継続的な実施、改修工事での照明器具の省エネ器具の採用及びセンサーによる照度制御を行い、使用建物面積あたり電力量・A重油使用量を3%削減した。			
○ 人件費削減の取組に関する具体的方策 【39】 総人件費改革の実行計画を踏まえ平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を		III		（平成16～18年度の実施状況概略） 行財政改革、運営費交付金に係る効率化への対応のため、「人件費抑制」、「経費節減」、「財源確保」の具体的方策を検討する方針とし、平成17年度に「財政運	平成19年3月に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度及び平成21年度に、それぞれ更		

図る。

		<p>営改善検討ワーキンググループ」を設置し、人事制度、人件費管理、業務改善等の様々な観点から財政運営の改善に向けた検討を行い、平成17年10月の役員会及び経営協議会に骨子を、平成18年3月の役員会及び経営協議会に「財政運営の改善に向けて（中間報告）」を示した。</p> <p>平成18年度には、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日法律第47号）等を受け、前年度の中間報告に変更を加え、平成19年3月に、組織の活性化と人件費抑制に配慮した「財政運営計画－人件費を中心として」を策定した。</p> <p>平成18年度計画における人件費削減については、1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員1人、事務系職員2人を削減し、常勤職員数244人とし、年度を通じ員数内で運用を行った。</p>	<p>に1%ずつの人件費削減目標を達成するため、各年度とも対前年度、教員数1、事務系職員数2の削減を行う。</p>
<p>【39】 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成19年度については、概ね1%の人件費の削減を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>（平成19年度の実施状況） 平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成19年度の教職員数については、1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数241人とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> 資産はその実態を把握し、全学的視野に立って保有する資産（土地・施設・設備）を効率的・効果的に運用する。 知的財産の活用を推進する。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）			ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度	
○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 【40】 資産（土地・施設・設備）の利用状況の把握に努め運用計画を策定し、効率的・効果的運用を図る。	【40】 資産（土地・施設・設備）の運用計画に基づき、一般開放事業を行う。	III		（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16年度に導入した施設情報管理システムの活用による、資産の利用実態調査・分析に基づき、平成17年度に資産の運用計画を含む、「キャンパスマスタープラン2006」を策定した。また、施設情報管理システムの運用を開始したことにより、教職員、学生等が学内LANを通してリアルタイムに講義室などの全学共通使用室の使用状況の閲覧を可能としたほか、未利用である職員宿舎を、学生寮の改修工事に伴う、入寮者の仮住先として利用するなど、資産の効率的な運用を行った。 平成18年度には、学内資産の一般開放の拡充に向けた検討を行い、帯広市広報への記事の掲載を行った。	職員宿舎用地の用途変更の見直しを行い、土地の有効活用と経費削減を行うとともに、都市計画道路拡幅に関連して、地方自治体と協議を行い、土地・資産の効果的な活用法を検討する。また、施設の一般開放を図るため、資産の一般開放等の拡充を引き続き推進する。			
		III		（平成19年度の実施状況） 資産（土地・施設・設備）の一般開放を推進し、効果的な運用を行うため、ホームページを作成し、外部への広報を行うとともに使用者に分かり易い料金表の作成及び使用目的の緩和や使用中止の際の料金の返納を行うこととした「不動産一時使用取扱細則」の改正を行い、利用しやすい環境づくりを行った。				
【41】 特許の効率的・効果的運用を図るため、大学関連の特許の適切な管理運用を行い、TLOなどの技術移転機関を活用して実施先の開拓を推進する。		III		（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16年に本学における知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定めた「知的財産基本規則」その他関係規程を整備し、知的財産の適切な管理運用の基盤を構築するとともに、各種イベントに積極的に参加し、大学シーズをPRしてきた。また、知的財産の創出促進のため	知的財産ポリシーに基づき、知的財産関連規程の見直しを行うとともに、特許の効率的・効果的運用及び適切な管理運用を行うため、引き続き各種セミナー等を開催し、職員の知識を深			

		<p>めに、知的財産セミナーを開催しているほか、平成18年度に社団法人発明協会の知的財産統括アドバイザー派遣事業に採択され、アドバイザーによる特許相談室の開設、ミニセミナーの実施など、知的財産の適切な管理運用を図っている。その他、平成18年には知的財産の創出及び知的創造サイクルを促進することを目的として、「職務発明取扱規程」を改正するなど、適宜必要な体制の見直しを行っている。</p>	<p>めるほか、知的財産に係る専門家等の人材確保に努める。</p>
	<p>【41】 特許の効率的・効果的運用を図るため、大学関連の特許の適切な管理運用を行い、TLOなどの技術移転機関を活用して実施先の開拓を推進する。</p>	<p>Ⅲ (平成19年度の実施状況) 平成18年度に改正した職務発明取扱規程により、より一層の知的財産の創出及び知的創造サイクルを促進した。また、知的財産の活用等について大学の姿勢を内外に公表するため、知的財産ポリシーを策定し公表した。 知的財産の創出促進のため、11月にバイオ専門の弁理士による「ライフサイエンスセミナー」を開催したほか、知的財産統括アドバイザーによる「研究ノートセミナー」及び北海道知的所有権センターからの講師派遣による「電子図書館による文献検索セミナー」の、計3回の知的財産セミナーを開催した。 JSTのJ-STORE（研究成果総合データベース）に登録し、単独出願4件、共同研究の成果による発明5件の計9件の特許情報を掲載し、研究成果の社会還元に向け知的財産の活用を推進した。 また、産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）に岩手大学大学院農学研究科を中心とする農学・ライフサイエンス分野の技術移転を目的とした岩手大学を代表機関とする大学間連携に、本学はその応募機関として申請した。</p>	
		<p>ウェイト小計 ----- ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

○ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する取組

中期目標・中期計画を内容とする学長の基本方針に基づき、平成16年度に役員会において、本中期目標期間中の予算配分について、予算を経常的経費と戦略的経費に区分し、経営戦略に基づいた査定による予算配分を実施するとした経営戦略を策定し、各年度の評価結果を踏まえ、平成17年度以降も踏襲して実施している。

具体には、学長が予算配分の基本方針を策定し、経常的経費と戦略的経費に区分した上で、学内各部局等からの予算要求に対して、経営戦略に基づく査定を行い、全学的視点から予算配分案を策定している。その後、経営協議会、役員会の審議を経て予算配分を行い、戦略的・重点的な予算執行を行った。経常的経費に区分される教育研究経費については、各教員からの予算要求と、大学教育センターにおける査定を経て傾斜配分を行い、戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、成果報告会を毎年開催し、当該プロジェクト経費の効果的な運用について検討を行った。

○ 人件費管理を中心とする財政運営計画の策定

(※ (1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等欄の再掲)

国の行財政改革、運営費交付金の削減等に対応するため、財政運営改善ワーキンググループにおいて、教員及び事務職員の適正数、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う人件費の観点からの教職員組織の見直し等について検討を重ね、平成19年3月に、組織の活性化と人件費抑制に配慮した「財政運営計画－人件費を中心として－」を策定した。

本計画においては、基礎的収益（特別教育研究経費及び特殊要因経費を除く運営費交付金＋授業料等収益）に対する人件費比率の上昇により、教育研究経費が圧迫されることがないように、人件費比率の上限を定め、中期目標・計画期間の人事管理計画、人員削減数を策定した。

○ 外部研究資金の獲得に向けた取組

科学研究費補助金の申請率を上昇させ、研究活動の活性化を図るため、学内説明会を毎年開催しているほか、全教員へ申請書作成手引きを配付するなど、周知に努めている。また、学長裁量経費である教育研究改革プロジェクトの募集時に科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置を講じている。

また、受託研究及び共同研究については、地域共同研究センターを中核として、共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努め、産学連携コーディネーター2名、アドバイザー3名の他、12～14名の客員教授など産学連携に係る専門家を招聘し、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化に努めた。

その結果、平成16年度から平成18年度の間に受託研究の件数増（30件→55件）並びに受託・共同研究受入合計額の大幅な増（378,813千円→549,426千円）を達成した。

○ その他自己収入の増加に向けた取組

附属家畜病院の診療収入の増加へ向けて、平成16年度には、BSE検査等に対応したP2レベル検査室の改修整備や最先端のマルチスライスX線CT装置の導入等、診断設備の機能向上を図り、平成17年度には、小動物診療におけるX線CT検査を含めた高度医療の提供や勤務獣医師及び動物看護師の雇用によるサービスの向上を図った。また、平成18年度には、家畜病院の周知・広報を目的として積極的に市民向けの大学開放授業、体験入学に参加すると共に、マスメディアの企画による広報にも努めた。これらの取組により平成18年度の診療収入は34,119千円となり、平成16年度から26.3%の増収となった。

また、畜産フィールド科学センターの農畜産物売払収入の増加へ向けて、平成16年度以前から学外販売しているUHT殺菌牛乳（高温殺菌牛乳）に加え、平成16年度から製造を始め、学内の大学生協において販売している低温殺菌牛乳を平成18年度から、帯広市内の生活協同組合等2店舗での学外販売を開始したこと等により、平成18年度の畜大牛乳全体（低温殺菌牛乳、高温殺菌牛乳）の収入は、22,554千円となり、平成16年度から8.1%の増収となった。

○ 管理的経費の抑制に関する取組

省エネ意識の涵養のため、光熱水使用量や省エネ対策の事例等の情報をホームページに掲載すると共に、随時メール等で省エネ対策実行の呼びかけた。

また、冷暖房時間の集中制御の実施、クールビズ・ウォームビズの全学実施、電子会議システムの導入、学内回覧情報のPDF化等によるペーパーレス化、ガス供給契約の見直し、電圧調整による使用電力の抑制、事務用刊行物の見直し、メール便の活用、宅配便単価契約の導入、事務用パソコンのリース化等の取り組みにより、管理的経費の縮減を図っている。

○ 資産の運用管理の改善に関する取組

平成16年度に導入した施設情報管理システムの活用による、資産の利用実態調査・分析に基づき、平成17年度に資産の運用計画を含む、「キャンパスマスタープラン2006」を策定した。また、施設情報管理システムの運用を開始したことにより、教職員、学生等が学内LANを通してリアルタイムに講義室などの全学共通使用室の使用状況の閲覧を可能としたほか、未利用である職員宿舎を、学生寮の改修工事に伴う、入寮者の仮住先として利用するなど、資産の効率的な運用を行った。平成18年度には、学内資産の一般開放の拡充に向けた検討を行い、帯広市広報への記事の掲載を行った。

また、知的財産の効率的・効果的運用については、平成16年に本学における知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定めた「知的財産基本規則」その他関係規程を整備し、知的財産の適切な管理運用の基盤を構築するとともに、各種イベントに積極的に参加し、大学シーズをPRしてきた。また、知的財産の創出促進のために、知的財産セミナーを開催しているほか、平成18年度に社団法人発明協会の知的財産統括アドバイザー派遣事業に採択され、アドバイザーによる特許相談室の開設、ミニセミナーの実施など、知的財産の適切な管理運用を図っている。その他、平成18年には知的財産の創出及び知的創造サイクルを促進することを目的として、「職務発明取扱規程」を改正するなど、適宜必要な体制の見直しを行っている。

【平成19事業年度】

○ 外部研究資金の獲得に向けた取組

科学研究費補助金の申請率を上昇させ、研究活動の活性化を図るため、学内説明会を毎年開催しているほか、全教員へ申請書作成手引きを配付するなど、周知に努めている。また、学長裁量経費である教育研究改革プロジェクトの募集時に科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置を講じている。

また、受託研究及び共同研究については、平成18年度以前に引き続き、地域共同研究センターを中核に、共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努めた。平成19年度は、文部科学省科学技術振興調整費<地域再生人材創出拠点形成>による「十勝アグリバイオ産業創設のための人材育成」事業が採択され、本事業に係る業務担当者を4名増員し同センターの機能を強化した。

○ その他自己収入の増加に向けた取組

附属家畜病院の診療収入の増加へ向けて、平成19年度は、X線CT装置の操作担当者の増員、小動物外科専門医の1名増員、動物看護師の雇用、大学ホームページへの休診等の診療案内の随時掲載など、高度医療の提供並びに利用者サービスの向上に努めた。これらの取り組みにより、附属家畜病院の診療頭数及び収入は、4,990頭、38,936千円となり、それぞれ前年度と比べ17.6%、14.1%の増加となった。

また、畜大牛乳の販売拡充のため、平成19年度は、生活協同組合コープさっぽろと連携し、牛乳の定期購買者拡大募集や地域のイベント等に積極的に参加すると共に、低温殺菌牛乳の宣伝普及に取り組んだ。畜大牛乳の販売数量については、1,000ml高温殺菌牛乳最大の販路である生活協同組合の合併の影響による定期購買者の減少、乳製品工場の改修工事に伴う3ヶ月間の生産停止等の影響により、牛乳全体の販売数量は前年度比で減少したが、平成18年度に行った低温殺菌牛乳(500ml)の販路拡大により、低温殺菌牛乳の月平均販売数量は、前年度比21%の増加となった。

○ 管理的経費の抑制に関する取組

事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底について周知することにより、管理的経費の縮減を図った。また、複写機の賃貸契約については新機種への更新を見送り、継続使用することにより551,850円の経費を節約したほか、本年度は事務用パソコン18台をリース化した。

このほか、クールビズ及びウォームビズの継続的な実施、改修工事での照明器具の省エネ器具の採用及びセンサーによる照度制御を行い、使用建物面積あたり電力量・A重油使用量を3%削減した。

○ 資産の運用管理の改善に関する取組

資産(預金)の効果的運用による収益の確保のため、平成19年度から余裕資金の運用を開始した。これは、平成18年度まで、本学の保有する預金は、ペイオフ対策から全て無利息の決算性預金としており、決算において利息収入を上げていなかったが、金融機関等の経営基盤の健全性の向上等を踏まえ、学長裁定による試験的運用として開始したものである。

また、資産(土地・施設・設備)の一般開放を推進し、効果的な運用を行うため、ホームページを作成し、外部への広報を行うとともに使用者に分かり易い料金表の作成及び使用目的の緩和や使用中止の際の料金の返納を行うこととした「不動産一時使用取扱細則」の改正を行い、利用しやすい環境づくりを行った。

知的財産の効率的・効果的運用については、平成18年度に改正した職務発明取扱規程により、より一層の知的財産の創出及び知的創造サイクルを促進した。また、知的財産の活用等について大学の姿勢を内外に公表するため、知的財産ポリシーを策定し公表した。また、知的財産の創出促進のため、11月にバイオ専門の弁理士による「ライフサイエンスセミナー」を開催したほか、知的財産統括アドバイザーによる「研究ノートセミナー」及び北海道知的所有権センターからの講師派遣による「電子図書館による文献検索セミナー」の、計3回の知的財産セミナーを開催した。このほか、産学官連携戦略展開事業(戦略展開プログラム)に岩手大学大学院農学研究科を中心とする農学・ライフサイエンス分野の技術移転を目的とした岩手大学を代表機関とする大学間連携に、本学はその応募機関として申請した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実の状況

【平成16～18事業年度】

管理的経費の節減について、省エネ意識の涵養のため、光熱水使用量や省エネ対策の事例等の情報をホームページに掲載すると共に、随時メール等で省エネ対策実行の呼びかけを行っている。また、冷暖房時間の集中制御の実施、クールビズ・ウォームビズの全学実施、電子会議システムの導入、学内回覧情報のPDF化等によるペーパーレス化、ガス供給契約の見直し、電圧調整による使用電力の抑制、事務用刊行物の見直し、メール便の活用、宅配便単価契約の導入、事務用パソコンのリース化等の取り組みにより、管理的経費の縮減を図っている。

自己収入の増加に向けた取組としては、科学研究費補助金の申請率を上昇させ、研究活動の活性化を図るため、学内説明会を毎年開催しているほか、全教員へ申請書作成手引きを配付するなど、周知に努めている。また、学長裁量経費である教育研究改革プロジェクトの募集時に科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置を講じている。

また、受託研究及び共同研究については、地域共同研究センターを中核として、共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努め、産学連携コーディネーター2名、アドバイザー3名の他、12～14名の客員教授など産学連携に係る専門家を招聘し、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化に努めた。その結果、平成16年度から平成18年度の間に受託研究の件数増(30件→55件)並びに受託・共同研究受入合計額の大幅な増(378,813千円→549,426千円)を達成した。

事業収入の増加に向けた取組としては、附属家畜病院の診療収入の増加へ向けて、平成16年度には、BSE検査等に対応したP2レベル検査室の改修整備や最先端のマルチスライスX線CT装置の導入等、診断設備の機能向上を図り、平成17年度には、小動物診療におけるX線CT検査を含めた高度医療の提供や勤務獣医師及び動物看護師の雇用によるサービスの向上を図った。また、平成18年度には、家畜病院の周知・広報を目的として積極的に市民向けの大学開放授業、体験入学に参加すると共に、マスメディアの企画による広報にも努めた。これらの取組により平成18年度の診療収入は34,119千円となり、平成16年度から26.3%の増収となった。

また、畜産フィールド科学センターの農畜産物売払収入の増加へ向けて、平成16年度以前から学外販売しているUHT殺菌牛乳(高温殺菌牛乳)に加え、平成16年度から製造を始め、学内の大学生協において販売している低温殺菌牛乳を平成18

年度から、帯広市内の生活協同組合等2店舗での学外販売を開始したこと等により、平成18年度の畜大牛乳全体（低温殺菌牛乳、高温殺菌牛乳）の収入は、22,554千円となり、平成16年度から8.1%の増収となった。

【平成19事業年度】

管理的経費の節減について、省エネ意識の涵養のため、光熱水使用量や省エネ対策の事例等の情報をホームページに掲載すると共に、随時メール等で省エネ対策実行の呼びかけを行っている。また、事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底について周知することにより、管理的経費の縮減を図ったほか、複写機の賃貸契約については新機種への更新を見送り、継続使用することにより551,850円の経費を節約したほか、本年度は事務用パソコン18台をリース化した。このほか、クールビズ及びウォームビズの継続的な実施、改修工事での照明器具の省エネ器具の採用及びセンサーによる照度制御を行い、使用建物面積あたり電力量・A重油使用量を3%削減した。

自己収入の増加に向けた取組としては、科学研究費補助金の申請率を上昇させ、研究活動の活性化を図るため、学内説明会を毎年開催しているほか、全教員へ申請書作成手引きを配付するなど、周知に努めている。また、学長裁量経費である教育研究改革プロジェクトの募集時に科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置を講じている。

また、受託研究及び共同研究については、平成18年度以前に引き続き、地域共同研究センターを中核に、共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努めた。平成19年度は、文部科学省科学技術振興調整費＜地域再生人材創出拠点形成＞による「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業が採択され、本事業に係る業務担当者を4名増員し同センターの機能を強化した。

事業収入の増加に向けた取組としては附属家畜病院の診療収入の増加へ向けて、平成19年度は、X線CT装置の操作担当者の増員、小動物外科専門医の1名増員、動物看護師の雇用、大学ホームページへの休診等の診療案内の随時掲載など、高度医療の提供並びに利用者サービスの向上に努めた。これらの取り組みにより、附属家畜病院の診療頭数及び収入は、4,990頭、38,936千円となり、それぞれ前年度と比べ17.6%、14.1%の増加となった。

また、畜大牛乳の販売拡充のため、平成19年度は、生活協同組合コープさっぽろと連携し、牛乳の定期購買者拡大募集や地域のイベント等に積極的に参加すると共に、低温殺菌牛乳の宣伝普及に取り組んだ。畜大牛乳の販売数量については、1,000ml高温殺菌牛乳最大の販路である生活協同組合の合併の影響による定期購買者の減少、乳製品工場の改修工事に伴う3ヶ月間の生産停止等の影響により、牛乳全体の販売数量は前年度比で減少したが、平成18年度に行った低温殺菌牛乳（500ml）の販路拡大により、低温殺菌牛乳の月平均販売数量は、前年度比21%の増加となった。

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じた人件費削減に向けた取組の状況

【平成16～18事業年度】

国の行財政改革、運営費交付金の削減等に対応するため、財政運営改善ワーキンググループにおいて、教員及び事務職員の適正数、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う人件費の観点からの教職員組織の見直し等について検討を重ね、平成19年3月に、組織の活性化と人件費抑制に配慮した「財政運営計画－

人件費を中心として－」を策定した。

本計画においては、基礎的収益（特別教育研究経費及び特殊要因経費を除く運営費交付金＋授業料等収益）に対する人件費比率の上昇により、教育研究経費が圧迫されることがないように、人件費比率の上限を定め、中期目標・計画期間の人事管理計画、人員削減数を策定した。

【平成19事業年度】

平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成19年度の教職員数については、1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数241人とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標

- 自己点検・評価を厳正に実施するとともに、評価結果を大学運営の改善に反映させる。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）			ウェイト		
		中期	年度	平成19年度までの実施状況		平成20～21年度の実施予定	中期	年度	
○ 自己点検・評価の改善に関する具体的方策【42】 点検・評価システムの内容及びその評価結果を大学運営の改善に反映するシステムの見直しを行う。		III		（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16年度の自己点検・評価及びその評価結果の検証を踏まえ、年度計画に係る点検・評価については、年度途中で年度計画の進捗状況調査（中間評価）を行い、進捗状況を各部署の長等のヒアリングによって確認して、年度内の確実な計画達成を促すとともに、中間評価の結果を踏まえて次年度の計画の策定作業にあたることとし、年度終了時には、担当理事、事務担当課等による全学的見地からの横断的な自己点検・評価を実施することとした。 これにより、年度計画の策定と評価の一体性が確保され、自己点検・評価を踏まえて計画の策定に至るサイクルを確立した。 また、平成18年度には、各部署長等によって構成されていたために、機動性に欠けるとともに、他部署の厳正な評価に難のあった評価委員会を廃止して、スタッフ制の企画評価室を設置し、機動的な実施体制の構築と計画実施の促進を図ることの可能な体制とした。		平成18年度に確立した年度途中の中間評価及び年度終了時の業務実績に係る自己点検・評価のシステムにおける、各現場部門における自己点検とその結果に対する企画評価室によるヒアリング・評価から、次年度の年度計画策定に至る過程の作業の在り方について検証を行い、より有効なシステムとなるよう必要な見直しを行う。			
		III		（平成19年度の実施状況） 平成18年度に確立した年度途中の中間評価及び年度終了時の自己点検・評価のシステムにより、平成18事業年度の業務実績に関する自己点検・評価を実施したほか、平成19事業年度の中間評価を実施し、中間評価の結果を踏まえて、平成20年度計画の策定を行った。 また、平成18年度に設置した企画評価室の体制について、中期目標期間の自己点検・評価の実施、次期中期目標・中期計画の策定、平成22年度の認証評価の受審、等を控え、機動性及び専門性の一層の向上が必要であると判断し、平成20年1月の新学長の就任にあわ					

	<p>の改善に取り組む。</p>		<p>せて構成員を増強するとともに、平成20年4月から、新たに就任する企画評価担当副学長を室長とすることとし、評価結果を踏まえた大学運営改善を推進する体制を整備した。</p>	
<p>【43】 点検・評価に必要な情報を一元的に管理し、データベース化を推進する。</p>	<p>【43】 中期目標期間の業務実績評価、認証評価等の自己点検・評価に必要な諸データの収集・蓄積を行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 自己点検・評価に必要な資料・データ等については、年度終了時に行う自己点検・評価及び年度の中途に行う中間評価の際に、評価担当部署において収集し、一元的に管理した。また、本学独自のデータベースの構築については、平成17年度に(独)大学評価・学位授与機構が実施した「大学情報データベース」の試行的構築に協力大学として参加するなど、データの項目、効率的な収集手順等の実務上の検討を行った。 その結果、当面は、独自のデータベース構築を見送り、同機構の大学情報データベースを、点検・評価に必要な情報の一元的管理及びデータベース化に積極的に活用する方針とした。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 平成17年度に実施した(独)大学評価・学位授与機構の「大学情報データベース」の試行的構築の結果を踏まえ、同データベースを、点検・評価に必要な情報の一元的管理及びデータベース化に積極的に活用するとしての方針に基づき、本年度実施された同データベースへのデータ登録について、本学では、データ登録の対象を、任意登録である事項も含む、平成16年度以降の全ての調査表とし、データ登録を行った。 また、中期目標期間の業績評価、認証評価等に必要となる同データベースに含まれないデータとして、平成16年度以降の研究業績の収集を行った。</p>	<p>大学評価・学位授与機構の大学情報データベースについて、平成20年度に予定されている、2回目のデータ登録に向け資料・データの収集を円滑に行うとともに、中期目標期間の業務実績評価のうち教育研究の状況の評価に係る、自己点検・評価の状況を踏まえ、独自のデータベースの構築に向けた検討を継続して行う。</p>
<p>○ 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 【44】 自己点検・評価の結果を基に、関係委員会等で改善の具体策を検討し、実施する。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 毎年度の自己点検・評価結果と国立大学法人評価委員会の評価結果を、ホームページに掲載し学内全構成員に、部局長会議等で関係部局・委員会等へフィードバックした。また、平成18年度からは、年度途中の中間評価と年度終了時の自己点検・評価を実施することによって、各年度の確実な計画達成を促すとともに、次年度の計画策定に中間評価を反映させることとした。 平成18年度までに、自己点検・評価の結果に基づき大学運営の改善を図った主要な事項は次のとおりである。 ・ 16年度評価での自己点検・評価結果と国立大学法人評価委員会の評価結果を基に、業務運営への機動性の向上等の観点から、評価委員会について、現行</p>	<p>自己点検・評価並びに国立大学法人評価委員会及び(独)大学評価・学位授与機構による第三者評価の結果について、企画評価室において分析し、学内外に公表する。 評価結果等において改善が必要な事項があった場合は、関係部局、委員会と早急に改善策を講じ、大学運営の改善に取り組むほか、次期中期目標・中期計画の検討においても、評価結果等を考慮し検討を行う。</p>

			<p>の委員会組織をスタッフ制による企画評価組織へ改善し、平成18年度から実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 17年度評価での国立大学法人評価委員会の指摘事項であった危機管理に対する全学的・総合的な危機管理体制の確立を図るため、18年度に、危機管理規程を制定するとともに、全学的リスクマネジメント組織である、危機管理室を設置した。 17～18年度の自己点検により抽出された課題であった監査室の独立性の確保を図るため、事務局内に置かれていた監査室を平成19年4月より学長直轄の組織に改編することとした。 		
	<p>【44】 自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会の評価結果を基に、関係委員会等で改善の具体策を検討し、実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 国立大学法人評価委員会の平成18年度の業務の実績に関する評価結果について、企画評価室において分析した結果、全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターについて、共同研究員の公募、共同利用に関する情報提供等、これまで以上の情報提供が必要であるとの結論に達した。この結果を受け、同センターでは、国内外の大学、研究機関、国際機関と連携した原虫病の診断・治療・予防に関する総合的研究を推進する観点から、共同研究の公募を開始したほか、同センターのホームページを大幅に更新し、共同利用に関する情報提供の改善を図った。</p>		
			<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標
 ・ ホームページ等各種情報媒体を通じ、教育研究活動の状況など大学運営に関する情報の提供の充実を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
<p>○ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策【45】 情報公開を含む法人における広報の推進に資する観点から、「広報室」を設置し、大学情報の収集整理・データベース化、公表・公開等を一元的に管理運用する。</p>		III		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>○ 広報室の設置と大学情報の積極的な発信 平成16年4月の法人化と同時に「広報室」を設置し、①広報に関する基本方針及び戦略の策定並びにその推進及び効果の検証、②大学運営に関する情報の公表及び公開等の一元的な管理運用、③報道機関への公式発表、④ホームページの作成、更新及び管理、⑤広報誌等の編集及び発行、等の広報活動を組織的かつ効果的に推進してきた。 広報室では、大学運営に関する情報を一元的に管理するため、事務局各課に広報室連絡員を配置して、情報収集を円滑に行い、一元的な公開を行ったほか、ホームページの更新を随時行い、情報提供の充実を図った。 また、広報誌の形態、内容の見直しを進め、平成17年度には冊子体の学報を廃止して電子化し、ホームページへの掲載により速報性を高めたほか、「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者への広報誌「白樺」、大学構内の案内パンフレット「ちくだいマップ」を作成し、関係機関への配布、学内主要施設入口への常置等により、広報活動を展開した。 このほか、平成18年度には、とちかち帯広空港のターミナルビル内に大型広告の設置、中国黒竜江省ハルビン市で開催された「北海道紹介展」の大学紹介ブースに出展するなど、国内外に向けた情報発信を、広報室が主体となり積極的に展開した。</p> <p>○ 保有個人情報の適切な管理に向けた取組 平成17年4月の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」</p>	<p>広報室において、情報公開を含む法人における広報の推進に資する観点から、既存のホームページ・広報誌等の点検・更新等を適時・適切に行い、より効率的・効果的な広報活動の充実を図るほか、情報公開、調査・統計資料、評価資料などについてホームページを更新し公開するとともに、様々な業務の効率化を図るため、必要に応じデータベースの充実を図る。 保有個人情報管理規程に基づく教育研修及び監査を定期的実施し、保有個人情報管理に対する教職員、学生の意識向上、適正な管理の徹底を図る。また、情報化社会の変化に応じ、情報セキュリティポリシーの適切な運用を図る。</p>		

	<p>の施行に合わせ、「保有個人情報管理規程」等の諸規程を整備し、同法の趣旨に則った保有個人情報の保護に努めている。</p> <p>平成18年度には、同規程に基づく教育研修として、NTTコムウェア北海道から専門家を招き、教職員及び学生を対象に、個人情報保護と情報セキュリティ対策に関する講演会を開催（参加者約70名）した。</p> <p>また、同規程に基づく保有個人情報管理に係る学内監査を実施する等、保有個人情報管理に対する意識向上、管理徹底のための取組を行った。</p>		
<p>広報室において、情報公開を含む法人における広報の推進に資する観点から、以下のように取り組む。</p> <p>【45-1】 既存のホームページ・広報誌等の点検・更新等を行い、より効率的・効果的な広報活動の充実を図る。</p>	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>III 本学ホームページについて広報室で点検を行い、アクセシビリティの向上、サイト構造の明確化による利便性の向上が必要であると判断した。これを受け、平成19年10月にホームページを大幅に更新し、利用者が文字サイズを変えて閲覧できるよう改善したほか、利用者が情報を探しやすいようなナビゲーションの統一などの整備・充実を図った。</p> <p>また、冊子体で発行している広報誌については、「大学概要」や「大学の取り組み」等のパンフレットを点検し、効果的な広報誌の発行に努めるとともに、あらたに「キャンパスマップ」を作成し、来学者のための利便性を高めた。</p>		
<p>【45-2】 情報公開、調査・統計資料、評価資料などについてホームページを更新し公開するとともに、様々な業務の効率化を図るため、必要に応じデータベースの充実を図る。</p>	<p>III 広報室において、ホームページに掲載されている情報公開や概要の統計資料等について、情報の収集・整理を一元的に行い、随時更新するとともに、教員一覧、トピックス等の資料等を不断に調査・整理しホームページで公開した。</p>		
<p>【45-3】 保有個人情報管理規程に基づき、管理の徹底を図る。</p>	<p>III 保有個人情報管理規程に基づく教育研修として、平成20年1月に平成18年度と同様に、NTTコムウェア北海道株式会社から専門家を講師に招き、教職員及び学生を対象に、「情報セキュリティ対策に関する講演会」を開催し、約50名の参加があった。</p> <p>また、平成18年度に同規程に基づき実施した保有個人情報管理に係る学内監査で、紙媒体における情報の不適切な管理についての指摘があったが、その後、改善されている。</p> <p>今年度においても、平成20年3月に監査を実施する等、保有個人情報管理に対する意識の向上及び管理徹</p>		

	<p>【45-4】 「情報セキュリティポリシー」に沿った運用の実現を図る。</p>	<p>III</p>	<p>底に努めた。</p> <p>本学の情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティポリシー実施手順書（監査編）を作成した。監査については、情報セキュリティ監査責任者を定め、平成19年度情報セキュリティ監査計画及び情報セキュリティポリシー内部監査実施計画書を策定し、予定どおり監査を行った。</p>		
<p>【46】 教職員の広報事業への積極的な参加を促すため、地域等のマスコミ等への派遣研修など広報活動に接する機会の充実を図る。</p>	<p>【46】 教職員の広報事業への積極的な参加を促すため、広報関係の研修・セミナー等に参加し広報活動の充実を図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 報道関係機関との懇談会及び講演会を開催し、教職員の広報への意識向上を図るとともに、本学が開催する諸事業において、広報室の仲介で事業担当者を報道機関に紹介し、教職員が事業のPRを直接行う機会を多く設けたことにより、教職員の広報事業への積極的な参加を推進した。 また、社団法人日本広報協会主催の「広報協会横浜セミナー」等、広報関係の研修・セミナーへの広報担当教職員の派遣を積極的に行い、担当教職員の資質向上を図った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 報道関係機関との懇談会及び「危機管理としての広報・報道対応」について、講演会を開催し、教職員の広報への意識向上を図るとともに、本学が開催する諸事業において、広報室の仲介で事業担当者を報道機関に紹介し、教職員が事業のPRを直接行う機会を多く設けたことにより、教職員の広報事業への積極的な参加を推進した。 また、社団法人日本広報協会主催の「広報協会横浜セミナー」等、広報関係の研修・セミナーへの広報担当教職員の派遣を積極的に行い、担当教職員の資質向上を図った。</p>	<p>報道関係機関との懇談会及び講演会の開催、事業担当者の報道機関への紹介等により、教職員が広報活動に接する機会を積極的に設け、広報事業への積極的な参加を促す。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>		
			<p>ウェイト総計</p>		

[ウェイト付けの理由]

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

○ 改革サイクルの確立のための自己点検・評価システムの構築と企画評価室の設置

平成16年度の自己点検・評価及びその評価結果の検証を踏まえ、年度計画に係る点検・評価については、年度途中に年度計画の進捗状況調査（中間評価）を行い、進捗状況を各部局の長等のヒアリングによって確認して、年度内の確実な計画達成を促すとともに、中間評価の結果を踏まえて次年度の計画の策定作業にあたることとし、年度終了時には、担当理事、事務担当課等による全学的見地からの横断的な自己点検・評価を実施することとした。

これにより、年度計画の策定と評価の一体性が確保され、自己点検・評価を踏まえて計画の策定に至るサイクルを確立した。

また、平成18年度には、各部局長等によって構成されていたために、機動性に欠けるとともに、他部局の厳正な評価に難のあった評価委員会を廃止して、スタッフ制の企画評価室を設置し、機動的な実施体制の構築と計画実施の促進を図ることの可能な体制とした。

○ 広報室の設置と大学情報の積極的な発信

平成16年4月の法人化と同時に「広報室」を設置し、①広報に関する基本方針及び戦略の策定並びにその推進及び効果の検証、②大学運営に関する情報の公表及び公開等の一元的な管理運用、③報道機関への公式発表、④ホームページの作成、更新及び管理、⑤広報誌等の編集及び発行等の広報活動を組織的かつ効果的に推進してきた。

広報室では、大学運営に関する情報を一元的に管理するため、事務局各課に広報室連絡員を配置して、情報収集を円滑に行い、一元的な公開を行ったほか、ホームページの更新を随時行い、情報提供の充実を図った。

また、広報誌の形態、内容の見直しを進め、平成17年度には冊子体の学報を廃止して電子化し、ホームページへの掲載により速報性を高めたほか、「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者への広報誌「白樺」、大学構内の案内パンフレット「ちくちくマップ」を作成し、関係機関への配布、学内主要施設入口への常置等により、広報活動を展開した。

このほか、平成18年度には、とち帯広空港のターミナルビル内に大型広告の設置、中国黒竜江省ハルビン市で開催された「北海道紹介展」の大学紹介ブースに出展するなど、国内外に向けた情報発信を、広報室が主体となり積極的に展開した。

○ 保有個人情報の適切な管理に向けた取組

平成17年4月の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の施行に合わせ、「保有個人情報管理規程」等の諸規程を整備し、同法の趣旨に則った保有個人情報の保護に努めている。

平成18年度には、同規程に基づく教育研修として、NTTコムウェア北海道から専門家を招き、教職員及び学生を対象に、個人情報保護と情報セキュリティ対策に関する講演会を開催（参加者約70名）したほか、同規程に基づく保有個人情報

管理に係る学内監査を実施する等、保有個人情報管理に対する意識向上、管理徹底のための取組を行った。

【平成19事業年度】

○ 企画評価室による自己点検・評価の実施と体制整備

平成18年度に確立した年度途中の中間評価及び年度終了時の自己点検・評価のシステムにより、平成18事業年度の業務実績に関する自己点検・評価を実施したほか、平成19事業年度の中間評価を実施し、中間評価の結果を踏まえて、平成20年度計画の策定を行った。

また、平成18年度に設置した企画評価室の体制について、中期目標期間の自己点検・評価の実施、次期中期目標・中期計画の策定、平成22年度の認証評価の受審、等を控え、機動性及び専門性の一層の向上が必要であると判断し、平成20年1月の新学長の就任にあわせて構成員を増強するとともに、平成20年4月から、新たに就任する企画評価担当副学長を室長とすることとし、評価結果を踏まえた大学運営改善を推進する体制を整備した。

○ 広報室による大学情報の積極的な発信

本学ホームページについて広報室で点検を行い、アクセシビリティの向上、サイト構造の明確化による利便性の向上が必要であると判断した。これを受け、平成19年10月にホームページを大幅に更新し、利用者が文字サイズを変えて閲覧できるよう改善したほか、利用者が情報を探しやすいようなナビゲーションの統一などの整備・充実を図った。

また、冊子体で発行している広報誌については、「大学概要」や「大学の取り組み」等のパンフレットを点検し、効果的な広報誌の発行に努めるとともに、新たに「キャンパスマップ」を作成し、来学者のための利便性を高めた。

○ 保有個人情報の適切な管理に向けた取組

保有個人情報管理規程に基づく教育研修として、平成20年1月に平成18年度と同様に、NTTコムウェア北海道株式会社から専門家を講師に招き、教職員及び学生を対象に、「情報セキュリティ対策に関する講演会」を開催し、約50名の参加があった。

また、平成18年度に同規程に基づき実施した保有個人情報管理に係る学内監査で、紙媒体における情報の不適切な管理についての指摘があったが、その後、改善されている。

今年度においても、平成20年3月に監査を実施する等、保有個人情報管理に対する意識の向上及び管理徹底に努めた。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 情報公開の促進に係る取組

【平成16～18事業年度】

平成16年4月の法人化と同時に「広報室」を設置し、①広報に関する基本方針及び戦略の策定並びにその推進及び効果の検証、②大学運営に関する情報の公表及び公開等の一元的な管理運用、③報道機関への公式発表、④ホームページの作成、更新及び管理、⑤広報誌等の編集及び発行、等の広報活動を組織的かつ効果的に推進してきた。

広報室では、大学運営に関する情報を一元的に管理するため、事務局各課に広報室連絡員を配置して、情報収集を円滑に行い、一元的な公開を行ったほか、ホームページの更新を随時行い、情報提供の充実を図った。

また、広報誌の形態、内容の見直しを進め、平成17年度には冊子体の学報を廃止して電子化し、ホームページへの掲載により速報性を高めたほか、「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者への広報誌「白樺」、大学構内の案内パンフレット「ちくだいマップ」を作成し、関係機関への配布、学内主要施設入口への常置等により、広報活動を展開した。

このほか、平成18年度には、とちかち帯広空港のターミナルビル内に大型広告の設置、中国黒竜江省ハルビン市で開催された「北海道紹介展」の大学紹介ブースに出展するなど、国内外に向けた情報発信を、広報室が主体となり積極的に展開した。

【平成19事業年度】

本学ホームページについて広報室で点検を行い、アクセシビリティの向上、サイト構造の明確化による利便性の向上が必要であると判断した。これを受け、平成19年10月にホームページを大幅に更新し、利用者が文字サイズを変えて閲覧できるよう改善したほか、利用者が情報を探しやすいようなナビゲーションの統一などの整備・充実を図った。

また、冊子体で発行している広報誌については、「大学概要」や「大学の取り組み」等のパンフレットを点検し、効果的な広報誌の発行に努めるとともに、あらたに「キャンパスマップ」を作成し、来学者のための利便性を高めた。

○ 従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

【平成16～18事業年度】

毎年度の自己点検・評価結果と国立大学法人評価委員会の評価結果を、ホームページに掲載し学内全構成員に、部局長会議等で関係部局・委員会等へフィードバックした。また、平成18年度からは、年度途中の中間評価と年度終了時の自己点検・評価を実施することによって、各年度の確実な計画達成を促すとともに、次年度の計画策定に中間評価を反映させることとした。

平成18年度までに、自己点検・評価の結果に基づき大学運営の改善を図った主要な事項は次のとおりである。

- 平成16年度評価での自己点検・評価結果と国立大学法人評価委員会の評価結果を基に、業務運営への機動性の向上等の観点から、評価委員会をスタッフ制による企画評価組織へ改善し、平成18年度から実施した。
- 平成17年度評価での国立大学法人評価委員会の指摘事項であった危機管理に対する全学的・総合的な危機管理体制の確立を図るため、平成18年度に、危

機管理規程を制定するとともに、全学的リスクマネジメント組織である、危機管理室を設置した。

- 平成17、18年度の自己点検により抽出された課題であった監査室の独立性の確保を図るため、事務局内に置かれていた監査室を平成19年4月より学長直轄の組織に改編することとした。

【平成19事業年度】

国立大学法人評価委員会の平成18年度の業務の実績に関する評価結果について、企画評価室において分析した結果、全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターについて、共同研究員の公募、共同利用に関する情報提供等、これまで以上の情報提供が必要であるとの結論に達した。この結果を受け、同センターでは、国内外の大学、研究機関、国際機関と連携した原虫病の診断・治療・予防に関する総合的研究を推進する観点から、共同研究の公募を開始したほか、同センターのホームページを大幅に更新し、共同利用に関する情報提供の改善を図った。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> 大学の教育研究の進展の状況と既存施設の点検・評価を踏まえ、全学的・長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うなど、必要となるスペース・機能の確保（新增築・改修のほか、スペースの再配分や転用、施設の借用を含む）を図る。 経営資産として運営する視点に立って、計画・整備・管理を一元的に行う施設マネジメントをトップマネジメントの一環として確立し、知の拠点にふさわしい教育研究環境の構築を図る。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
<p>○ 施設等の整備に関する具体的方策【47】</p> <p>老朽化・狭隘化等の実情と課題を的確にとらえ、全学的視点による整備計画の策定に向け、施設マネジメントを推進する。</p>		IV		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>○ 「施設環境マネジメントに関する基本方針」の策定</p> <p>教育研究等の基本的な目標を達成する上で、その基盤となる施設環境は極めて重要であると捉え、施設環境の側面から教育研究環境の維持及び向上を図ることを目的とする「施設環境マネジメントに関する基本方針」を、平成18年9月に制定した。</p> <p>本基本方針は、①施設環境マネジメントサイクルの構築、②施設環境マネジメントの方策、③施設環境マネジメントの実施体制、の3点から構成されており、これに基づき、同年に、キャンパス整備に関わる企画及び立案等を円滑に推進するため、「施設環境マネジメントオフィス」を設置した。</p> <p>○ キャンパスマスタープラン2006の策定</p> <p>施設環境マネジメントに関する基本方針の策定に先立ち、日本と世界の農畜産の発展に寄与し獣医農畜産学の先端的教育・研究を実施するため、地域と環境に調和した機能的でゆとりのあるキャンパスの創造を目標とする「キャンパスマスタープラン2006」を平成18年3月に策定した。平成18年度には、同プランに基づき、総合研究棟I号館周辺の案内表示、舗道整備等の環境整備を行った。</p> <p>また、平成18年度には、文部科学省が策定した第2次国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画を踏まえ、施設の現状分析及び改善計画を推進する方策として、同プランに基づく「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」の策定に向け、検討に着手した。</p>	<p>「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」に基づき、計画的整備・維持管理を推進する。また、実施の方策として新たな整備手法や財源確保に向けた取組みを行う。</p>		

	<p>【47】 老朽化・狭隘化等の改善推進方策として、キャンパスマスタープラン2006を反映した施設環境整備5ヶ年計画の実施に向けて整備手法の検討を行う。</p>	IV	<p>(平成19年度の実施状況) キャンパスマスタープラン2006及び「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」に基づき、整備手法の検討を行い、家畜病院老朽改善整備事業の一部増築部分に対して、目的別積立金の捻出を役員会で決定し、国の予算である施設整備費補助金と適切に組み合わせた新たな整備手法と財源確保に向けた取組みを行った。整備の実施については平成20年度に着工予定である。</p>		
<p>【48】 国際的教育・研究の推進に必要となるスペース、学生支援スペース、交流スペースなど教育研究活動を支えるスペースの確保・整備充実を図る。</p>	<p>【48】 総合研究棟Ⅰ号館の改修整備事業の実施において、教育研究活動を支えるスペースの確保・整備充実を図る。また、講義棟改修整備事業の実施において、カリキュラムを精査し講義室の形態の整備充実を図る。</p>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 総合研究棟Ⅰ号館改修及びⅣ号館整備事業の実施により、教職員・学生のコミュニケーションを活性化させる空間としてコミュニケーションラウンジ、研究活性化プラザ及びファカルティラウンジを、また、組織変化、教員・学生の流動化に対応するためのコモントオフィス（共同利用オフィス空間）を新たに整備した。 このほか、学生の利便性向上のため、同館正面入口から講義棟への渡り廊下までの間に、大学教育センター、学務課、研究支援室及びインフォメーションモール（掲示スペース）を集約して整備するなど、教育研究を支えるスペースの確保・整備充実を図った。</p>	<p>平成20年度に実施する附属家畜病院の改修工事において、獣医臨床・教育・研究の推進に必要なスペースの確保・整備充実を図る。 また、老朽及び機能低下している学生会館、課外活動支援施設等の学生支援基盤施設に係る改修計画の検討を行う。</p>	
<p>【49】 卓越したプロジェクト研究の推進を図るために必要となるレンタルラボ（使用者を限定して一定期間使用許可する研究室）の確保・整備充実を図る。</p>	<p>【49】 総合研究棟Ⅰ号館の改修整備計画において、卓越したプロジェクト研究の推進を図るために必要となるレンタルラボの確保・整備充実を検討する。また、他の研究棟についても必要となるレンタルラボ</p>	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 総合研究棟Ⅰ号館改修及びⅣ号館整備事業により、レンタルラボを平成18年度末の時点で14室（877m²）整備した。 また、プロジェクト研究の推進及びカリキュラムの編成に柔軟に対応が可能となる全学共用のマルチルームを25室（774m²）整備した。</p>	<p>施設利用状況調査を実施し、更なる研究の推進を図るため、レンタルラボ等の流動的スペースの確保に向けて検討する。</p>	
	<p>【49】 総合研究棟Ⅰ号館の改修整備計画において、卓越したプロジェクト研究の推進を図るために必要となるレンタルラボの確保・整備充実を検討する。また、他の研究棟についても必要となるレンタルラボ</p>	IV	<p>(平成19年度の実施状況) 総合研究棟Ⅰ号館改修事業により、レンタルラボを4室（177m²）、プロジェクト研究の推進及びカリキュラムの編成に柔軟に対応が可能となる全学共用のマルチルームを1室（22m²）整備した。また、自己点検・評価により低稼働率であった総合研究棟Ⅲ号館の実験室1室（112m²）をⅠ号館改修事業の際の仮住まいスペースとして利用していたが、全体完了に伴い、レン</p>		

	<p>の確保・整備の検討を行う。</p>		<p>タルラボとしての運用を図った。更に、全学共同利用室であった特殊実験室2室(262m²)をレンタルラボとしての運用とした。 総合研究棟I号館改修事業等により、全体でレンタルラボ21室(1,428m²)、マルチルーム26室(796m²)の整備、確保を行った。</p>		
<p>【50】 老朽及び機能低下した建物について、施設の有効活用の観点から教育研究の一層の充実に資する施設への再生を図る。</p>	<p>【50】 総合研究棟I号館および講義棟の改修整備事業の実施において、老朽及び機能の改善整備を行い諸活動を的確に支える施設への再生を図る。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 老朽及び機能低下した総合研究棟I号館について、平成14年度から実施した改修事業により、高度化・多様化した全学共通実習室、プロジェクト研究の推進等に柔軟に対応が可能となる全学共通のマルチルーム等の整備により、教育研究等の諸活動を支える施設への再生、充実に資する施設への再生を図った。 また、平成17年度には老朽化の顕著であった実験動物施設を改修し、高度な動物実験飼育研究施設への再生を図った。</p>	<p>老朽及び機能低下した附属家畜病院の改修工事を平成20年度に実施し、耐震性能やライフラインの改修による基本性能を確保し、先端獣医療に対応した基盤整備を行い、教育研究の充実に資する施設への再生を図る。 また、総合研究棟II号館、体育館等の機能再生を図る改修事業計画の検討を行う。</p>	
<p>【51】 キャンパスの基盤整備についての点検調査を実施し設備の更新・改修及び環境整備の計画を策定し、実施する。</p>			<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 老朽及び機能低下した総合研究棟I号館について、平成14年度から実施した改修事業により、高度化・多様化した全学共通実習室、プロジェクト研究の推進等に柔軟に対応が可能となる全学共通のマルチルーム等の整備により、教育研究等の諸活動を支える施設への再生、充実に資する施設への再生を図った。また、老朽及び機能低下した講義棟について、耐震性能を確保するとともに、大空間の講義室に空調を設置したほか、視聴覚設備の充実、少数ゼミ等にフレキシブルに対応できる収容可変式の小講義室を設置するなど、教育研究環境の一層の充実に資する施設への再生を図った。</p>	
<p>【51】 キャンパスの基盤整備についての点検調査を実施し設備の更新・改修及び環境整備の計画を策定し、実施する。</p>	<p>【51】 暖房(一部冷暖房)及び給水に関する設備の更新・改修について計画に基づき、必要な処置を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度に実施したキャンパス屋外環境・点検評価の結果に基づき、「キャンパスマスタープラン2006」を平成17年度に制定した。 平成18年度には、同プランにおいて策定した設備の更新・改修及び環境整備の長期的な計画に基づき、基盤整備として総合研究棟I号館改修整備事業並びに情報処理センターの空調設備及び熱源設備の更新工事を行った。また、環境整備として、総合研究棟I号館周辺の案内表示の設置、舗道の整備等を行った。</p>	<p>キャンパスマスタープラン2006に基づく、交通システムの確立及び正門リニューアル等の環境整備について、実施に向け検討を行う。</p>	
			<p>IV</p>	<p>(平成19年度の実施状況) キャンパスマスタープラン2006及び帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画による設備の更新・改修の長期的な計画に基づき、総合研究棟I号館、講義棟の改修事業及び乳製品工場の建物附属設備の改修を主とした改善整備を行った。また、点検調査により、不足していた学生駐輪場を講義棟周辺の環境整備とあわせて設</p>	

			置したほか、新たな幹線道路を新設し、キャンパスの交通システム確立に向け、キャンパス環境基盤整備を行った。		
【52】 “リスの住む緑豊かなキャンパス”を維持するために、実のなる木の植樹や緑化等を行うとともに、生態系保護への配慮を図る。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 生態系に配慮した緑地環境の保全のため、草刈り、樹木剪定を計画的に実施したほか、大型改修事業等に伴う樹木の移植、枯損樹木の補樹、芝地造成等を行った。	キャンパスマスタープラン2006に基づく、寿命を満了した樹木の整理と植樹のほか、草刈り、樹木の剪定を計画的に行うなど、緑地環境保全を継続するとともに、学生と共同による植栽等によるキャンパスの緑化を推進する。	
	【52】 芝刈り、草刈り、樹木剪定を随時実施し良好な緑地を維持する。	III	(平成19年度の実施状況) 生態系に配慮した緑地環境の保全のため、芝刈り、草刈り、樹木剪定を計画的に実施したほか、学生実習による植栽や緑地帯の管理を含めた学内一斉清掃を年2回実施し、緑化推進及び生態系保護への配慮を行った。		
【53】 新耐震基準以前に整備された建物について、耐震診断を順次実施するとともに、必要に応じ耐震補強等の対策を計画的に実施する。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度に策定した耐震診断の実実施計画に基づき、平成17年度に体育館及び講堂、平成18年度に本部棟及び学生会館について耐震診断を実施した。 また、総合研究棟I号館改修事業において、耐震補強工事を実施し、安全性を確保した。	耐震性の劣る施設について、耐震補強工事を計画する。	
	【53】 建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る施設以外の施設について調査する。	III	(平成19年度の実施状況) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る施設以外の施設について調査し、耐震改修が必要な施設の抽出を行い、危険不適格建物であった自動車部車庫の取り壊しを行った。また、総合研究棟I号館及び講義棟について、耐震補強工事を実施した。		
【54】 地域に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者を含めた多様な利用者が円滑に利用できるよう、バリアフリー対策を計画的に実施する。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年12月に行った現況調査の結果に基づき、総合研究棟I号館改修事業において、平成18年度までに、身障者便所、渡り廊下、スロープ等を設置した。また、平成17年度には障がい者乗馬の介助奉仕者を育てる講習会の実施にあわせ、屋外に身障者用便所を設置するなど、バリアフリー対策を推進した。	計画的なバリアフリー対策を推進するため、年次事業計画を策定し、施設の改修、屋外環境の段差解消等を積極的に行う。また、身体に障がいのある者、高齢者等に配慮した優先駐車場の設置を計画する。	
	【54】 総合研究棟I号館及び講義棟改修整備事業の実施において、バリアフリー対策を実施する。	III	(平成19年度の実施状況) 総合研究棟I号館及び講義棟改修事業において、身障者便所、渡り廊下、スロープを整備し、手摺り、点字ブロックを設置するなどバリアフリー対策を実施した。		
○ 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【55】 経営戦略を踏まえ、全学		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 施設マネジメントを推進するための体制整備とし	全学的視点に立った施設マネ	

帯広畜産大学

<p>的視野に立った運用・管理の充実に向け施設マネジメントを推進する。</p>			<p>て、施設環境に関わる資源配分や整備に関わる事項等を円滑に実施するため、平成18年度に施設環境マネジメントオフィスを設置し、施設環境に関する全学的な審議体制を構築した。 また、平成16年度に導入した施設情報管理システムなどにより、施設利用の現状を調査し課題の抽出を行ったところ、総合研究棟Ⅱ号館及びⅢ号館において、一部の実験室等に非効率な利用実態が確認されたことから、平成17年度に改修工事を実施する等、施設の有効活用を推進した。</p>	<p>ジメントを効果的に推進するため、有効活用できる施設の抽出、改善計画を含めた有効活用案の検討を行い、計画的に実施する。</p>
	<p>【55】 有効活用に関する施設マネジメントの推進として、施設の現状における課題について対策を検討する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 利用状況調査により、低稼働率であった総合研究棟Ⅲ号館の実験室1室(112m²)をⅠ号館改修事業の際の仮住まいスペース及び事業完了後にレンタルラボとして運用し、施設の有効活用を図った。また、全学共同利用室であった特殊実験室2室(262m²)をレンタルラボとして運用することにより、有効活用の推進を図った。 利用状況の改善の余地がある施設の抽出を行い、施設の有効活用及び改善計画の検討を実施している。</p>	
<p>【56】 講義室・ゼミナール室の全学共用化を図るとともに、スペースの稼働率の向上を図る。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成17年度に実施した講義室利用状況調査の結果を踏まえ、稼働率の向上による有効活用の推進に資するため、総合研究棟Ⅰ号館改修整備事業において、カリキュラムの編成に柔軟に対応が可能となる全学共用のマルチルーム(ゼミナール室対応)25室を配置した。</p>	<p>総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟改修事業が完了し、講義室及びマルチルームが整備されたことから、稼働率の再調査を実施し、その結果を踏まえ、低稼働室の利用状況の向上を検討する。</p>
	<p>【56】 稼働率調査に基づき、低稼働室の転用の可能性について検討する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 講義棟改修整備事業において、少人数ゼミナールへの対応を可能とするための可動間仕切り室の設置、一部講義室への空調設備の設置、視聴覚設備の充実等を行い、教育環境の充実及び稼働率の向上を図った。また、総合研究棟Ⅰ号館改修事業において、カリキュラムの編成に柔軟に対応が可能となる全学共用のマルチルーム(ゼミナール室対応)1室を配置した。</p>	
<p>【57】 施設設備を長期間有効に活用するために必要な施設の点検・保守・修繕(プリメンテナンス)に関する実施計画を策定し、実行する。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 平成16年度に行った劣化状況調査を基に、維持管理計画を作成し、同計画に基づき、平成18年度までに、附属図書館及びサークル棟の屋上防水改修、肉畜処理施設の外壁・建具改修並びに国際交流会館の予防保全改修工事を行った。</p>	<p>維持管理計画を随時見直し、計画的に点検・保守・整備を行うとともに、施設機能の平準化を図る。</p>
	<p>【57】 経年及び点検・保守・修繕(プリメンテナンス)の実績に基づき、長期的使用の観点において適切な対処を実施す</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成19年度の実施状況) キャンパスマスタープラン2006及び帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画に基づく維持管理計画により総合研究棟Ⅰ号館、講義棟の改修事業及び乳製品工場の建物附属設備の改修を主とした改善整備を行った。ま</p>	

	る。		た、国際交流会館6室について、長期間有効に活用するための予防保全改修工事を実施した。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法など関係法令等を踏まえた安全管理体制により安全管理の徹底を図る。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
○ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 【58】 ・ 衛生管理者及び安全衛生委員会を中心として定期点検を行うなど安全管理の徹底を図る。	【58】 衛生管理者及び安全衛生委員会を中心として定期点検を行うなど安全管理の徹底を図る。	III	III	(平成16～18年度の実施状況概略) 衛生管理者及び安全衛生委員会が中心となって、学内点検を平成16年9月以降毎月行うとともに、安全チェックリストに基づく火元責任者による安全衛生自主点検を行った。学内点検の結果については、書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることで、安全管理の徹底を図った。また、火元責任者による自主点検の実施については、周知の徹底、書式の簡略化等により、実施率の向上を図った。	衛生管理者及び安全衛生委員会を中心として、学内点検及び安全衛生自主点検を継続して行い、安全管理の徹底を推進する。		
		III	III	(平成19年度の実施状況) 安全衛生委員会の学内点検は、毎月継続して実施しており、点検結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることで、安全管理の徹底を図っている。また、火元責任者による自主点検の実施について周知を図った。			
【59】 ・ 組換えDNA実験、放射性同位元素及び毒劇物の管理体制・手続き等について点検し、必要な場合はそれらを見直す。		III	III	(平成16～18年度の実施状況概略) ○ 遺伝子組み換え実験等安全管理規程の制定 組換えDNA実験については、平成16年2月に施行された「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」により遺伝子組換え生物等の使用が規制されたことを受けて、管理体制・手続き等の見直しを行い、平成17年9月に「遺伝子組換え実験等安全管理規程」を制定した。同規程に基づき設置した遺伝子組換え実験等安全管理委員会では、本規程に基づき、第二種使用等拡散防止措置承認申請の審査等を行うとともに、実験責任者に一層の安全管理と法令遵守を促し、実験内容の点検、見直しを含めた指導を行った。	遺伝子組換え実験、放射性同位元素、病原体等及び毒劇物について、関係諸規程に基づく管理の徹底を推進する。また、管理体制・手続き等の改善点・問題点の検証を随時行い、必要に応じて見直しを行う。		

	<p>○ 放射線障害予防規程の改正 放射線同位元素等の使用、取扱等については、平成17年11月に「放射線障害予防規程」の一部改正を行うなど、放射線安全委員会を中心に管理体制・手続き等の見直しを行うとともに、管理の徹底を進めている。</p> <p>○ 薬品管理システムの導入 法人化の時点において、本学が所有する化学物質の一部について、組織的な対応による全学的な保有状況、使用状況が把握されていない状況にあった。これを改善するため、新たな全学的な化学物質の総合管理システムとして、平成17年度より薬品管理システムを導入し、大学全体の毒劇物及び薬品の集中管理を実施した。これにより、有毒性及び危険性を有する化学物質に係るリスク管理の徹底、学生への安全教育と法令遵守に対する意識向上等の効果が得られた。</p> <p>○ 危機管理規程の制定 平成18年度に、危機管理体制を見直し、大学全体としての危機管理を総合的かつ計画的に進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処法等を定めた危機管理規程を制定した。</p>
<p>【59】 遺伝子組換え実験等安全管理規程、放射線障害予防規程、病原性微生物等安全管理規程及び毒劇物の管理体制・手続き等について、関係諸規程に基づき管理の徹底を図る。</p>	<p>III (平成19年度の実施状況) 遺伝子組換え生物等の第二種使用が必要となる実験実施前に、実験責任者により提出された第二種使用等拡散防止措置承認申請に対して、本学の「遺伝子組換え実験等安全管理規程」に従いそれを精査したほか、第二種使用等の実験に関しては拡散防止措置が省令に定められているか否かを審査し、機関実験あるいは大臣確認実験の適切な手続きを行った。 また、保管、運搬については、省令に則り拡散防止措置を執るよう指導する。現在までに、15件の学長承認実験と1件の大臣承認実験を承認し、それらの登録手続きを行った。その際、実験責任者に一層の安全管理と法令遵守を促すと共に、実験内容の点検、見直しを含めた指導を行った。 平成19年度の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正に伴い、「病原性微生物等安全管理規程」を「病原体等安全管理規程」に全面改正を行い、管理体制・手続き等を変更した。その際、病原体取扱主任者を置き病原体等の安全管理の徹底を図るとともに、2種病原体等の所持の許可を厚生労働省に申請し、3種病原体等の所持を同省に報告した。 また、平成18年度に制定した危機管理規程に基づき、</p>

		<p>平成20年3月に本学における危機管理の組織的取組、危機管理対策の概要及び危機事象発生時の具体的な対処法等を定めた危機管理ガイドラインを制定した。</p>	
<p>○ 学生等の安全確保等に関する具体的方策 【60】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全マニュアルを更新し、病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の充実を図るとともに、事故防止に関する研修会を開催し、学内の実験施設等における安全管理を徹底する。 	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>○ 安全マニュアルの更新</p> <p>病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の整備、充実を図る目的から、平成17年度に、病原性微生物等安全管理規程を制定するとともに、それまでの安全マニュアルを更新し、病原性微生物等安全管理マニュアルを定めた。平成18年度には、同規程及びマニュアルに基づき、病原体の安全な取り扱いを図るために、病原菌株の学内での所有状況と実験従事者の調査を行うとともに、危険度の高い病原体を扱っている実験従事者を対象に保存のための血清を採取し、実験従事者に対する健康管理の充実を図った。</p> <p>○ 実験施設等における安全管理に向けた取組</p> <p>事故防止のための研修会として、「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に関する説明会を開催したほか、関係教職員に対し、小型車両系建設機械運転業務特別教育及びクレーン運転特別教育を実施するなど、安全な教育・研究体制の充実を図った。</p> <p>また、実験施設並びに動物飼育施設の安全性について確認し、実験責任者に一層の安全管理と法令遵守を促すとともに、実験内容の点検、見直しを含めた指導を行った。また、遺伝子組換え生物等の適切な使用等について、特に注意を要する事項が新たに見いだされた場合は、全教員に電子メールを通して速やかに通知することで、迅速な対応を行った。</p>	<p>安全マニュアルについては、随時検証を行い必要に応じて更新を行う。また、教職員及び学生を対象とした研修会等を定期的に開催し、安全な教育・研究体制の充実と一層の安全管理と法令遵守を促す。</p>
	<p>【60】</p> <p>安全マニュアルを更新し、病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の充実を図るとともに、教職員及び学生を対象とした事故防止に関する研修会を開催し、学内の実験施設等における安全管理を徹底する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>関係教職員に対し、小型車両系建設機械運転業務特別教育及び玉掛け技能講習を実施し、安全な教育・研究体制の充実を図った。</p> <p>また、実験施設並びに動物飼育施設の安全性について確認し、実験責任者に一層の安全管理と法令遵守を促すと共に、実験内容の点検、見直しを含めた指導を行ったほか、遺伝子組換え生物等の適切な使用等について、特に注意を要する事項が新たに見いだされた場合は、全教員に電子メールを通して速やかに通知することで、迅速な対応を図った。学生には、実験責任者あるいは指導教員を通して、安全管理と法令遵守を促すと共に、第二種使用等拡散防止措置の徹底を図った。</p> <p>施設面では、新たに組換えDNA動物使用実験PIAレベル専用の動物実験室を2室設け、管理体制の強化を</p>

			<p>図った。 このほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正の概要と学内規程改正の詳細について、学内構成員に対してホームページ等で通知すると共に、教職員、学生の教育訓練の一貫として全学説明会を開催しその徹底を図った。</p>		
<p>【61】 ポスター掲示やパンフレットの配付などを実施し安全意識の向上を図り、事故防止に努める。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 衛生管理者及び安全衛生委員会が中心となって、学内点検を平成16年9月以降毎月行うとともに、安全チェックリストに基づく火元責任者による安全衛生自主点検を行った。学内点検の結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることにより、安全管理の徹底を図った。 また、学生、教職員への安全意識の向上と事故防止を図るため、安全管理に関するポスター及び学内の危険を伴う機械等に注意事項等を掲示するとともに、同委員会で作成した安全の手引きをホームページに掲載した。</p>	<p>衛生管理者及び安全衛生委員会を中心に、学内点検及び安全衛生自主点検を継続して行い、安全管理の徹底を推進する。また、学生及び教職員への安全意識の向上と事故防止を図るため、安全の手引き、ポスター、パンフレットなどの掲示等を行う。</p>	
	<p>【61】 ポスター掲示やパンフレットの配付などを実施し、安全意識の向上を図り、事故防止に努める。</p>		III	<p>(平成19年度の実施状況) 安全衛生委員会の学内点検は、毎月継続して実施しており、点検結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることにより、安全管理の徹底を図った。 また、安全管理、交通事故防止、火災予防等のポスター、パンフレット等を学内ホームページへの掲載、学内各所への掲示を行い、事故防止や安全意識の向上を図った。</p>	
			ウエイト小計		
			ウエイト総計		

[ウエイト付けの理由]

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

○ 「施設環境マネジメントに関する基本方針」の策定

教育研究等の基本的な目標を達成する上で、その基盤となる施設環境は極めて重要であると捉え、施設環境の側面から教育研究環境の維持及び向上を図ることを目的とする「施設環境マネジメントに関する基本方針」を、平成18年9月に制定した。

本基本方針は、①施設環境マネジメントサイクルの構築、②施設環境マネジメントの方策、③施設環境マネジメントの実施体制、の3点から構成されており、これに基づき、同年に、キャンパス整備に関わる企画及び立案等を円滑に推進するため、「施設環境マネジメントオフィス」を設置した。

○ キャンパスマスタープラン2006の策定

施設環境マネジメントに関する基本方針の策定に先立ち、日本と世界の農畜産の発展に寄与し獣医農畜産学の先端的教育・研究を実施するため、地域と環境に調和した機能的でゆとりのあるキャンパスの創造を目標とする「キャンパスマスタープラン2006」を平成18年3月に策定した。平成18年度には、同プランに基づき、総合研究棟Ⅰ号館周辺の案内表示、舗道整備等の環境整備を行った。

また、平成18年度には、文部科学省が策定した第2次国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画を踏まえ、施設の現状分析及び改善計画を推進する方策として、同プランに基づく「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」の策定に向け、検討に着手した。

○ 施設の有効活用の推進

施設マネジメントを推進するための体制整備として、施設環境に関わる資源配分や整備に関わる事項等を円滑に実施するため、平成18年度に施設環境マネジメントオフィスを設置し、施設環境に関する全学的な審議体制を構築した。

また、平成16年度に導入した施設情報管理システムなどにより、施設利用の現状を調査し課題の抽出を行ったところ、総合研究棟Ⅱ号館及びⅢ号館において、一部の実験室等に非効率な利用実態が確認されたことから、平成17年度に改修工事を実施する等、施設の有効活用を推進した。

○ 省エネルギー対策等の推進、温室効果ガス排出削減等の環境保全対策に係る取組

省エネルギー対策、温室効果ガス排出削減等への取組として、本学ホームページ、掲示等により省エネ対策（各種会議での空調の制限、昼休みや未使用スペースの消灯等）を周知し、学生、教職員への環境保全に対する意識向上を促した。また、冷暖房時間の集中制御並びにクールビズ、ウォームビズを全学で実施した。

○ 安全管理に関する取組

安全管理者及び安全衛生委員会が中心となって、学内点検を平成16年9月以降毎月行うとともに、安全チェックリストに基づく火元責任者による安全衛生自主点検を行った。学内点検の結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることにより、安全管理の徹底を図った。

また、事故防止のための研修会として、「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に関する説明会を開催したほか、関係教職員を対象とした小型車両系建設機械運転業務特別教育及びクレーン運転特別教育の実施、安全管理に関するポスター及び学内の危険を伴う機械等への注意事項等の掲示、安全衛生委員会で作成した安全の手引きのホームページへの掲載等により、学生、教職員への安全意識の向上と事故防止を推進した。

このほか、病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の整備、充実を図る目的から、平成17年度に、病原性微生物等安全管理規程を制定するとともに、それまでの安全マニュアルを更新し、病原性微生物等安全管理マニュアルを定めた。平成18年度には、同規程及びマニュアルに基づき、病原体の安全な取り扱いを図るために、病原菌株の学内での所有状況と実験従事者の調査を行うとともに、危険度の高い病原体を扱っている実験従事者を対象に保存のための血清を採取し、実験従事者に対する健康管理の充実を図った。

○ 危機管理規程の制定

本学では、法人化以降の防災、放射線、遺伝子組換え、毒劇物、情報セキュリティ等のリスクに対する危機管理体制として、各リスクについて学内規程、委員会を整備し、専門的に危機管理に対応してきた。しかし、本学における危機管理を総合的・計画的に進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処方法を定めるとともに、危機管理室の組織と業務、危機事象の例示、危機事象発生時の対策本部の設置及び各種委員会との連携・分担等を定めた危機管理規程を平成18年度に制定し、危機管理の体制整備を行った。

【平成19事業年度】

○ 総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟改修事業の完了

平成14年度から実施していた総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟改修事業が完了した。本改修事業により、総合研究棟Ⅰ号館では、高度化・多様化した全学共通実習室、プロジェクト研究の推進等に柔軟に対応が可能となる全学共通のマルチルーム等の整備により、教育研究等の諸活動を支える施設への再生、充実を図った。また講義棟では、耐震性能を確保するとともに、大空間の講義室に空調を設置したほか、視聴覚設備の充実、少数ゼミ等にフレキシブルに対応できる収容可変式の小講義室を設置するなど、教育研究環境の一層の充実に資する施設への再生を図った。

○ 施設マネジメントの推進

キャンパスマスタープラン2006及び帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画に基づき、整備手法の検討を行い、家畜病院老朽改善整備事業の一部増築部分に対して、目的別積立金の捻出を役員会で決定し、国の予算である施設整備費補助金と適切に組み合わせた新たな整備手法と財源確保に向けた取組みを行った。整備の実施については平成20年度に着工予定である。

また、利用状況調査により、低稼働率であった総合研究棟Ⅲ号館の実験室1室(112m²)をI号館改修事業の際の仮住まいスペース及び事業完了後にレンタルラボとして運用し、施設の有効活用を図ったほか、全学共同利用室であった特殊実験室をレンタルラボとして運用する等、施設マネジメントの推進による施設の整備、有効活用を図った。

○ 省エネルギー対策等の推進、温室効果ガス排出削減等の環境保全対策に係る取組

省エネルギー対策、温室効果ガス排出削減等への取組として、本学ホームページ、掲示等により省エネ対策(各種会議での空調の制限、昼休みや未使用スペースの消灯等)を周知し、学生、教職員への環境保全に対する意識向上を促した。また、冷暖房時間の集中制御並びにクールビズ、ウォームビズを全学で実施した。

○ 安全管理に関する取組

安全管理者及び安全衛生委員会が中心となって、学内点検を平成19年度においても毎月行うとともに、安全チェックリストに基づく火元責任者による安全衛生自主点検を行った。学内点検の結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることにより、安全管理の徹底を図った。

また、事故防止のための研修会として、平成19年度は関係教職員を対象とした小型車両系建設機械運転業務特別教育及びクレーン運転特別教育の実施、安全管理に関するポスター及び学内の危険を伴う機械等への注意事項等の掲示、安全衛生委員会で作成した安全の手引きのホームページへの掲載等により、学生、教職員への安全意識の向上と事故防止を推進した。

このほか、平成19年度の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、「病原性微生物等安全管理規程」を「病原体等安全管理規程」に全面改正を行い、管理体制・手続き等を変更した。その際、病原体取扱主任者を置き病原体等の安全管理の徹底を図るとともに、2種病原体等の所持の許可を厚生労働省に申請し、3種病原体等の所持を同省に報告した。

○ 危機管理ガイドラインの制定

平成18年度に制定した危機管理規程に基づき、本学における危機管理の組織的取組に関して、危機管理対策の概要や危機事象発生時の具体的な対処方法など、基本的な事項を構成員に周知することにより、本学において発生が予想される危機事象に迅速かつ的確に対処し、当該危機を回避又はその被害を最小限に止めることを目的として、本学における危機管理の組織的取組、危機管理対策の概要及び危機事象発生時の具体的な対処法等を定めた危機管理ガイドラインを平成20年3月に制定した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 施設マネジメント等の実施状況

【平成16～18事業年度】

平成18年9月開催の役員会で施設環境マネジメントに関する基本方針を策定したことを受け、施設環境マネジメントに係る諸施策の企画及び立案並びにその円滑な実施等を図るために、施設環境マネジメントオフィスを設置した。同オフィスでは、平成17年度に策定したキャンパスマスタープラン2006に基づく、「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」の平成19年度策定に向けて検討を行ったほか、屋外環境の点検評価を実施するなど活発な活動を行っている。

施設・設備の有効活用に係る取組として、平成16年度に導入した施設情報管理システムの活用による、資産の利用実態調査・分析に基づき、平成17年度に資産の運用計画を含む、キャンパスマスタープラン2006の策定に活用した。また、施設情報管理システムの運用を開始したことにより、教職員、学生等が学内LANを通してリアルタイムに講義室などの全学共通使用室の利用状況の閲覧を可能としたほか、平成18年度には、講堂・講義棟等の一般開放等の拡充に向けた検討を行い、帯広市広報、本学ホームページ等を活用することとし、平成19年度実施に向け準備作業を行った。また、未利用の職員宿舎を、学生寮の改修工事に伴う、入寮者の仮住先として利用し、有効活用を推進した。

施設維持管理の計画的実施状況については、平成16年度に行った劣化状況調査を基に、維持管理計画を作成し、同計画に基づき、平成18年度までに、附属図書館及びサークル棟の屋上防水改修、肉畜処理施設の外壁・建具改修並びに国際交流会館の予防保全改修工事を行った。

省エネルギー対策、温室効果ガス排出削減等への取組として、本学ホームページ、掲示等により省エネ対策を周知し、学生、教職員への環境保全に対する意識向上を促した。また、冷暖房時間の集中制御並びにクールビズ、ウォームビズを全学で実施した。

【平成19事業年度】

平成14年度から実施していた総合研究棟I号館及び講義棟改修事業が完了した。本改修事業により、総合研究棟I号館では、高度化・多様化した全学共通実習室、プロジェクト研究の推進等に柔軟に対応が可能となる全学共通のマルチルーム等の整備により、教育研究等の諸活動を支える施設への再生、充実を図った。また講義棟では、耐震性能を確保するとともに、大空間の講義室に空調を設置したほか、視聴覚設備の充実、少数ゼミ等にフレキシブルに対応できる収容可変式の小講義室を設置するなど、教育研究環境の一層の充実資する施設への再生を図った。

キャンパスマスタープラン2006及び帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画に基づき、整備手法の検討を行い、家畜病院老朽改善整備事業の一部増築部分に対して、目的別積立金の捻出を役員会で決定し、国の予算である施設整備費補助金と適切に組み合わせた新たな整備手法と財源確保に向けた取組みを行った。整備の実施については平成20年度に着工予定である。

また、利用状況調査により、低稼働率であった総合研究棟Ⅲ号館の実験室1室(112m²)をI号館改修事業の際の仮住まいスペース及び事業完了後にレンタルラボとして運用し、施設の有効活用を図ったほか、全学共同利用室であった特殊実験室をレンタルラボとして運用する等、施設マネジメントの推進による施設の整備、有効活用を図った。

施設維持管理の計画的実施状況については、キャンパスマスタープラン2006及び帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画に基づく維持管理計画により総合研究棟I号館、講義棟の改修事業及び乳製品工場の建物附属設備の改修を主とした改善整備を行った。また、国際交流会館6室について、長期間有効に活用するための予防保全改修工事を実施した。

省エネルギー対策、温室効果ガス排出削減等への取組として、本学ホームページ、掲示等により省エネ対策を周知し、学生、教職員への環境保全に対する意識向上を促した。また、冷暖房時間の集中制御並びにクールビズ、ウォームビズを全学で実施した。

○ 危機管理への対応策の状況

【平成16～18事業年度】

本学では、法人化以降の防災、放射線、遺伝子組換え、毒劇物、情報セキュリティ等のリスクに対する危機管理体制として、各リスクについて学内規程、委員会を整備し、専門的に危機管理に対応してきた。しかし、本学における危機管理を総合的・計画的に進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処方法を定めるとともに、危機管理室の組織と業務、危機事象の例示、危機事象発生時の対策本部の設置及び各種委員会との連携・分担等を定めた危機管理規程を平成18年度に制定し、危機管理体制整備を行った。

また、平成19年2月15日に国の公的研究費のガイドライン（実施基準）が策定されたことを受け、危機管理室においては、研究費の不正使用、本ガイドラインに基づく体制整備の不備に伴う措置及び社会的信頼の失墜を本学におけるリスクとして認識・特定するとともに、本ガイドラインに基づく体制整備に取りかかる必要性を戦略会議に諮ったほか、事務局ワーキンググループを設置して、研究費の執行・管理に関する業務の現状把握作業を開始し、研究費の不正使用の発生要因となるリスクの洗い出しを行い、対応方針案、改善案を作成した。

【平成19事業年度】

平成18年度に制定した危機管理規程に基づき、本学における危機管理の組織的取組に関して、危機管理対策の概要や危機事象発生時の具体的な対処方法など、基本的な事項を構成員に周知することにより、本学において発生が予想される危機事象に迅速かつ的確に対処し、当該危機を回避又はその被害を最小限に止めることを目的として、本学における危機管理の組織的取組、危機管理対策の概要及び危機事象発生時の具体的な対処法等を定めた危機管理ガイドラインを平成20年3月に制定した。

研究費の不正使用防止のための取組としては、平成19年4月に、総務研究担当理事を座長として、研究者を含めた「研究費の管理・監査に関するワーキンググループ」を設置し、平成18年度に事務局で策定した研究費の執行・管理に関する対応方針案、改善案を基に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく研究費の不正使用防止に向けた適切な内部統制体制の構築を目指した対応方針の検討を行った。6月には、同ワーキンググループでの検討結果に基づき、役員会において対応方針を策定するとともに、不正防止計画推進部署の役割も担うこととなるコンプライアンス室を設置した。

役員会において策定した対応方針のもと、研究費の不正使用防止に向けた取り組みは、コンプライアンス室において推進することとし、コンプライアンス室での検討を経て、9月の役員会において「研究費の不正使用防止等に関する規程」

「研究活動に携わる者の行動指針」「外部資金の受入から執行までの事務処理マニュアル」「会計業務マニュアル」「帯広畜産大学における物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」等を諮り、一部修正を経た後、10月の役員会において、研究費の不正使用防止に向けた取り組みについて全体報告を行った。

10月には、研究費の不正使用防止に向けた本学の取り組みをホームページに公開し、11月には2回の全学説明会を開催し、ガイドラインの趣旨及び本学の取り組みについて周知するとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を文部科学省に提出した。

研究費の不正使用防止等に関する規程は、ガイドラインに示された競争的資金に限らず、本学において取り扱う研究費全般を対象とし、研究費の取扱に関する最高管理責任者、統括管理責任者を定め、学内の研究費の取扱に関する責任体系を定めたほか、研究費に係る事務処理手続きの相談窓口、通報窓口及び不正防止計画推進部署等について定めている。

その他、不正使用に係る調査方法・手続きについては、通報等を契機とするものと、最高管理責任者の指示によるものとの二通りの方法を置くこととしたこと、最高管理責任者は、研究費の適正な運営及び管理を維持する内部統制体制を構築することをその責務としたこと、学内構成員に対し統括管理責任者が行う研究費の運営及び管理に関し必要な指導等は、最高管理責任者の指示に基づくものとしたこと等、最高管理責任者のリーダーシップが適切に発揮される体制としている。また、不正使用に係る通報・調査は、研究費に限らず、他の経費に係る不正使用についても適用することとした。

発注・検収業務の当事者以外のチェックが機能するシステムについては、「会計業務マニュアル」にその概要を示し、学内規程の整備を行い、平成20年4月から実施することとした。

○ 従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

【平成16～18事業年度】

平成17年度評価での国立大学法人評価委員会の指摘事項であった危機管理に対する全学的・総合的な危機管理体制の確立を図るため、平成18年度に、危機管理規程を制定するとともに、全学的リスクマネジメント組織である、危機管理室を設置した。

【平成19事業年度】

※ 該当事項なし